

(注 1) 本 HP (<https://金川貿易保険.com>) ではトップページにおいて (イ) 自主投開票の投票表を実装するほか、(ロ) 投票表の出発点とした 2 項目/関心事/選び方/投票項目、かつ、(ハ) 関連する用語を集約した用語集等も PDF 化し、それを投票表の利用に際して事前学習から座右にした「与信管理の見える化」による情報提供するもの (お問合せは携帯 090-3527-4262 へ)。

(注 2) 貿易保険には 2 スキームがあり、外資系損保会社及び日系損保会社 (外資系損保会社との業務提携) も取り扱っておりますから、ここで紹介する内容は保険会社により商品の独自性を発揮して異なることがあります。

投票表の出発点 & 用語集 (PDF)

A. 保険対象範囲

A-(1)-1 番のユーザンスの制約について

< 出発点 >

A 項目：ユーザンスは個別系と包括系①&②が併存し輸出契約等で定められたユーザンスによる支払期日を中心としたものです。ここでは、個別系や「希望扱い」の包括系①の船前部分を除いて $y = ax + b$ の保険料率算式で x をユーザンスとしたパラメーターです。

B 項目：ユーザンスは対象バイヤーの一番支払振りの遅い期間でもって最長決済期間として保険会社により設定して貰います。ここでは、最長決済期間は最大 180 日を前提とした延長可能期間 (貨物代金額の支払期日から最長決済期間の満了日まで) を形成し、短い案件や少額の与信案件を包括対象に含め「易く」します。それはトップバイヤー由来とした支払限度額 (共通枠) を支える貸倒リスクに係る「危険の分散」につながります。

< 関心事 >

A 項目：制約は「事故扱い」の起点が支払期日です。ここでは、輸出契約等で定められたユーザンスをテコとし、その終点を事故発生日とします。

B 項目：制約は「支払遅延扱い」の起点が請求日です。ここでは、通常債権の発生日は請求日ですから、必要な書類の提出や諸規定の順守条件のもとで損害原因別に支払遅延通知日 (又は待機期間終了日) を事故発生日 (= 保険会社

履行の出発点)とします。例えば、「倒産状態の場合」では請求日+最長決済期間+30日=支払遅延通知期限又は「倒産状態を知った日」から30日以内のいずれか早い日までとし当初のユーザンスに比べて「繰り上り」ます。また、「単なる資金ショートの場合」では支払遅延通知日の延長線上にある待機期間(=保険金の支払いを猶予する期間)における保険会社が管理する債権回収会社からの「回収措置や可能な場合の法的措置」で間に合わない日までとし、当初のユーザンスに比べて「繰り下がり」ます。それは損害原因別に対象バイヤー別の支払振りや保険会社の関与を当てにしたものです。

<選び方>

投票項目に対して保険対象範囲の制約でユーザンスを選ぶ場合に(A)ユーザンス180日超を保険対象に含めるか、それとも(B)含めないかどうか想定します。

<投票項目>

A項目：ユーザンスの制約は個別系と包括系①&包括系②のいずれでも180日以内の継続的取引です。

B項目：ユーザンスの制約は事実上包括系だけの180日以内の継続的取引です。

<用語集>

1. 個別系とは、与信取引のうち貸倒リスクに懸念するバイヤーを選んだり、そういう懸念が「無い」バイヤーに保険をかけないことを選んだりすることを指すもの。そこでは、支払限度額の残枠内で保険料を一括前払いし、輸出契約等の締結都度に保険関係が自動成立するもの。

2. 包括系①とは、A項目では包括単位で保険をかける方式であっても「てん補範囲」に関して船後リスクを「強制付保扱い」とし、船前リスクの「希望扱い」を指すもの。また、船前リスクは船後「包括系①」に係る支払限度額の半額、かつ、下限(1,000万円)で保険料を一括前払いし、確定前通知書でもって遡求成立するもの。

3. 包括系②とは、A項目では包括単位で保険をかける方式のもとで「船前リスク」と「船後リスク」の「一気通貫扱い」を指すもの。

4. 継続的取引とは、A項目では輸出契約等に基づく貨物の輸出又は販売の実績があり、更に将来継続的かつ反復的にする貿易取引を指すもの。

5. 請求日とは、B項目では通常商業送り状(インボイス)の発行日を指すもの。

6. 損害原因別とは、B項目では例えば積出し不能と債権回収不能に関して(イ)倒産状態、(ロ)政治的危険&(ハ)自然災害があり、それ以外に保険金の支払いを猶予する待機期間の終了日までに(ニ)セラー側にとって有利

な確定判決を前提とした「履行の不当な中断」や（ホ）債権の不払いという「債務不履行」を含める5本を指すもの。

A-(2)-2番の保険対象額の制約について

<出発点>

A 項目：制約は先行設定して貰った支払限度額（専用枠）をゴールとした年間予想売上高の範囲内で締結した輸出契約等の貨物代金額を保険価額とし、それから導いた保険金額（＝保険価額×付保率）と当該支払限度額（専用枠）との2本の制約を受けます。ここでは、取引単位の「請求扱い」時点におけるてん補予定額は保険金額を限度額とします。それは継続的取引の保険以外でも適用されるものです。そして、複数「請求扱い」の場合にてん補予定額（累計額）は当該支払限度額（専用枠）の範囲内です。それは継続的取引の個別系、又は「希望扱い」の船前を含めた「包括系①」及び船前を除いた「包括系②」の保険だけに適用されるものです。

B 項目：保険対象債権は「承認された与信設定額」が有効である限り、バイヤーに商品を引渡した都度にてん補が自動開始し、通常四半期毎に保険対象債権に係る売上高を国別累計額とした事後報告です。その後は、「支払遅延扱い」時点ではじめて保険対象債権に係る総請求額－総回収額＝正味債権等を明らかにします。ここでは、必要な書類や諸規定の順守条件のもとで損害原因別に支払遅延通知日や待機期間の終了日とした事故発生日（保険会社履行時点の出発点）の時点において各正味債権は与信設定額を限度額とします。

<関心事>

A 項目：制約は通常保険会社側でもって付保時点における「照合扱い」です。ここでは、セラーは保険会社で作成される照合台帳と締結された輸出契約等の要素部分（輸出契約成立日、ユーザンス、貨物代金額、船積予定日、換算率等）について点検義務を履行します。（10日以内の「修正扱い」）

B 項目：制約は保険会社への報告時点において保険対象外債権を除外し、保険対象債権だけの売上高実績報告です。ここでは、セラーは与信設定額が有効であることを条件にした商品をバイヤーに引渡した都度、てん補が自動開始し、それを四半期毎に報告するものです。（売上高実績報告書）

（注）保険対象外債権とは（a）バイヤーの属性（①私個人、②関係会社、③倒産状態後のバイヤー、④パブリックバイヤー：但し政治的危険のオプション特約により追加てん補できるもの、（b）支払条件（TT前払条件、確認ILC条件）、（c）特殊販売：但し委託販売・書類引換現金払い販売はオプション特約で追加てん補できるもの、（d）与信設定額が有効でない債権（与信設定額の拒絶や撤回後の引渡し）、（e）禁輸措置案件に係る債権（保険会社による保険金の支払いが国際連合決議等禁輸措置案件に関連した制裁等を受ける可能性のあるもの）。

<選び方>

投票項目に対して保険対象額の制約を選ぶ場合に（A）所定の帳票（申込書等）により輸出契約等別に明らかにする貨物代金額か、それとも（B）所定の帳票（売上高実績報告書）により明らかにする国別債権額かどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：保険対象額の制約は先行手配の支払限度額をゴールとした年間商談額の範囲内でもって船積みした貨物代金額です。

B 項目：保険対象額の制約は先行手配の与信設定額をゴールとした年間商談額の範囲内でもって発生した債権額です。

<用語集>

7. 支払限度額とは、A 項目ではバイヤー別の所定の期間（特約締結予定日等の 17 月前より 12 月分）の輸出実績額からとらえた最高債権残高から保険会社評価により設定して貰った当該バイヤーだけの専用枠、又は B 項目では前年度におけるトップバイヤーに係る与信取引の残高（最高債権残高等）から保険会社評価により与信設定額を設定して貰った後に、その額に縮小てん補率を乗じることによって設定して貰った全バイヤー用の共通枠を指すもの。

8. 貨物代金額とは、A 項目では船前は貨物 FOB 価額、船後は前受金を除いた貨物代金額を指すもの。

9. 与信設定額とは、B 項目ではバイヤー別に前年度における与信取引の残高（最高債権残高等）から保険会社評価により設定して貰う当該バイヤー独自の「損失額の上限額」を指すもの。

10. 与信設定額が有効であることとは、B 項目では与信設定額に関して保険会社により希望通りに（イ）満額回答又は（ロ）一部承諾を受けたことを指し、当該与信設定額申請時に貨物代金額の支払期日より 60 日超の支払遅延案件や信用悪化情報が「無い」限り、その通知日より 60 日遡及した日より有効になることを指すもの。

A-(3)-3 番の取引先国の制約について

<出発点>

A 項目：取引先国がカントリーリスクの余波により「付保扱い」時点において割高の保険料率等の適用を受けることがあります。そこでは、国別カテゴリー表（A から H までの 8 段階）の後順位にダウンした場合にその適用日をはじめその経過措置を点検しその範囲内で「付保扱い」を手配します。

B 項目：取引先国がカントリーリスクの余波により期中において与信設定額が削減されることが想定できます。そこでは、保険会社履行時点までに支払遅延通知日を境にしてその前はセラーによる自主回収期間、その後は回収委任し

た債権回収会社による待機期間の終了日までにおける回収振りを当てにするようにします。そのときの正味債権は一律削減後の与信設定額と比較点検し、正味債権は一律削減後の与信設定額を限度額とします。

< 関心事 >

A 項目：制約はカントリーリスクの余波を受けた場合に 8 段階の国別カテゴリー表のもとで後順位のダウンです。その場合、保険料率算式の $y=ax+b$ という a と b の指数に連動した地域差料率に「直ち」に反映することがあります。そこでは、その適用は輸出契約等の締結後（「包括系②」）や船積後（船後「包括系①」）という「付保扱い」時点です。

B 項目：制約はカントリーリスクの余波を受けた場合に与信設定額の一律削減です。その場合、その適用時点が損害原因別に異なり、比較的「遅め」になることがあります。そこでは、事実上与信設定額の一律削減が実施されるのは最終的に損害原因別の保険会社履行時点です。それに加えて、政治的危険や自然災害に直接遭遇したときは必要書類の提出や諸規定の順守条件のもとでてん補事由の発生日から積出し前案件（オプション特約）に対して 10 日以内、積出し後案件に対して原則 30 日以内の支払遅延通知日をもって事故発生日（保険会社履行時点の出発点）とする「枠組み」です。

（注）「政治的危険」とは、①バイヤーが所在する国が関与する戦争（宣戦布告されたかどうかを問わない）、暴動、内乱、テロ行為、革命その他類似事件、②セラーが所在する国における輸出を妨げる法的又は行政的措置、③輸入代金の送金を妨げるもの、又は④バイヤーの支払いを免除することを内容とする政府による措置、⑤通貨の切下げ。また、「自然災害」とは、噴火/津波/台風/洪水/その他の環境事象を指すの。

< 選び方 >

投票項目に対して取引先国を選ぶ場合に（A）付保時に保険料アップの影響を直ちに受けるか、それとも（B）損害原因別の保険会社履行時点に与信設定額の一律削減の適用を受ける未収債権からはみ出した不てん補債権になるかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：取引先国の制約は保険料計算式での保険料アップの影響を受けるものです。

B 項目：取引先国の制約は与信設定額のスコア別格付の一律削減での不てん補債権です。

<用語集>

11.保険料計算式とは、A項目では $y=ax+b$ とし、 a と b を国別カテゴリー表別に定められている指数のもとにあり、国別カテゴリー表が後順位にダウンする場合に自動的に保険料アップとする算式に連動することを指すもの。

12.スコア別格付の一律削減とは、B項目では保険会社が先行した与信設定額を設定するときに併せた11段階のスコア格付も表示しており、損失額計算時点において正味債権はそのスコア格付によるダウン後の与信設定額でもって限度額とし、当初から比べて一律削減額=不てん補償権を指すもの。

13.保険会社履行時点とは、A項目では保険会社が保険金請求書を受理した日から原則2月以内、又はB項目では損害原因別に所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとで事故発生日から30日以内を指すもの。

14.事故発生日とは、A項目では船前のでん補事由別に例えば非常危険の場合に船前「契約破棄通知の発信日」やパイヤーから連絡が「無い」まま当該事由の発生により「船積みが著しく困難な場合」等に船積日とし、船後のでん補事由が何であっても支払期日を指し、又はB項目では積出し前後とも支払遅延通知日（倒産状態、政治的危険&自然災害の場合）や支払遅延通知日の延長線上にある待機期間の終了日（履行の不当な中断、債務不履行の場合）を指すもの。

15.積出し不能案件とは、B項目では積出し前の損害原因、例えば倒産状態や「履行の不当な中断」により製造費用に係る損害を指すもの。

16.債権回収不能案件とは、B項目では積出し後の損害原因、例えば倒産状態や債務不履行により未収債権に陥ったことを指すもの。

B.予想売上高

B-(1)-4 番の**保険料計算の基礎額**について

<出発点>

A項目：保険料計算の基礎額は通常「損失額の上限額」=保険価額又は「支払保険金の上限額」=支払限度額（専用枠）のいずれかがあります。ここでは、保険価額は貨物代金額に即した確定データであって輸出契約額から転記されるものです。それは、継続的取引の保険以外にも適用されるものです。そして、支払限度額（専用枠）は所定の最高債権残高等から導いた「推定データ」でもって保険会社評価によるものです。それは、支払限度額の残枠内でその基礎額にする個別系、及び船後「包括系①」の支払限度額の半額、かつ、下限の1,000万円をその基礎額にする「希望扱い」の船前「包括系①」だけに適用されるものです。

B項目：保険料計算の基礎額は保険をかけるときの最低保険料計算に関して（イ）年間予想売上高とし、期末後の確

定保険料計算に関して例えば四半期毎の売上高実績報告による（ロ）年間確定売上高という 2 本があります。そこでは、精算付き 2 回払いにすることにより輸出契約等に係る貨物代金額の全額に即した保険料計算にできます。

< 関心事 >

A 項目：基礎額は輸出契約等の貨物代金額（船前の貨物 FOB 価額、船後の前受金を除いた貨物代金額）にあたる保険価額又は支払限度額（個別系の支払限度額の残枠内、「希望扱い」の船前「包括系①」の船後支払限度額の半額、かつ、下限の 1,000 万円）です。ここでは、貨物代金額は貨物代金額×保険料率＝保険料（①期待利益分を含む）を負担します。しかし、船積前後のうち船前リスクは損失額計算時点において期待利益分及び②未支出費用分を対象外とし、「契約の保険」とした貨物代金額を尺度にするものです。（①&②は損失額計算での「控除項目扱い」）また、支払限度額は支払限度額×保険料率＝保険料を負担し、かつ、損失額×付保率＝てん補予定額≦支払限度額にするというそれぞれ支払限度額に即したものです。

B 項目：基礎額は年間予想売上高又は年間確定売上高です。ここでは、年間予想売上高を「低め」にして期末後の確定売上高による「精算払い」時点における追加保険料でもって保険料を支払いますと、取引都度の「申込み扱い」と同様の効果を想定します。

< 選び方 >

投票項目に対して保険料計算の基礎額を選ぶ場合に（A）輸出契約等の貨物代金額にあたる保険価額又は支払限度額とするか、それとも（B）予想売上高又は売上高実績額にするかどうかを想定します。

< 投票項目 >

A 項目：保険料計算の基礎額は貨物代金額（輸出契約等の確定データ）又は支払限度額（最高契約残高等の保険会社評価の推定データ）に基づくものです。

B 項目：保険料計算の基礎額は予想売上高（最低保険料の前払い用）⇒確定売上高（精算払い用）という予想額から確定額のデータに基づくものです。

< 用語集 >

17. 最高契約残高等とは、与信取引の残高（最高債権残高等）に加えた不払いにより積出し不能（＝船積不能）に係る契約残を想定し、債権残高にそれを含めた積出し前後にわたる与信額を指すもの。

18. 最低保険料とは、B 項目では保険契約締結前に予想保険料（＝年間予想売上高×保険料率）の一部（標準 80%）を前払いし、その残りの 20%分を確定保険料（＝年間確定売上高×保険料率）で精算払いするときの前払い分を指すもの。

19. 年間予想売上高とは、B項目では保険をかけるときの帳票（保険料の見積り依頼を兼ねた質問書）により「保険の目的とする与信取引の予想額」に関して（イ）国別の多寡が分かるだけでなく、貸倒リスクの大小をとらえ「易く」した（ロ）対象バイヤー数、及び（ハ）標準決済期間の支払振り（通常と最長）の日数まで考慮したデータを指すもの。

20. 保険価額とは、A項目では「付保扱い」時点や「事故扱い」時点において輸出契約等別にとらえる「損失額の上限額」とし、船前の船積予定額にあたる「貨物 FOB 価額」、船後の回収予定額にあたる「前受金を除いた貨物代金額」を指すもの。

B-(2)-5 番の**保険料の支払頻度**について

<出発点>

A 項目：保険会社との保険料の支払頻度は輸出契約等別に「付保扱い」という「都度払い」のものと保険契約時点に「一括前払い」のいずれかがあります。その場合、「都度払い」では継続的取引の保険以外にも適用されるものです。しかし、「一括前払い」では支払限度額の残枠内でその基礎額にする個別系、及び船後「包括系①」の支払限度額の半額、かつ、下限の 1,000 万円をその基礎額にする「希望扱い」の船前「包括系①」だけに適用されるものです。それは保険会社との関与に伴う接触頻度もそのまま反映します。例えば「一括前払い」案件において先行設定して貰った支払限度額をゴールとした予想売上高と乖離した確定売上高になっても追加保険料の負担や戻し保険料の受取はそれぞれ「×扱い」です。

B 項目：保険会社との保険料の支払頻度は「精算払い付 2 回払い」です。まずは保険契約締結時までに予想売上高×保険料率＝予想保険料とした標準 80%相当額を最低保険料にする「前払い」です。次の 20%分は期末後における確定売上高による「精算払い」です。例えば、確定売上高がはっきりした場合に追加保険料の負担は「○扱い」です。（「精算扱い」のこと）しかし、保険料の過払いに伴う「戻し保険料」の受取は「×扱い」です。

<関心事>

A 項目：支払頻度は船後「包括系①」及び「包括系②」で「都度払い」、又は個別系や「希望扱い」の船前「包括系①」で「一括前払い」です。ここでは、「都度払い」は輸出契約等の貨物代金額に即したものとし、「一括前払い」は先行設定した支払限度額次第であって、それをゴールとした予想売上高から参照した希望額でもって設定して貰う限り商談次第により保険料の過払いの余地もあります。

B 項目：支払頻度は「精算払い付 2 回払い」です。ここでは、通常関係帳票の提出頻度が少ないことは「非接触型スキーム」を想定します。

<選び方>

投票項目に対して保険料の支払頻度を選ぶ場合に（A）てん補額計算にマッチした支払限度額の1回払い、又は輸出契約等の内容にマッチした都度払いか、それとも（B）先行手配の与信設定額から想定した予想売上高で標準80%を支払い、残りは売上高実績額による精算払いの2回払いにするかどうかとも想定します。

<投票項目>

A 項目：保険料の支払頻度は年1回又は取引都度の回数です。

B 項目：保険料の支払頻度は年2回です。

<用語集>

21.精算払いとは、B項目では年間予想保険料（＝年間予想売上高×保険料率）に関してその標準80%分は最低保険料分として保険契約締結予定日の前日までに保険会社の口座に着金することとし、その残り分は期末後において確定保険料（＝確定売上高×保険料率）でもって同様に保険会社の口座に着金することを指すもの。

22.非接触型スキームとは、B項目では保険契約の当事者が例えばリモート会議形式でなく face to face での窓口業務とした所定の帳票を手渡すこと等が少ないことを指すもの。

B-(3)-6 番の**保険対象額の開示方法について**

<出発点>

A 項目：船後「包括系①」や船前&船後「包括系②」では「付保扱い」時点において輸出契約等の貨物代金額（船前で貨物 FOB 価額、船後で前受金を除いた貨物代金額のこと）を保険価額として所定の帳票により全件開示（保険料計算等に備えるもの）します。また、個別系の自動成立案件や「希望扱い」の船前包括系④の遡求成立案件では「事故扱い」時点において同様に所定の帳票により個別開示（損失防止軽減義務の履行等に備えるもの）します。

B 項目：保険対象債権は自動てん補開始案件に対して「売上高実績報告書」時点において国別累計額とした全件開示（保険料の「精算払い」に使うもの）するほか、「支払遅延扱い」時点において請求書単位別に個別開示（回収委任の債権回収会社による債権回収等に備えるもの）します。

<関心事>

A 項目：開示方法は取引別に「付保扱い」した保険料の「都度払い」案件のもとで輸出契約等の内容を開示したり、又は「一括前払い」案件のもとで輸出契約等の締結時点において保険関係を自動成立したり、又は遡及成立したりする案件に対して「事故扱い」時点において該当輸出契約等の内容を開示します。そこでは、「都度払い」案件は「付

保扱い」時点における輸出契約等の確定データとし、その取引都度の開示です。また、「一括前払い」案件は「事故扱い」時点において先行して設定して貰った支払限度額をゴールとした予想売上高から商談が成立した輸出契約等でセラーの口座への着金が「無い」案件について該当案件の要素部分（輸出契約成立日、予定船積日、支払期日、適用換算率等）についての開示です。

B 項目：開示方法は与信設定額の有効条件のもとでセラーがバイヤーに商品を引渡した都度に自動でん補開始した後に例えば四半期毎に所定の帳票により国別売上高実績を報告します。その後、「支払遅延扱い」時点において該当売買契約に係る債権の内容を開示するものです。そこでは、どの段階でも保険対象外債権を除外します。

（注）保険対象外債権とは、（a）バイヤーの属性（①私個人、②関係会社、③倒産状態後のバイヤー、④パブリックバイヤー：但し政治的危険のオプション特約により追加でん補できるもの）、（b）支払条件（TT 前払条件、確認 ILC 条件）、（c）特殊販売：但し委託販売・書類引換現金払い販売はオプション特約ででん補できるもの、（d）与信設定額が有効でない債権（与信設定額の拒絶や撤回後の引渡し）、（e）禁輸措置案件に係る債権（保険会社による保険金の支払いが国際連合決議等禁輸措置案件に関連して制裁等を受ける可能性のあるもの）

< 選び方 >

投票項目に対して保険対象額の開示方法を選ぶ場合に（A）「付保扱い」の照合時を含めて「事故扱い」の事故発生額に係る保険対象額を明らかにするか、それとも（B）売上高実績報告の国別保険対象額から「支払遅延扱い」の正味債権に係る保険対象額を明らかにするかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：保険対象額の開示方法は保険申込書等や損失発生通知書等です。

B 項目：保険対象額の開示方法は売上高実績報告書や支払遅延通知書です。

< 用語集 >

23.正味債権とは、 B 項目では損失額計算時点において総請求額から総回収額を差し引いた額を指すもの。

24.正味費用とは、 B 項目では損失額計算時点において製造費用項目から収入項目の転売益（担保物件の売却益、完成品・仕掛品・調達した原材料の再利用価値を含む）等を差し引いた額を指すもの。

25.TT 前払条件とは、 積出し前（船積み前）までに貨物代金額を受領する条件を指すもの。

26.確認 ILC 条件とは、 確認 ILC 発行銀行が信用危険に加えた非常危険による不払いを事実上「立替払い」することによりセラーによる貸倒れリスクの保全を図る支払条件を指すもの。

27.禁輸措置案件とは、B項目では例えば国際連合決議、欧州連合決議又はいずれかの国による貿易・経済制裁に関連するリスクに関して保険対象外債権のもとで「てん補対象外扱い」や「不てん補扱い」を指し、保険会社による保険金の支払いが国際連合決議等禁輸措置案件に関連した制裁等を受ける可能性のあるもの。

28.事故発生額とは、A項目では船積予定額から船積価額を差し引いた未船積価額又は回収予定額から決済金額や遅延利息を除いた回収金額を差し引いた未回収額を指すもの。

C.与信のピーク

C-(1)-7 番の**与信のピークの役割**について

<出発点>

A項目：例えば、与信のピークはバイヤー別に過去の輸出実績額（特約締結予定日等の17月前より12月分）からとらえた（a）最高債権残高や未船積の契約残を含めた（b）最高契約残高等を希望額とし、「当該バイヤー専用」の支払限度額に備えます。

（注）所定期間にわたる輸出実績額が「有る」場合は例えば輸出実績額に平均ユーザンス（分子：金額で重みをつけた加重平均値）と正味ユーザンス（分母；ダブリを除いたもの）による残高の想定です。

B項目：与信のピークはバイヤー別に前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用を含めた最高債権残高等から見積もります。そこでは、「回収費用の上限額」（約835,000円）や「最長請求期間の見合う額」（引渡日から40日分）を加えると共に、オプション特約による「製造費用の上限額」（商品の対価分）や「購入費用とした前払金の上限額」（売買契約額の40%以内）を含めた額です。それはバイヤー別の与信設定額に備えるほか、トップバイヤーに対して設定して貰った与信設定額から「全バイヤー用の共通枠」の支払限度額を導くものです。

<関心事>

A項目：役割はバイヤー別に保険会社により支払限度額（専用枠）を設定して貰うときの基礎額です。そこでは、与信のピークは輸出貨物の転売差損を希望額に含める場合に例えば未回収額に係る最高債権残高等に未船積の契約残高をプラスした最高契約残高等をとらえます。

B項目：役割は損失額計算時の「損失額の上限額」とした各バイヤーの与信設定額の希望額とし、かつ、トップバイヤーの場合にその与信設定額×縮小てん補率＝支払限度額（共通枠）を設定して貰うときの基礎額です。そこでは、与信のピークは前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用を含めた最高債権残高等を指し

ます。その場合、保険会社の情報提供会社を通じたバイヤーの与信力の評価は@の数や 11 段階スコア格付で評価するものがあります。必要の向きには、セラーは別途更新後のデータとして提供サービスを受けることができます。

(有料)

<選び方>

投票項目に対して与信のピークの役割を選ぶ場合に (A) バイヤー別に保険会社評価により最高債権残高等×付保率 = 「支払保険金の上限額」にするか、それとも (B) バイヤー別に保険会社評価により最高債権残高等 = 「損失額の上限額」にするかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：与信のピークはてん補額計算時の「支払保険金の上限額」の設定に役立ちます。

B 項目：与信のピークは損失額計算時の「損失額の上限額」の設定に役立ちます。

<用語集>

29.与信のピークとは、与信取引の残高のうち最高額を指すもの。

30.損失額計算時点とは、A 項目では例えば船前リスクに関して事故貨物の転売で得た転売価額（正味）を中心とした実損額について「証拠書類」等を揃えた時点、又は B 項目では通常製造費用項目から収入項目（事故商品の転売益、担保物件の売却益、完成品・仕掛品・原材料の再利用価値等）を差し引いた実損額について保険当事者で意見の不一致に対して第三者に係る専門機関の判断に委ねて決着した時点を目指すもの。

31.てん補額計算時点とは、A 項目では例えば船前リスクに関して保険金請求時点までに船積不能額の実損額×てん補率 = てん補予定額 ≤ 保険金額（船前包括系②を除いた支払限度額の範囲内）をセラー側がとらえた時点、又は B 項目では例えば積出し不能に関して倒産状態の場合はその生じた日から 10 日以内の支払遅延通知日でもってセラー側が所定の要件のもとでその支払遅延通知日を事故発生日にした時点を出発点にするもの。

32.情報提供会社とは、B 項目ではバイヤーの信用力を評価するというモニタリング（11 段階のスコア格付や@の数による金額表示等）に従事する評価会社を指すもの。

33.保険会社評価とは、B 項目では例えばセラーからの前年度の最高債権残高等（付随経費を含む）の希望額に対して (イ) 満額回答 (ロ) 一部承諾、及び (ハ) 拒絶のいずれか 1 つを指すもの。

34.損失額の上限額とは、A 項目ではバイヤー別における輸出契約等締結後の貨物代金額の貨物代金額 = 保険価額（船前の貨物 FOB 価額、船後の前受金を除いた貨物代金額）という確定額、B 項目では前年度における与信取引の残高（最高債権残高等）で見積もった希望額について保険会社の評価額（「満額回答」や「一部承諾」）を指すもの。

35.支払保険金の上限額とは、A項目では保険価額（船前では貨物 FOB 価額、船後では前受金を除いた貨物代金額）から導いた保険金額（「取引単位扱い」に係るてん補予定額 \leq 保険金額にするもの）と同様に所定の輸出実績期間の最高債権残高等での支払限度額（てん補予定額（累計額） \leq 専用枠にするもの）という2本、又はB項目では前年度の最高債権残高等での支払限度額（全バイヤー用に係るてん補予定額 \leq 共通枠にするもの）の1本を指すもの。

C-(2)-8 番の**支払限度額等の準備段階**について

<出発点>

A項目：まずは所定の海外商社名簿において対象バイヤーに係る登録の有無を点検し、未登録の場合は海外商社登録（名称、住所、国名、付番、格付）するために信用調査を実施し、信用調査報告書をセラーの勘定で手配するほか、バイヤー別に最近の輸出実績額（特約締結予定日等の17月前から12月分）から与信のピークをとらえます。

（注）所定期間にわたる輸出実績額が「有る」場合は例えば輸出実績額に平均ユーザンス（分子：金額で重みをつけた加重平均値）と正味ユーザンス（分母；ダブリを除いたもの）による残高の想定です。

B項目：まずは保険料の見積り依頼を兼ねた質問書の回答とした対象バイヤー別に前年度分を備えた（a）予想売上高<バイヤー別予想売上高に希望与信額/未回収債権状況（現時点におけるバイヤー別支払遅延明細）/貸倒状況（過去4年間にわたる貸倒明細）/名称/住所/国名/TEL/FAX等>、（b）最高債権残高<①～⑨の階層別にふるい分けしたバイヤー数/最高債権残高累計の割合の最高債権残高表>、（c）ユーザンス<国別「標準決済期間の通常と最長」等を保険会社に提供します。その後は保険会社がデータベースで検索し該当する案件が「無い」ときは信用調査報告書を保険会社の勘定で手配します。

<関心事>

A項目：準備段階はバイヤー別に所定の輸出実績額（特約締結予定日等の17月前より12月分）から参照した債権残高に（イ）横並び、（ロ）アップ又は（ハ）ダウンを考慮した最高債権残高等の希望額をとらえます。そこでは、所定の輸出実績期間の有無によって例えば「無い」ときは別途当該バイヤーの信用調査報告書を手配し、かつ、将来契約から債権残高を見積もります。

B項目：準備段階はバイヤー別に前年度の会計データから参照した債権残高+付随費用=最高債権残高等をとらえます。そこでは、前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用等を含めた最高債権残高表（①～⑨の階層別にふるい分けしたバイヤー数/最高債権残高累計の割合）を備えます。また、与信力をあてにするトップバイヤーが例えば財務データの非開示企業として無理と判断が出たときは、まずは（イ）親会社からのペイメント保証としたLG（保証状）を取り付けるか、それとも（ロ）当該バイヤーに係るILC発行銀行でのペイメントレコードを「補完扱い」とした当該ILC発行銀行の「本店所在地」、「発行支店名」も備えるかどうかです。

(注) 9 階層とは、① 1 百万円未満、② 1 百万円～2 百万円未満、③ 2 百万円～5 百万円未満、④ 5 百万円～1 千万円未満、⑤ 1 千万円～2 千万円未満、⑥ 2 千万円～5 千万円未満、⑦ 5 千万円～1 億円未満、⑧ 1 億円～3 億円未満、⑨ 3 億円以上を指すもの。

< 選び方 >

投票項目に対して支払限度額の準備段階を選ぶ場合に (A) 過去の輸出実績額が「無い」場合に保険会社評価用として信用調査報告書を事前に手配し提供するか、それとも (B) 保険会社に信用調査用のデータを提供するかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：支払限度額等の準備段階は過去の輸出実績額から「与信のピーク」を想定し、輸出実績額が「無い」場合は信用調査報告書を手配するものです。

B 項目：支払限度額等の準備段階は前年度債権残高等を想定し信用調査を実施できるデータ等を保険会社に提供するものです。

< 用語集 >

36.信用調査報告書とは、調査マンが調査先への実踏により収集した「最新の財務データ」に基づいた報告書とし、通常 1 年 6 月以内に決算期が到来するもので 2 期以上に係る連続データ (①貸借対照表、②損益計算書、及び③キャッシュフロー計算書) の報告を指すもの。

37.トップバイヤーとは、B 項目では保険をかける対象バイヤーリストのうち前年度の最高債権残高等 (付随費用を含む) に基づいた与信設定額のトップワンを指すもの。

38.非開示企業とは、上場企業であれば法定開示の範囲内 (例：貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書の財務 3 表) を中心とした「信用調査報告書」の入手に期待するものとし、その開示をしない企業を指すもの。

39.包括保険の枠組みとは、A 項目では所定の特約書等において明らかにする①包括の対象単位、②対象金額、③対象てん補範囲、④子会社等取引の範囲等、又は B 項目では保険会社からの見積書等において明らかにされる (イ) 包括定義での対象バイヤー、(ロ) 支払限度額、(ハ) バイヤー数 & 債権残高、(d) 年間予想売上高 & 最低保険料等を指すもの。

40.信用調査用のデータとは、B 項目では保険をかけるときに所定の帳票 (保険料の見積り依頼を兼ねた質問書) で持って (イ) バイヤー名、(ロ) 本社所在地、(ハ) 所在国、(ニ) 電話番号 & ファックス番号等を指すもの。

C-(3)-9 番の債権残高等に係るユーザンスのとらえ方について

<出発点>

A 項目：ユーザンスは通常バイヤー別に保険をかける場合に所定の輸出実績期間（特約締結予定日等の 17 月前より 12 月分）の輸出実績額から最高債権残高等を算定するときにとらえるものです。それは通常輸出契約等の支払条件で示されたものでそのユーザンスの終点が支払期日です。

（注）支払期日は事故発生日のもとで船後損失等発生通知期限（＝支払期日＋45 日）や「単なる資金ショートの場合」の保険金請求可能日（＝「支払期日＋3 月」）の各起点です。

B 項目：ユーザンスは複数バイヤー（少なくとも 10 社以上）に保険をかけるときの帳票（保険料の見積り依頼を兼ねた質問書）においてセラーが提供する保険対象年度の予想売上高の国別内訳を明らかにする国別標準決済期間の「通常」と「最長」の日数の回答としてとらえるものです。それは請求日を起点とした最長決済期間に備えるものです。

（注）請求日は「単なる資金ショートの場合」に保険会社に設定して貰った最長決済期間による支払遅延通知日（「請求日＋最長決済期間＋30 日＝支払遅延通知期限」内）や所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとでその事故発生日（支払遅延通知日の延長線上にある待機期間の終了日）の各始点です。

<関心事>

A 項目：ユーザンスはバイヤー別に所定の輸出実績期間（特約締結予定日等の 17 月前より 12 月分）から参照したものととらえます。そこでは、所定の輸出実績期間が「無い」ときは将来契約から参照したユーザンスをとらえます。

B 項目：ユーザンスは全バイヤー用に「国別標準決済期間の通常と最長の日数」から設定して貰った最長決済期間をとらえます。そこでは、「付保扱い」時点における「国別標準決済期間の通常と最長の日数」に対して延長可能期間に参照した 2 時点は 5 項目に含まれていない限り「新たなる節目」としてセラーの口座への着金を働きかけます。それが含まれているときは支払期日と「不払いと見なす日」にあたることがあります。その場合、支払期日と最長決済期間満了日とのズレは「延長可能期間」と称して事実上の「Grace day 扱い」となり、原則セラーのオプションで自由に期日延長できる期間です。それを上手く使うことにより例えば階層別「重なり案件」に対して 5 本の節目別にバイヤーにプレッシャーを与えることにより「重複事故/同時事故案件」の防止等に役立たせることを想定します。

<選び方>

投票項目に対して最高債権残高等に係るユーザンスのとらえ方を選ぶ場合に（A）異なるユーザンスが含まれない限り貨物代金額に係るユーザンスとするか、それとも（B）債権に係るユーザンスとした最長決済期間に備えるかどうか

かも想定します。

<投票項目>

A 項目：債権残高に係るユーザンスのとらえ方は過去の輸出実績期間から導いたものです。

B 項目：債権残高に係るユーザンスのとらえ方は予想売上高の国別標準決済期間（通常・最長）のデータを保険会社に提供するものです。

<用語集>

41.輸出実績期間とは、A 項目では特約締結予定日等の 17 月前より 12 月分、又は B 項目では前年度実績における 9 階層別のバイヤー数と最高債権残高が占める割合をとらえるデータを指すもの。

（注）9 階層とは、① 1 百万円未満、② 1 百万円～2 百万円未満、③ 2 百万円～5 百万円未満、④ 5 百万円～1 千万円未満、⑤ 1 千万円～2 千万円未満、⑥ 2 千万円～5 千万円未満、⑦ 5 千万円～1 億円未満、⑧ 1 億円～3 億円未満、⑨ 3 億円以上とし、例えば本 HP の <https://金川貿易保険.com> のモデルケースでは⑤番で 5 社の 5 千万円、⑥番で 5 社の 1.5 億円、⑧番で 1 社の 1 億円とし、それらを累計した 3 億円相当額になるもの。（予想売上高 10 億円）

42.最長決済期間とは、B 項目では包括保険をかけるときに所定の帳票（保険料の見積り依頼を兼ねた質問書）においてセラーが提供する保険対象年度の予想売上高の国別内訳を明らかにする国別標準決済期間の「通常」と「最長」の日数から保険会社が設定する期間を指すもの。

43.延長可能期間とは、B 項目では貨物代金額の支払期日から最長決済期間の満了日までの期間にあたり原則バイヤーからの延長要請に対してセラーのオプションで自主延長できる期間を指すもの。

D. トップバイヤー

D-(1)-10 番のトップバイヤーの役割について

<出発点>

A 項目：まずはトップバイヤーと言っても他のバイヤーと同様に最高債権残高等から導いて保険会社により専用枠の支払限度額を設定して貰います。それは同一バイヤーだけに係る支払い保険金の期待値等に影響を与えるものです。

B 項目：まずはトップバイヤーに係る前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用等を加えた最高債権残高等をとらえます。それは未収債権の上限額を中心にした所定の「回収費用の上限額」（835,000 円）のほか、「最長請求期間の見合う額」（引渡日から 40 日分）を加えると共に、オプション特約による「製造費用の

上限額」(商品の対価分)や「購入費用とした前払金の上限額」(売買契約額の40%以内)を含めた額を希望額とします。次はその希望額から与信設定額を設定して貰います。その後はその与信設定額×縮小てん補率=全バイヤー用に係る共通枠の支払限度額を設定して貰います。それは全バイヤー用に係る支払い保険金の期待値等に影響を与えるものです。

<関心事>

A 項目: 役割はセラー側でのトップバイヤーに占める保険料が比較的多い場合にリザルトレーティング(更新契約等時点において過去の引受実績を保険料の調整に反映するもの)を視野に入れるかどうかです。そこでは、通常「包括系」は危険の分散から「多め」の保険集団⇒比較的「安い」保険料負担です。(個別系の1/3とした保険料水準)

B 項目: 役割は包括系の「枠組み」の形成です。その場合、トップバイヤーの与信力次第で全バイヤー用の支払限度額を設定し、かつ、年間予想保険料の目安とし、その「枠組み」を使った全バイヤー向けの取立行為を実施します。

そこでは、「枠組み」の骨子は例えば①トップバイヤー以外(短いユーザンス案件や少額与信枠案件)は最長決済期間等をテコとした完済を目指し、②トップバイヤーは仮に「支払遅延扱い」時点において正味債権が残った場合に回収委任した保険会社の管理下にある債権回収会社による「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施でもって未収債権の解消を図ります。それに加えてセラー側は回収委任による余力を最大限活用した③「更なるトップバイヤーの出現」に向けたアプローチを行い、事後における更新時点までに従来のトップバイヤーと異なった④「新しい枠組み」にメドを付けるようにします。

<選び方>

投票項目に対してトップバイヤーの役割を選ぶ場合に(A)トップバイヤーとした「特別扱い」がなく当該バイヤー用だけに係る専用枠の支払限度額にするか、それとも(B)トップバイヤーの与信力により①全バイヤー用の共通枠の支払限度額にするほか、②全バイヤー用の年間予想保険料の目安を付けるかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目: トップバイヤーの役割りは他のバイヤーと同様に支払限度額(専用枠)を設定し売上アップに役立ちます。

B 項目: トップバイヤーの役割りは全バイヤー用の支払限度額(共通枠)の設定に役立ちます。

<用語集>

44.支払限度額(専用枠)とは、A項目ではトップバイヤーであっても他のバイヤーと同様に輸出実績額による与信取引の残高を中心とした支払限度額を当該トップバイヤーの専用枠として設定して貰った後、複数回の「請求扱い」ではてん補予定額≦保険金額という個別計算し、かつ、その累計したてん補予定額(累計額)≦当該支払限度額という

比較点検し、その後に支払限度額－受取保険金＝支払可能額という残枠が生じても他のバイヤーに流用できないことを指すもの。

45.支払限度額（共通枠）とは、B項目ではトップバイヤー由来とした前年度における与信取引の残高（最高債権残高等）を保険会社評価でもって全バイヤー用の共通枠に設定して貰った後、トップバイヤーと他のバイヤーとの重なり案件を前広げにとらえることとし、例えば支払遅延通知日後に回収委任した債権回収会社の「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施に期待し、その共通枠を全バイヤー用の「後ろ盾」にすることを指すもの。

46.支払限度額の設定とは、A項目ではバイヤー別に所定の輸出実績額等から年間与信取引の残高（最高債権残高等）を保険会社評価により専用枠に設定して貰うものであり、又はB項目ではトップバイヤーの最高債権残高（付随経費を含む）から設定して貰い、結果的にトップバイヤー由来にすることを指すもの。

47.年間予想保険料の目安とは、B項目では支払限度額は全バイヤー用に係る受取保険金の期待値とした共通枠を設定して貰うものであり、保険会社評価による全バイヤー用の年間予想保険料の整数倍（例えば30倍、40倍、50倍）を斟酌することもあり、仮に支払限度額が与信設定額1億円で9千万円の場合に9千万円÷整数倍＝年間予想保険料を指すもの。

48.損失額の圧縮に励むこととは、B項目ではトップバイヤーについて未収債権が続くときはトップバイヤーの役割りに期待できなくなり、損害原因別の保険会社履行時点までに回収委任した債権回収会社等の回収力に期待することを指すもの。

D-(2)-11 番の **トップバイヤーより大口バイヤーの出現について**

<出発点>

A項目：大口バイヤーは単なるバイヤーとして所定の海外商社名簿に追加するものです。そこでは、セラーは海外商社名簿での登録の有無を点検し、その登録が「無い」ときは信用調査報告書入手し、過去の輸出実績額（特約締結予定日等の17月前より12月分）から最高債権残高等をとらえた希望額でもって支払限度額の申請に備えます。

（注）所定期間にわたる輸出実績額が「有る」場合は例えば輸出実績額に平均ユーザンス（分子：金額で重みをつけた加重平均値）と正味ユーザンス（分母；ダブリを除いたもの）による残高の想定です。

B項目：大口バイヤーは単にバイヤーの追加でなく包括保険の枠組みを変更する異動承認申請の手配です。その帳票は異動承認申請書であり、別途当該バイヤーの前年度に基づいた（a）予想売上高<バイヤー別予想売上高に希望与信額/30日超の支払遅延額/名称/住所/国名/TEL/FAX等>、（b）最高債権残高<①～⑨の階層別にふるい分けしたバイヤー数/最高債権残高累計の割合の最高債権残高表>、（c）ユーザンス<国別「標準決済期間の通常と最長」等のデータを保険会社に提供し、追加保険料の負担も視野に入れることがあります。

<関心事>

A項目：期中大口バイヤーは期中に入れ替わるということはたくましい営業力の賜物です。そこでは、所定の海外商社名簿での追加登録+継続的取引用の与信枠の申請に関して他のバイヤーと同様の手続きをすすめるだけです。

B項目：期中大口バイヤーはその与信力次第による追加保険料の負担を左右することがあります。そこでは、大口バイヤーの与信のピークは前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用を含めた最高債権残高を視野に入れます。その場合、大口バイヤーが非開示企業の場合には「最新の財務データ」を揃えるように働きかけることによって支払限度額の増額に備えます。

<選び方>

投票項目に対して大口バイヤーの出現を選ぶ場合に（A）大口バイヤーと言っても特別の取組をしないものと、そうでなく（B）包括保険の枠組みにあたる全バイヤー用の共通枠を支えるバイヤーの差し替えに相応しいかどうかも想定します。

<投票項目>

A項目：トップバイヤーより大口バイヤーの出現は他のバイヤーと同様の登録手続です。

B項目：トップバイヤーより大口バイヤーの出現は包括保険の枠組みの変更手続です。

<用語集>

49.追加保険料の負担とは、A項目では保険料率算式 $y=ax+b$ のうちユーザンス x にあたる延長分を反映した保険料を負担し、又はB項目では大口バイヤーの出現に伴う年間予想売上高をシミュレーションし、それで得た予想保険料と当初分と比較点検した追加分を指すもの。

50.最新の財務データとは、A項目では信用調査報告書に係る①貸借対照表、②損益計算書、及び③キャッシュフロー計算書の各データとし（調査日から1年6月以内のもの）、2期以上連続のものを指すもの。

51.支払限度額の増額とは、A項目ではセラーは先行設定して貰った支払限度額をゴールとした予想売上高を超える商談に合意しようとする場合に保険期間の期首より3月経過した後の手続を指すもの。

D-(3)-12 番の **トップバイヤーの事故対応について**

<出発点>

A項目：まずは他のバイヤーと同様にてん補危険（非常危険・信用危険）、かつ、てん補範囲（船前事故・船後事故）別に事実確認です。そこでは、他のバイヤーとの「重なり案件」を意識することがありません。それは輸出契約

等別⇒船積別⇒支払期日別に「事故扱い」から「請求扱い」までの手配です。その後は回収主体者を保険会社にシフトし、かつ、保険会社の回収方策の指示に基づいた回収行為です。その場合、バイヤーの経営良化を導いた全額回収とした「回収金納付扱い」までたどるときは最大の事故対応です。

B項目：まずは例えば本 HP (<https://金川貿易保険.com>) のカウントダウン試行表のシミュレーションによる他のバイヤーとの「重なり案件」をとらえます。そのときは通常「請求日+最長決済期間+30日=支払遅延通知期限」までに所定の5節目（事前連絡日/支払期日/支払期日+60日/不払いと見なす日/支払遅延通知期限）毎にプレッシャーを与えると共に、他の「重なり案件」をクリアします。その場合、「支払遅延扱い」時点から回収委任した債権回収会社の「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施による「損失額の圧縮」や「全額回収」とした「入金通知扱い」までたどるときは最大の事故対応です。

<関心事>

A項目：事故対応は他のバイヤーと同様にてん補危険（非常危険・信用危険）別及びてん補範囲（船前事故・船後事故）別に事故発生日をはじめとした事実確認向けます。そこでは、トップバイヤーとしたステークホルダー等を意識した「事故扱い」後に保険金請求可能日までに必要書類を事前に揃えたり、又は「請求扱い」までに当該バイヤーに係る「回収行為」や「損防行為」は「保険がかかっていない案件」と同様に実施したりします。

B項目：事故対応は他のバイヤーとの「重なり案件」の解消向けます。そこでは、「付保扱い」時点における①～⑨の階層別「最高債権残高表」は与信設定額等を参照した最新化を図り、その階層別「重なり案件」は支払遅延通知期限までにメドを付けます。その場合、セラーはカウントダウン試行表に必要な基本データ（船積日、支払期日、請求日、最長決済期間/待機期間の日数）を入力し、アト●●●日までにトップヘビーとの「重なり案件」を解消し、該当バイヤーの「支払遅延扱い」から保険会社の関与による損失額の圧縮等に期待します。（リスク防止）

（注）HPモデルケースでは、トップバイヤー、第2グループ及び第3グループというトップヘビーの「重なり案件」に対して第2グループはセラーの取立行為による事前回収（正味債権3千万円⇒0円）、それ以外は「支払遅延扱い」時点の保険会社の関与による損失額の圧縮（未収債権1億円⇒5千万円）、及び全額回収（未収債権1千万円⇒0円）とし、シングル事故だけになったもの。

<選び方>

投票項目に対してトップバイヤーの事故対応を選ぶ場合に（A）トップバイヤーと言っても他のバイヤーと同様に First unpaid 通知でもって不払い原因を見極めてから「事故扱い」にするか、それとも（B）トップバイヤーとの重なり遅延案件を点検し自主回収期間内での解消を目指すかどうかも想定します。

<投票項目>

A項目：トップバイヤーの事故対応は他のバイヤーと同様の事故対応です。

B項目：トップバイヤーの事故対応は損失計算に至る以前に損失額の圧縮を図るという最大の対応です。

<用語集>

52.重なり案件の解消とは、 B項目ではトップバイヤーと「重なり案件」に関して本 HP (<https://金川貿易保険.com>) の試行表に (イ) 支払期日、(ロ) 請求日、及び (ハ) 最長決済期間の日数を入力することにより「不払いと見なす日」 (=最長決済期間の満了日) をとらえてからカウントダウンするアト●●●日数をとらえるものとし、その日までにセラーの口座への着金を指すもの。

53.自主回収期間とは、 B項目ではトップバイヤーと「重なり案件」に関して本 HP (<https://金川貿易保険.com>) の試行表を使った支払遅延通知期限とカウントダウンするアト●●●日数をとらえた後に両者別のプレッシャーを与えるものとし、その日数を指すもの。

54.債権回収会社とは、 B項目ではトップバイヤーと「重なり案件」に関して本 HP (<https://金川貿易保険.com>) の試行表を使った保険金請求可能日 (例えば「単なる資金ショートの場合」に待機期間の終了日を想定するもの) 及びカウントダウンするアト●●●日数をとらえるものとし、その該当日とした支払遅延通知日にセラーが回収委任する「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施先を指すもの。

E.事故扱い

E-(1)-13 番の「事故扱い」のタイミングについて

<出発点>

A項目：船前リスクでは事故事由が発生した場合に事故発生日から最大 45 日までに船前損失発生通知書の提出です。そのときの事故発生日は、例えば非常危険事由別に①「禁止措置実施日」のほか、予定船積日を境としたその船積前にバイヤーからキャンセルを受領したときは②「契約破棄通知発信日」とし、その予定船積後にキャンセル通知や「船積の著しい困難な場合」になったときは③「船積日」を想定した「船積できないことを明らかにする日」です。また、船後リスクでは事故事由が発生した場合に支払期日から最大 45 日までに船後損失等発生通知書の提出です。(破産手続を除く)

B項目：積出し前リスク (オプション特約) ではてん補事由が発生した場合にその該当日から最大 10 日までに、かつ、積出し後リスクではてん補事由が発生した場合に通常「請求日 + 最長決済期間 + 30 日 = 支払遅延通知期限」内

までにそれぞれ支払遅延通知書の提出です。ここでは、倒産状態（政治的危険/自然災害）でない限り、所定の支払遅延通知日の延長線上にある待機期間中において保険会社からの依頼に応じた回収委任の債権回収会社に提出する「債権及び担保の証明書」等は待機期間終了日＝事故発生日の要件にする事前提出です。

<関心事>

A 項目：通常時タイミングは船積の前後とも起点から通知期限までの日数は 45 日です。ここでは、その起点に係る船前リスクは事故原因別に判別した日の事故発生日又は船積日とし、その船後リスクは事故原因が何であっても支払期日です。

B 項目：通常時タイミングは積出しの前後とも所定の帳票（支払遅延通知書）は同一ですが、起点（てん補危険発生日⇒請求日）及びその起点からの通知期限（10 日以内⇒モデルケースでは 77 日～140 日という変動日数）が異なります。セラーは「重なり案件」の有無により「支払遅延扱い」を判断することがあります。ここでは、「支払遅延扱い」はシンプル事故の場合に例えば First unpaid 通知の内容による「直ち」に手配するという「早め」の通知オプションです。そして、「重なり案件」の場合は支払遅延通知期限に張り付けるという「遅め」の通知オプションとし、その通知期限までに「重なり案件」に対して何とかセラーの口座への着金を働きかけます。

（注）HPモデルケースでは、トップバイヤーと第2グループというトップヘビーの「重なり案件」に対してセラー自身の取立行為でもって全額回収（正味債権 3 千万円⇒0 円）とし「重なり事故」を防いだものの。

<選び方>

投票項目に対して「事故扱い」のタイミングを選ぶ場合に（A）船前リスクに関して船後リスクも含めた最大 45 日にするか、それとも（B）積出し前リスク（オプション特約）に関して初期対応を意識した最大 10 日、又は積出し後リスクに関して原則 30 日にするかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：「事故扱い」のタイミングは船前事故発生日（船積日）や支払期日から各 45 日以内です。

B 項目：「事故扱い」のタイミングは積出し前てん補事由発生日 + 10 日以内及び積出し後は原則（請求日 + 最長決済期間 + 30 日）以内です。

<用語集>

55.最大 45 日の通知期限とは、A 項目では①支払条件のユーザンスの長短、②相手先が過去 30 数年の継続的取引先、及び③船積前後の特徴等と何ら関係がなく、ユーザンスの終点という支払期日をテコとした固定日数を指すものの。

56.シンプル事故とは、B 項目ではトップバイヤーだけのシンプル事故を想定してもトップバイヤーとの「重なり案件」が生じた場合には最長決済期間をテコとした延長可能期間（支払期日から最長決済期間の満了日まで）中に何とか「重なり案件」を解消し、トップバイヤー由来のもとで対応できることを指すもの。

57.「早め」の通知オプションとは、First unpaid 通知の内容により A 項目では支払期日 + 45 日 = 船後損失等発生通知期限、又は B 項目では支払期日 + 延長可能期間 + 30 日 = 支払遅延通知期限に張り付けることなく早期通知することを指すもの。

58.「遅め」の通知オプションとは、B 項目では First unpaid 通知の受領後に「重なり案件」等の有無により支払期日 + 延長可能期間 + 30 日 = 支払遅延通知期限に張り付けることとし、その延長可能期間内に何とか「重なり」案件の解消を視野に入れることを指すもの。

59.原則 30 日とは、B 項目では積出し後の「倒産状態の場合」に例えば「保険会社で定める日」（最長決済期間をテコにしたもの）より「早め」にその事実を知ったときはその日から 30 日以内に支払遅延通知書を提出することを指し、それは所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとで支払遅延通知日 = 事故発生日にするものです。それは保険会社履行時点の出発点を想定できますから積み出し前（オプション特約）の「契約の不当な中断」事由や積み出し後の「債務不履行」事由と比べて「早め」に受取保険金の受領に期待できるもの。

E-(2)-14 番の倒産時に係る「事故扱い」のタイミングについて

<出発点>

A 項目：船前リスクでは「破産手続開始の決定の宣告を受けた日」（= 事故発生日、事故確定日）から 45 日以内に「船前損失発生通知書」の提出です。但し、「希望扱い」の船前包括系①は自動成立案件の個別系と異なった「確定前通知書」により輸出契約等締結日までの遡求成立案件にした後の手配です。

また、船後リスクでは「破産手続開始の決定」の事実を知ったときは支払期日後であれば直ちに「事故扱い」です。支払期日前はその事実を知った日から 15 日以内の「事情発生通知書」及び支払期日での「船後損失等発生通知書」という 2 本の帳票の提出です。

B 項目：積み出し前リスク（オプション特約）では「倒産状態が生じた日」から最大 10 日までに「損失額」に係る保険会社との合意書等、かつ、積み出し後リスクでは「請求日 + 最長決済期間 + 30 日 = 支払遅延通知期限」又は「倒産状態を知った日」から 30 日以内のいずれか早い日までに「倒産状態の証明書及び債権の届出書」等をそれぞれ視野

に入れた「支払遅延通知書」の提出です。ここでは、倒産状態の証拠書類等を点検し、諸規定を順守しながら支払遅延通知日＝事故発生日のもとで必要書類の同時提出を目指すものです。

<関心事>

A 項目：倒産時タイミングは船積の前後とも通知期限が同一（45 日）ですが、倒産リスクの起点（通常事故発生日⇒支払期日）が異なります。船前リスクでは「破産手続き開始の決定の宣告を受けた日」です。ここでは、支払期日前の船後「倒産リスク」に対して別途の帳票（事情発生通知書）の先行提出があります。

B 項目：倒産時タイミングは積出しの前後とも帳票（支払遅延通知書）が同一ですが、倒産リスクの起点（倒産状態が生じた日⇒倒産状態を知った日）や通知期限（10 日以内⇒原則 30 日以内）が異なります。ここでは、倒産状態に係る支払遅延通知日は所定の要件（①&②）のもとで「ワンストップ扱い」とした事故発生日です。例えば、①の要件は必要書類とした（イ）製造費用の損失額に係る保険会社との合意書、（ロ）倒産状態の証明書及び債権の届出書、但し破産管財人等からの「セラーの債権は認められない」という事実上クレームの提起を受けた場合にセラーの「有利な確定判決書」を含むもの（但し、その「有利な確定判決書」の取得に長い日数を要する場合にオプション特約のもとで「縮小てん補率 70%の仮払い保険金」の受取りを視野に入れられるもの）、（ハ）債権及び担保の証明書等を揃えたりします。また、②の要件は順守義務の履行とした①与信時の注意及び損失防止義務、②信用悪化情報を知った時点/支払遅延時点/支払遅延通知後の回収金受領時点の各通知義務、③報告期間中の売上高実績報告義務、④決済期間の延長時点における事前承認申請義務等に係る履行点検です。

<選び方>

投票項目に対して倒産時に係る「事故扱い」のタイミングを選ぶ場合に（A）てん補事由発生日と事故発生日で 2 本の帳票（事情発生通知書、船後損失等発生通知書）になるか、それとも（B）てん補事由発生日での帳票 1 本（支払遅延通知書）になるのかも想定します。

<投票項目>

A 項目：倒産時に係る「事故扱い」のタイミングは船前事故発生日や船後支払期日から各 45 日以内の帳票 1 本（船後倒産状態を支払期日前に知ったときは別途加えた帳票で 2 本）です。

B 項目：倒産時に係る「事故扱い」のタイミングは積出し前倒産状態で 10 日以内や積出し後倒産状態で原則 30 日以内の各帳票 1 本です。

<用語集>

60.事情発生通知書とは、A項目ではセラーが支払期日前におけるバイヤーの倒産状態の場合はその事実を知った日から15日以内に保険会社あてに通知するときの帳票を指すもの。

61.船後損失等発生通知書とは、A項目ではセラーは支払期日にセラー自身の口座にバイヤーからの着金が「無い」ときは支払期日+45日以内にその理由を明らかにした「事故扱い」するときの帳票を指すもの。

62.支払遅延通知書とは、B項目ではセラーは支払期日にセラー自身の口座にバイヤーからの着金が「無い」ときは支払期日+延長可能期間（支払期日から最長決済期間の満了日まで）+30日以内にその理由を明らかにした「支払遅延扱い」するときの帳票を指すもの。

63.正味費用の算式とは、B項目では製造費用項目-収入項目=正味費用とし、製造費用項目の内訳は製造費用に追加費用をプラスし、かつ、引渡し関連費用をマイナスしたものであり、収入項目の内訳は事故商品の転売益、担保物件の売却益、完成品/仕掛品/原材料の再利用価値等を想定するもの。

64.縮めてん補率とは、B項目ではてん補予定額を計算する場合に例えば未収債権に保険会社に履行して貰うときのてん補率（標準90%）を指すもの。

65.仮払い保険金とは、B項目では不払いの理由が紛争債権の場合にセラー側が「有利な確定判決」を取得しようとしても比較的期間を要する場合は「仮払い保険金スキーム」というオプション特約により未収債権×縮めてん補率70%=仮払い保険金を利用できることを指すもの。

66.てん補事由発生日とは、B項目では積出し前後を通じた（イ）倒産状態、（ロ）政治的危険、（ハ）自然災害により積出し不能や債権回収不能に陥ったり、それ以外には待機期間の終了日においてセラーにとって「有利な確定判決」の取得を前提とした積出し前の（ニ）「履行の不当な中断」、又は積出し後の「単なる資金ショート」による「債権の不払い」に係る（ホ）「債務不履行」が続いたりする5本の事由発生日を指すもの。

E-(3)-15番の損失発生額のとらえ方について

<出発点>

A項目：船前リスクでは保険価額の貨物FOB価額-船積価額=未船積価額です。

（注）船前「事故発生日とは、例えば非常危険事由別に①「禁止措置実施日」のほか、予定船積日を境としたその船積前にバイヤーからキャンセルを受領したときは②「契約破棄通知発信日」とし、その予定船積後にキャンセル通知や「船積の著しい困難な場合」になったときは③「船積日」を想定した「船積できないことを明らかにする日」として判別するもの。また、船後リスクでは保険価額の前受金を除いた貨物代金額-（決済金額+遅延利息を除いた回収金額）=未回収額です。

B項目：積出し前リスク（オプション特約）では製造費用に関して費用項目（原価費用+中断費用+売買費用）-収

入項目（転売益+売却益+完成品・仕掛品・原材料の再利用価値等）＝正味費用です。また、積出し後リスクでは同様に債権の総請求額－総回収額＝正味債権です。

（注）積出し前リスク（オプション特約）の事故発生日とは、倒産状態の場合（政治的危険&自然災害を含む）にその倒産状態が生じた日から10日以内に損害を被った事実を通知した「支払遅延通知日」とし、それ以外の「履行の不当な中断」の場合にその日から同様に10日以内に通知した支払遅延通知日の延長線上の待機期間の終了日とし、そのときの要件はセラーに「有利な確定判決」を前提にするほか、必要書類の提出と諸規定の順守を条件にしたものの。

<関心事>

A 項目：損失発生額は船積の前後とも「事故扱い」時点において船積予定額や回収予定額を明らかにします。ここでは、船前リスクの場合に未船積価額に係る契約残に対する「履行継続又は中断」をどうするか、又は船後リスクの場合に未回収額に対する「取立行為」や「損防行為」の実行をどうするか等があります。

B 項目：損失発生額は積出しの前後とも「支払遅延扱い」時点において正味費用や正味債権を明らかにします。ここでは、積出し前リスクの場合（オプション特約）に費用項目－収入項目＝正味費用、積出し後リスクの場合に総請求額－総回収額＝正味債権のもとで、たとえ積出し回数が4分割であっても1本の「支払遅延扱い」としたシンプルな手続きです。その後は損害原因別に損害対象額が所定の要件（必要書類の提出&諸規定の順守条件）を前提とした事故発生日のもとでてん補額計算に参照するかどうかです。

（注）費用項目とは、①売買契約の履行に必要な「原価費用」、②売買契約の中断の場合に履行を想定されていたならば必要であることが明白と判断される「中断費用」、③原価計算原則に基づいて正当化される費用で人件費及び未出荷の注文書に係る「売買費用」です。

また、収入項目とは、④事故商品の「転売益」、⑤担保を実行したときの「売買益」、⑥完成品/仕掛品/原料に係る「再利用価値」等です。

<選び方>

投票項目に対して損失額のとらえ方を選ぶ場合に損失発生額に対して(A)取引単位か、それとも(B)債権単位であるかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：損失発生額のとらえ方は貨物 FOB 価額から船積価額を差し引いた未船積価額、前受金を除いた貨物代金額から支払期日までの決済金額及び遅延利息を除いた回収金額を差し引いた未回収額です。

B 項目：損失発生額のとらえ方は費用項目から収入項目を差し引いた正味費用、総請求額から総回収額を差し引いた正味債権です。

<用語集>

67.未船積価額とは、A 項目では船積予定額を保険対象額とする貨物 FOB 価額（＝保険価額）から船積価額を差し引いた額を指すもの。

68.未回収額とは、A 項目では回収予定額を保険対象額とする前受金を除いた貨物代金額（保険価額）から決済金額（又は遅延利息を除いた回収金額）を差し引いた額を指すもの。

69.シンプルな手続とは、B 項目では複数積出し案件でも製造費用項目から収入項目（事故商品の転売益、担保物件の売却益、完成品/仕掛品/原材料の再利用価値等）を差し引いた正味費用、総請求額から総回収額を差し引いた正味債権でとらえる額を指すもの。

70.取引単位とは、A 項目では船前リスクの船積毎、船後リスクの支払期日毎に損失発生額からてん補予定額をとらえるときの単位を指すもの。

71.債権単位とは、B 項目では積出し前リスク（オプション特約）の正味費用、積出し後リスクの正味債権をとらえるときの単位を指すもの。

F.請求扱い

F-(1)-16 番の「請求扱い」のタイミングについて

<出発点>

A 項目：船前リスクでは事故原因別に判別した特定日を事故確定日とし、その日から9月以内に所定の一覧表に記載された必要書類を含めた保険金請求書を備えます。そのときの船前「事故確定日」は、例えば非常危険事由別に①禁止措置実施日のほか、予定船積日の前後ともバイヤーからの②「契約破棄通知発信日」とし、それが無いまま「船積の著しい困難な場合」は③「船積日+2月」（為替措置/輸入措置/戦争等/輸送途絶の特定4事由）又は④「船積日+保険会社で定めた期間」（特定以外の事由）の各該当日として判別するものです。

また、船後リスクでは例えば「単なる資金ショートの場合」に「支払期日+3月」を事故確定日としてその日から6月以内に船前リスクと同様に備えます。その保険金請求書が保険会社により受理して貰いますと保険会社履行時点の出発点です。

B 項目：積出し前リスク（オプション特約）では例えば「履行の不当な中断」事由とした支払遅延通知日後の待機期間中においてセラーに「有利な確定判決」等による「損害額に係る保険会社との合意書」等、かつ、積出し後リスクでは例えば「単なる資金ショート」事由とした支払遅延通知日後の待機期間中において保険会社からの依頼に応じた回収委任の債権回収会社に提出する「債権及び担保の証明書」等は待機期間終了日＝事故発生日の要件にする事前提

出です。そこでは、諸規定を順守しながらバイヤーからの回収がないときは保険会社履行時点の出発点です。

<関心事>

A 項目：通常時タイミングは船積の前後とも事故確定日をもって保険金請求可能日です。しかし、セラーは必要書類が揃ってはじめて「請求扱い」という保険金請求実施日に臨むことができます。（事故確定日から9月又は6月）そのときの必要書類は保険事故の要素に係る証拠書類です。そこでは、例えば船前リスクの場合に損失額/船前保険事故/輸出契約等の成立日/損防義務の履行等とし、船後リスクの場合に未決済の事実/船後保険事故/輸出契約等の成立日/船積の事実/損防義務の履行/過去の取引実績等を備えます。

B 項目：通常時タイミングは損害原因別に対象バイヤーが倒産状態（政治的危険&自然災害を含む）でない限り、積出しの前後とも待機期間終了日の時点における所定の要件（必要書類の提出&諸規定の順守条件）を前提とした事故発生日です。そこでは、例えば積出し前で相手側からの「契約の不当な中断」事由に対して待機期間終了日までにセラー側の「有利な確定判決」を入手したり、又は積出し後の「債務不履行」が続いたときはセラーは待機期間中において保険会社からの求めに応じた必要書類を全て手配し保険会社で受理されているかどうかにより、待機期間の終了日＝事故発生日のもとで保険会社履行時点の出発点です。

<選び方>

投票項目に対して「請求扱い」のタイミングを選ぶ場合に（A）事故確定日後の請求期間中にするか、それとも（B）事故発生日としその日から30日以内の保険会社履行時点にするかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：「請求扱い」のタイミングは船前損失発生通知後のもとで船前「破産手続開始の決定の宣告日」の事故確定日から9月以内や船後損失等発生通知後のもとで原則支払期日から9月以内（倒産状態）や支払期日+3月から6月以内（債務履行遅滞）です。

B 項目：通常時タイミングは損害原因別に対象バイヤーが倒産状態（政治的危険&自然災害を含む）でない限り、積出しの前後とも待機期間終了日の時点における所定の要件（必要書類の提出&諸規定の順守条件）を前提とした事故発生日です。そこでは、例えば積出し前で相手側からの「契約の不当な中断」事由に対して待機期間終了日までにセラー側の「有利な確定判決」を入手したり、又は積出し後の「債務不履行」が続いたときはセラーは待機期間中において保険会社からの求めに応じた必要書類を全て手配し保険会社で受理されているかどうかにより、待機期間の終了日＝事故発生日のもとで保険会社履行時点の出発点です。

<用語集>

72.通知日次第とは、B項目では積出し前リスク（オプション特約）に関して例えばトータルロスに係るバイヤーの倒産状態の場合（政治的危険&自然災害）はその日から10日以内に支払遅延通知書を提出し、所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとでその通知日と同日付けの事故発生日にすることを指すもの。

73.終了日次第とは、B項目では積出し後リスクに関して例えば「単なる資金ショートの場合」は通常請求日+最長決済期間+30日=支払遅延通知期限（保険会社で定める期間）内に支払遅延通知書を提出し、その通知日の延長線上にある待機期間（保険金の支払いを猶予するもの）の終了日に債権の不払い状態のときはその終了日を所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとで事故発生日にすることを指すもの。

74.事故確定日とは、A項目では船前リスクに関しててん補事由別に船積不能の判別を確認し、例えばバイヤーからの船前「契約破棄通知の発信日」（非常事由）や裁判所等からの「破産手続開始の決定の宣告を受けた日」（信用事由）。しかし、そういう判別ができないまま「船積が著しく困難な状態の場合」は一定期間経過後（特定事由では「船積日+2月」とそれ以外の事由では「保険会社により定められた期間」）を指すもの。

（注①）特定事由とは、例えば外国における為替措置（制限・禁止）、仕向国における輸入措置（制限・禁止）、戦争等&輸送の途絶。

（注②）それ以外の事由とは、例えば外貨送金遅延、外国政府等の債務免除、外国政府等の収用、外国政府等の差別的措置、国際連合等の経済制裁、暴風等&原子力事故、本邦外事由で契約の当事者の責めに帰さない全てのもの。

75.請求期間中とは、A項目ではてん補事由別の保険金請求期間のもとにあり、通常事故確定日から9月以内、但し債務履行遅滞の場合に支払期日+3月後から6月以内を指すもの。

76.事故発生日とは、B項目では所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとで倒産状態の場合（政治的危険&自然災害を含む）に支払遅延通知日を兼ねたり、それ以外に当該支払遅延通知日の延長線上にある待機期間の終了日でもって同様に兼ねることを指すもの。

F-(2)-17番の倒産状態に係る「請求扱い」のタイミングについて

<出発点>

A項目：船前リスクでは裁判所等からの「破産手続開始の決定の宣告を受けた日」を事故確定日とし、その日から9月以内に所定の一覧表に記載された必要書類を含めた保険金請求書を備えます。また、船後リスクでは「倒産状態を知った日」から45日以内に船後損失等発生通知書の提出のもとで支払期日から9月以内に船前リスクと同様の手配です。但し、その倒産状態が支払期日前のときはそれを知った日から15日以内の事情発生通知書の先行提出です。更に、支払期日前の期前請求を希望するときは予め損失発生確認申請の手配です。そこでは、船積の前後とも保険金

請求書が保険会社により受理して貰いますと保険会社履行時点の出発点です。

B 項目：積出し前リスク（オプション特約）では「倒産状態が生じた日」（例えば裁判所がバイヤーに対して清算又は解散の命令を下した日）から最大 10 日までに「損失額」に係る保険会社との合意書等、かつ、積出し後リスクでは「請求日+最長決済期間+30 日=支払遅延通知期限」又は「倒産状態を知った日」から 30 日以内のいずれか早い日までに「倒産状態の証明書及び債権の届出書」等はそれぞれ視野に入れる「支払遅延通知書」の提出です。そこでは、倒産状態の証拠書類等を点検し、諸規定を順守しながら必要書類の同時提出を目指した支払遅延通知日=事故発生日です。それは同時に保険会社履行時点の出発点です。

<関心事>

A 項目：倒産時タイミングは船積の前後で異なります。船前リスクは「破産手続開始の決定の宣告を受けた日」を事故確定日とし、それ以降に事故貨物を転売処分した実損額を明らかにしますから後倒しになり「易い」です。船後リスクは支払期日を事故確定日とし、「事故扱い」のもとで保険金請求実施日に臨みます。そこでは、船後リスクの場合に所定の必要書類をファイリングから前広げに揃えるようにしますと損失等発生通知書との同時提出も想定できます。

B 項目：倒産時タイミングは積出しの前後により通知期限の長短（10 日⇒原則 30 日）があります。具体的には、積出し前リスク（オプション特約）は「倒産状態が生じた日」から 10 日以内のもとで保険会社からの早期指示（売買契約に対する「履行継続又は中断」）に対応し「易く」し、積出し後リスクは例えば「倒産状態を知った日」から原則 30 日以内のもとで債権の届出書を含めた証拠書類の収集等を視野に入れます。そこでは、倒産状態に係る支払遅延通知日は所定の要件（必要書類の提出&諸規定の順守条件）のもとで「ワンストップ扱い」とした事故発生日です。その場合、セラーは全ての必要書類を揃えた「支払遅延扱い」を手配し、それが保険会社で受理されるかどうかにより、支払遅延通知日=事故発生日のもとで保険会社履行時点の出発点です。

（注）「倒産状態が生じた日」とは、裁判所による清算、②解散の命令を下した日、バイヤーによる③正当な譲渡、④和解、⑤それらに類似する一般的に債権者の利益となる処置を行った日、バイヤーの債務について⑥全ての債権者を法的に拘束する示談又は取決めを債権者が受け入れた日（①～⑥と実質的に同等の効力がある法制等を含むもの）のうち最初に生じた日のこと。

<選び方>

投票項目に対して倒産状態に係る「請求扱い」のタイミングを選ぶ場合に（A）船前リスクは事故貨物の処分次第となり船後リスクは貨物代金額の原則支払期日次第で異なるか、それとも（B）保険会社履行時点は所定の支払遅延通知日（=事故発生日）の 30 日以内かどうかも想定します。

<投票項目>

A項目：倒産状態に係る「請求扱い」のタイミングは船前損失発生通知後のもとで船前「破産手続開始の決定の宣告日」の事故確定日から9月以内や船後損失等発生通知後のもとで原則支払期日から9月以内です。

B項目：倒産状態に係る「請求扱い」のタイミングは必要書類の提出や諸規定の順守条件のもとで積出し前の10日以内や積出し後の原則30日以内における各倒産時点における支払遅延通知日とした「事故発生日」です。

<用語集>

77.実損額とは、A項目では貨物FOB価額（=船前「保険価額」）から期待利益を保険対象外とし、転売金額（正味）&未支出費用分等を差し引いた額、又はB項目では売買契約の利益率相当額を保険対象外とし、製造費用項目から収入項目（事故商品の転売益、担保物件の売却益&完成品/仕掛品/原材料の再利用価値等）を差し引いた額をそれぞれ指すもの。

78.確認資料とは、A項目では①売買契約、②物流、③損失防止軽減義務の履行や④事故発生日・事故確定日の判別に係る確認資料のほか、⑤債務確認書等、又はB項目では（イ）製造費用の損失額に係る保険会社との合意書、（ロ）倒産状態証明書&債権の届出書、（ハ）所定の待機期間内を含めた「債権&担保」を証する書類等をそれぞれ指すもの。

（注）B項目の資料提出では損害原因別に例えば「倒産状態の場合」は支払遅延通知日=事故発生日のもとで同時提出したり、又は「単なる資金ショートの場合」は待機期間の終了日=事故発生日のもとで保険会社を介して待機期間中に事前提出したりしている限り、保険金での早期キャッシュフローに期待できるもの。

79.処分次第とは、A項目では「請求扱い」時点において保険価額から事故貨物の転売を図った転売価額（正味）等の確認資料により明らかにする実損額、又はB項目では事故商品の転売益等について保険当事者間で意見の不一致に対して第三者に係る専門機関の判断に委ねる実損額をそれぞれ指すもの。

80.原則支払期日次第とは、A項目では支払期日前にバイヤーの倒産状態を知ったときはその事実を15日以内に所定の帳票で通知し、「期前請求扱い」の事前承認申請を行わない限り別途支払期日に明らかにする未回収額、又はB項目では支払期日に拘ることなく、通常「保険会社で定める日」（請求日+最長決済期間+30日=支払遅延通知期限）又は「倒産状態を知った日」から30日以内のいずれか早い日における未収債権をそれぞれ指すもの。

F-(3)-18番の損失額のとらえ方について

<出発点>

A項目：損失額は船積の前後で異なります。船前リスクは貨物FOB価額（=船前「保険価額」）から控除金額（①～③）を差し引いた実損額です。（「期待利益を除くもの」また、船後リスクは前受金を除いた貨物代金額（=船後

「保険価額」) から控除金額 (④&⑤) を差し引いた未回収額です。(「期待利益」を含むもの) ここでは、船前「期待利益」は「事故扱い」から「請求扱い」時点において保険価額から差し引く①正味「転売価額」と同様にセラーの船積不能に伴う②未支出費用や③期待利益(セラーの儲け部分)をそれぞれ控除項目(①~③)に含めることによるセラーの負担対象です。(「実損てん補」の建前) また、船後「期待利益」はセラーの口座への着金が「無い」場合に船後「保険価額」から④決済金額や⑤延滞利息を除く回収金を控除金額とし、それに含めないことによる保険会社の履行対象です。

B 項目: 積出し前リスク(オプション特約)では事故発生日における製造費用に関して費用項目(原価費用+中断費用+売買費用)から収入項目(転売益+売買益+再利用価値等)を差し引いた正味費用です。また、積出し後リスクでは総請求額から総回収額を差し引いた正味債権です。

(注) 費用項目とは、①売買契約の履行に必要な「原価費用」、②売買契約の中断の場合に履行を想定されていたならば必要であることが明白に判断される「中断費用」、③適切な原価計算原則に基づいて正当化される費用で人件費及び未出荷の注文書に係る積出し前「売買費用」です。また、収入項目とは、④事故商品の「転売益」、⑤担保を実行したときの「売買益」、⑥完成品/仕掛品/原料に係る「再利用価値」等です。

< 関心事 >

A 項目: 損失額は船積の前後で異なります。船前リスクは貨物 FOB 価額 (= 船前「保険価額」) - 控除項目(正味「転売価額」+未支出費用+「期待利益」等) = 損失額、船後リスクは前受金を除いた貨物代金額 (= 船後「保険価額」) - 控除項目(決済金額+延滞利息を除く「回収金額」等) = 損失額です。ここでは、船前「期待利益」は控除項目の対象であり、セラー側の負担です。また、船後「期待利益」は控除項目のラチ外となり、バイヤーに貨物を引き渡した後にセラーの口座への着金がなく未回収額としてバイヤーから債務確認を得ている限り保険会社の履行対象です。

B 項目: 損失額は積出し前後で異なります。積出し前リスク(オプション特約)は費用項目と収入項目、積出し後リスクでは総請求額と総回収額からそれぞれの差額からとらえます。ここでは、売買契約に対して「履行継続又は中断」はセラーが損失防止義務として判断するものでなく、保険会社の決定に従います。そして、売買契約等の履行継続による追加費用が発生し損失額の拡大を招いてもそれを製造費用に含めたり、バイヤーに商品を引渡した場合にその費用を除いたりすることを想定します。

< 選び方 >

投票項目に対して損失額のとらえ方を選ぶ場合に (A) 船前リスクの損失額計算では例えば製品以外の段階で破棄処分証明書等を揃えるか、それとも (B) 製品以外の再利用価値の多寡等に対して専門機関の鑑定に委ねた場合に価格差の 10% を境にして 10% 以内は保険会社、その 10% 超はセラーがその鑑定料を負担するかどうかを想定します。

<投票項目>

A項目：損失額のとらえ方は取引単位での実損額です。

B項目：損失額のとらえ方は保険会社との事前合意額した正味費用と正味債権です。

<用語集>

81.費用項目とは、B項目では（イ）売買契約の履行に必要な費用（原価費用）、（ロ）その履行中断の場合に当該売買契約が履行されていたならば必要であることが明白と判断される費用（中断費用）、（ハ）適切な原価計算原則に基づいて正当化される費用で、人件費及び未出荷の注文書に係る費用（売買費用）を指すもの。

82.収入項目とは、B項目では（ニ）バイヤーから受け取った前受金、（ホ）商品を第三者に転売したときの転売益、（ハ）完成品、仕掛品又は調達した原材料の再利用価値、（ヘ）担保物件の売却益、（ト）本保険金以外の補償金を指すもの。

83.損失防止義務とは、B項目では積出し前リスク（オプション特約）に関しててん補事由発生日に直ちに製造活動の中止を想定することを指すもの。

84.追加費用とは、B項目ではてん補事由発生後において保険会社から「売買契約の履行継続の指示」を受けたときに追加支出した費用を指すもの。

85.破棄処分証明書等とは、A項目ではてん補事由発生日後に完成品、仕掛品又は調達した原材料に関して再利用価値が「無く」破棄処分した場合にそれを立証するときの証拠書類を指すもの。

86.再利用価値とは、B項目ではてん補事由発生後において積出し前の契約残に係る完成品、仕掛品又は調達した原材料に対してとらえたりユース価額を指すもの。

87.鑑定とは、B項目では損害原因又は損失額の計算に対して保険契約の当事者間において意見の不一致になった場合に第三者の専門機関の判断に委ねることを指すもの。

1.損失額

1-(1)-19 番の事故態様別の「事故扱い」について

<出発点>

A項目：例えば、「単なる資金ショートの場合」では通常支払期日から最大 45 日です。また、「倒産状態の場合」

では、通常支払期日前のときはその日から 15 日以内の事情発生通知書 + 支払期日に船後損失等発生通知書の提出です。倒産状態では支払期日前の「請求扱い」に備えるときは損失発生確認申請書を手配します。

B 項目：積出し前リスク（オプション特約）では倒産状態が生じた日（例えば裁判所がバイヤーに対して清算又は解散の命令を下した日）やバイヤーから「履行の不当な中断」の通知日から 10 日以内に正味費用に係る「支払遅延扱い」です。また、積出し後では「単なる資金ショートの場合」に通常「請求日 + 最長決済期間 + 30 日 = 支払遅延通知期限」（保険会社で定めた期間）内に通知し、「倒産状態の場合」にその「保険会社で定めた期間」又は「倒産状態を知った日」から 30 日以内のいずれか早い日までにそれぞれの正味債権に係る「支払遅延扱い」です。

< 関心事 >

A 項目：事故態様は船積の前後による所定の通知期限（45 日）の起点（判別した日 ⇒ 支払期日）が異なります。具体的には、船前リスクは事故原因別に船積のできないことの判別した日が起点です。それは事故貨物に係る処分日を左右することがあります。そこでは、船後「倒産リスク」に関して支払期日前にその倒産状態のときは、事情発生時点の先行通知し（15 日以内）、当該支払期日の時点において別途所定の「事故扱い」もあります。

B 項目：事故態様は積出しの前後により通知期限の長短（10 日 ⇒ 原則 30 日）があります。そこでは、積出し前リスク（オプション特約）は保険会社からの早期指示（売買契約に係る「履行継続又は中断」）に対応し「易く」し、積出し後リスクは例えば「倒産状態を知った日」から原則 30 日以内に債権の届出書を含めた証拠書類の収集等を視野に入れます。

< 選び方 >

投票項目に対して事故態様別の「事故扱い」を選ぶ場合に（A）船前リスクでは例えば非常危険事由の場合に通常バイヤーの船前「契約破棄通知の発信日」次第、船後リスクでは支払期日でもって左右されるか、それとも（B）積出し前リスク（オプション特約）と積出し後リスクとも支払遅延通知期限までというセラー側の意向次第でもって左右されるかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：事故態様別の「事故扱い」は船前リスクでてん補事由別に判別した事故発生日 + 45 日以内、船後リスクは支払期日 + 45 日以内の各通知です。

B 項目：事故態様別の「事故扱い」は積出し前リスク（オプション特約）でてん補事由発生日 + 最大 10 日、積出し後リスクで通常「請求日 + 最長決済期間 + 30 日 = 支払遅延通知期限」（保険会社で定めた期間）内の各通知です。

<用語集>

88.早期指示とは、B項目では積出し不能というトータルロスに及ぶてん補事由が発生したときはできるだけ早く（10日以内）保険会社あてに支払遅延通知書を手配した後における保険会社から受ける売買契約の「履行継続又は中断」のいずれか1つの決定事項を指すもの。

89.同時提出とは、B項目では所定の損害事由で被った積出し不能に係る支払遅延通知日があるまま事故発生日に該当するときの要件にする諸規定の順守条件のほか、（イ）てん補事由発生日を証する書類、（ロ）「債権&担保」の証拠書類、及び（ハ）製造費用項目－収入項目（事故商品の転売益、担保物件の売却益、完成品/仕掛品/原材料の再利用価値等）＝正味費用という損失額に係る保険会社との合意書等の提出書類があり、その同時提出を指すもの。

90.非常危険事由とは、A項目では日本の貿管令の発動に伴う「本邦内事由」＋それ以外の9本の「本邦外事由」＝10本の非常危険事由を指すもの。

（注）**9本の本邦外事由とは**、①外国における為替措置（制限・禁止）、②仕向国における輸入措置（制限・禁止）、③外貨送金遅延、④外国政府等の債務免除、⑤外国政府等の収用、⑥外国政府等の差別的措置、⑦国際連合等の経済制裁、⑧イ戦争等、ロ暴風等、ハ原子力事故、ニ輸送の途絶、⑨本邦外事由で契約の当事者の責めに帰さない全てのもの。

91.破棄通知の発信日次第とは、A項目ではセラーはバイヤーからの入手する所定の確認資料（例：バイヤーからの船前「契約破棄通知の発信日」）のためにバイヤーにアプローチし、資料を取得した後にバイヤーからの船前「契約破棄通知の発信日」＝事故発生日、事故確定日とし、その事故発生日から45日以内に船前損失発生通知書を手配するほか、その事故確定日から転売活動を手配することを指すもの。

92.セラー側の意向次第とは、B項目ではセラーは何とかバイヤーにアプローチし、積出し不能を判断したてん補事由発生日から10日以内に支払遅延通知書を手配し保険会社からの決定事項（履行継続又は中断）の指示「待ち」にすることを指すもの。

1-(2)-20 番の「事故扱い」の通知態様について

<出発点>

A項目：船前リスクでは積出し前後とも事故発生日から45日以内の逐次通知です。そこでは、通知態様が一括通知のために事故原因別に①「禁止措置実施日」のほか、予定船積日を境にしたその前にバイヤーからキャンセルを受領したときは②「契約破棄通知発信日」とし、その予定船積後にキャンセル通知や「船積の著しい困難な場合」になったときは③「船積日」でもって判別し、その日から船前損失発生通知期限内の逐次通知です。また、船後リスクでは支払期日から45日以内の逐次通知です。逐次対応では回収主体者を保険会社にシフトしない限りセラーは例えば支払期日別にその支払期日を起点とした他の債権と同様の注意でもって一切の合理的措置を実施します。

B項目：積出し前リスク（オプション特約）ではてん補事由発生日+10日=支払遅延通知期限までに費用項目から収入項目を差し引いた正味費用の一括通知です。また、積出し後では「単なる資金ショートの場合」に「請求日+最長決済期間+30日=支払遅延通知期限」（保険会社で定めた期間）内に通知し、倒産状態の場合にその「保険会社で定めた期間」又は「倒産状態を知った日」から30日以内のいずれか早い日までに総請求額から総回収額を差し引いた正味債権の一括通知です。一括対応では回収委任する債権回収会社を通じて保険会社履行時点までに保険金請求権の発生防止を図ります。

(注)費用項目とは、①売買契約の履行に必要な「原価費用」、②売買契約の中断の場合に履行を想定されていたならば必要であることが明白と判断される「中断費用」、③原価計算原則に基づいて正当化される費用で人件費及び未出荷の注文書に係る「売買費用」です。また、収入項目とは、④事故商品の「転売益」、⑤担保を実行したときの「売買益」、⑥完成品/仕掛品/原料に係る「再利用価値」等です。

<関心事>

A項目：通知態様は船積の前後とも取引単位別の事故発生額のもとで未船積価額や未回収額に係る逐次対応です。ここでは、通常保険をかける場合に円建てでない限り、①輸出契約等締結日（TTBの適用相場）と②支払期日（TTBの適用相場）をそれぞれ意識します。それは保険をかけるときは①による貨物代金額を保険価額とし、保険対象額を明らかにします。また、支払い保険金を計算するときは①と②のいずれか円高でもって支払い保険金をとらえるものですから外貨建てのときは、逐次対応の方が点検し「易い」です。

B項目：通知態様は積出し前後とも「支払遅延扱い」の場合に正味費用や正味債権に係る一括対応です。ここでは、一括対応は損害原因別に必要な書類の提出や諸規定の順守条件のもとで支払遅延通知日＝「倒産状態の場合」の事故発生日や待機期間の終了日＝「単なる資金ショートの場合」の事故発生日という「ワンストップ扱い」から例えば、法的倒産→債権届出、紛争債権→セラーに有利な確定判決、財務悪化→繰延対策、送金規制→現地通貨払いの確認等について窓口を一本化し「易く」します。

<選び方>

投票項目に対して「事故扱い」の通知態様を選ぶ場合に通知対応は（A）船前リスクの未船積価額を含めた未回収額を逐次通知するか、それとも（B）積出し前リスク（オプション特約）は正味費用&積出し後は正味債権を一括通知するかどうかも想定します。

<投票項目>

A項目：「事故扱い」の通知態様は船積毎又は支払期日毎の逐次通知です。

B項目：「事故扱い」の通知態様は正味費用や正味債権に係る一括通知です。

<用語集>

93.逐次通知とは、A項目では輸出契約等の船前リスクに対して船積日毎、船後リスクに対して支払期日毎にそれぞれ逐次通知することを指すもの。

94.一括通知とは、B項目では売買契約締結後に製造費用を支出したり、又は積出しによりバイヤーに貨物を引渡したりした都度てん補が自動開始し、その後に製造費用項目－収入項目（事故商品の転売益等）＝正味費用や債権の総請求額－総回収額＝正味債権に被った損害についてそれぞれ一括通知することを指すもの。

95.未決済の理由とは、B項目では例えば（イ）法的倒産、（ロ）紛争債権、（ハ）財務悪化、又は（ニ）送金規制/ポリティカルリスク等を指すもの。

96.セラーに有利な確定判決とは、B項目ではバイヤーからクレームの提起を受けた場合にセラー無責としての確定判決書入手することを指し、それは紛争債権に対して「支払遅延扱い」時点において回収委任した債権回収会社を介したリーガルアクションを想定してもその確定判決を得るまで相当な日数を要する場合は別途オプション特約による仮払い保険金（70%）スキームの利用を視野に入れるもの。

1-(3)-21 番の回収主体者シフトのタイミングについて

<出発点>

A項目：回収主体者のシフトは通常「請求扱い」時点（保険会社やセラーの依頼により前倒しも可能）です。回収主体者は保険会社の回収方策として(a)従来通りのセラーと(b)サービサー（回収専門会社のこと）とのいずれかで対応します。

B項目：回収主体者のシフトは「支払遅延扱い」時点です。そこでは、回収委任を受けた債権回収会社は「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施です。

<関心事>

A項目：タイミングは通常「請求扱い」時点において回収主体者シフト（セラー⇒保険会社）が義務付けされております。そこでは、保険会社やセラーの依頼によるその前倒しも可能です。それは貨物代金額の First unpaid 通知次第による「損防行為」を含めた早期アウトソーシングに繋がることがあります。

B項目：タイミングは「支払遅延扱い」時点において回収主体者シフト（セラー⇒保険会社管理下の債権回収会社）が義務付けされております。そこでは、「損防行為」が本格化する時点において回収主体者がシフトしますから「損防行為」も含めたアウトソーシングに繋がります。（「ワンストップ扱い」）

<選び方>

投票項目に対して回収主体者シフトのタイミングを選ぶ場合に（A）回収主体者シフトは義務付けられている「請求扱い」通りでなく保険会社のニーズ又はセラーからの申込みにより前倒しを視野に入れるか、それとも(B)「支払遅延扱い」時点にするかどうかも想定します。

<投票項目>

A項目：回収主体者シフトのタイミングは原則「請求扱い」時点です。

B項目：回収主体者シフトのタイミングは「支払遅延扱い」時点です。

<用語集>

97.回収委任とは、 B項目ではセラーは支払遅延通知日にセラーの代理でかつセラーの名義のもとでの回収を債権回収会社に委任することを指し、それは債権回収会社との協議による「回収措置や可能な場合の法的措置」を実施するもの。

98.回収主体者シフトとは、 A項目ではセラーは原則保険金請求時点において初回指示事項付きで回収方針に関する意向として回収行為の主体者をセラー側かそれともサービサー側のいずれかを選ぶと共に所定の債権概要書で①保険対象契約だけでなく②対象外契約や③てん補割れ部分の各データを含めた帳票（権利行使等委任状）でもって委任することを指すもの。

99.回収費用とは、 A項目では回収主体者を保険会社にシフトするまでの回収費用は事前に保険会社に認めて貰っていることを視野にいれた所定の帳票でもって負担申請することを指すもの。

100.前倒しとは、 A項目では通常回収主体者シフトは「請求扱い」時点であるけれども、保険契約の当事者の希望により「請求扱い」時点より前倒しを視野に入れることを指すもの。

1-(4)-22 番の「事故扱い」の効果について

<出発点>

A項目：信用「事故扱い」では海外商社名簿における与信管理区分<ExcellentのE格は「優良企業」を示すもの（EE）、AceのA格は「信用状態等の良好」を示すもの（EA）、MassiveのM格は「信用残高大」を示すもの（EM）、FairのF格は「保険引受に一定制限」を示すもの（EF）、CautiousのC格は「信用状態の不安」を示すもの（EC）>から事故管理区分<RemarksのR格は「債務不履行」を示すもの（ER）、BankruptcyのB格は「破産、保険金支払い等」を示すもの（EB）>へのダウンです。信用「事故扱い」後では例えば事故管理区分のR格へのダウンに対して信用危険は「×扱い」であり非常危険は「○扱い」ですから、信用状取引に転換し事実上非常危険

頼みで保険をかけるかどうかです。

B項目：「支払遅延扱い」では与信設定額の撤回を招きますから継続的取引の中止です。そこでは、回収主体者を債権回収会社にシフトし保険金請求権の発生を最小限にとどめる措置の実施です。

<関心事>

A項目：「事故扱い」は信用「事故原因」の場合に海外商社名簿における格付けダウンです。しかし、その後は通常輸出契約等に変更を加えてもその変更時点における通知義務のラチ外です。そこでは、セラーは「事故扱い」前の取立行為を振り返ったバイヤーの再建策に応じた場合に未回収額の解消につながる限り「○扱い」です。逆に損失額の拡大を招いたときはその相当額は「不てん補扱い」です。

B項目：「支払遅延扱い」は4本のメニューです。具体的には、(a)与信設定額の撤回を招くと共に(b)債権回収会社等に回収委任し、(c)回収費用の負担、又は(d)待機期間の短縮です。そこでは、最大の効果は「支払遅延扱い」という損失防止義務が本格化するタイミングに合わせた「ワンストップ扱い」で債権回収会社等の回収委任の義務付けです。

<選び方>

投票項目に対して「事故扱い」の効果を選ぶ場合に(A)信用危険は「×扱い」、非常危険は「○扱い」として対応できるか、それとも(B)信用危険/非常危険の両方とも「×扱い」とし、何も対応できないのかも想定します。

<投票項目>

A項目：「事故扱い」の効果は格付けの与信管理区分から事故管理区分への格付ダウンです。

B項目：「事故扱い」の効果は(a)与信設定額の撤回を招くと共に(b)債権回収会社等に回収委任し、(c)回収費用の負担、又は(d)待機期間の短縮です。

<用語集>

101.格付ダウンとは、信用力を示すランキング等のダウンを指し、それは支払限度額の撤回等につなぐもの。

102.与信管理区分とは、A項目では例えば民間企業(EnterpriseのE)に関して与信管理を行うEE(信用状態:Excellent「優良企業」のE)、EA(信用状態: Ace「信用状態良好等」のA)、EM(信用状態: Massive「信用責任残高大」のM)、EF(信用状態: Fair「保険引受に一定制限」のF)、EC(信用状態: Cautious「信用状態等に不安」のC)を指し、ECを除いたEE&EAに支払限度額を設定し、EM&EFは通常付保率(50%)や上限額(10億円)の想定ですが、保険会社評価次第による与信枠も視野に入れられるもの。

103.事故管理区分とは、A項目では Remarks の R と Bankruptcy の B のもとで G（組織形態：Government 政府機関の G）、E（組織形態：Enterprise 民間企業の E）、S（組織形態：Security 政府機関を除く銀行の S）との組み合わせを指し、例えば ER は信用危険付保を「×扱い」とし非常危険付保を「○扱い」であり、EB は信用危険付保 & 非常危険付保とも「×扱い」になるもの。

104.待機期間の短縮とは、B項目では保険会社による保険金の支払いを猶予する期間に関して支払遅延通知日にその短縮を希望できることを指し、標準 150 日のところ 120 日（前提：90% - 1% = 89% の縮小てん補率）⇒90 日（前提：90% - 2% = 88% の縮小てん補率）⇒60 日（前提：90% - 3% = 87% の縮小てん補率）まで想定できるもの。

1-(5)-23 番の「事故扱い」までの節目について

<出発点>

A項目：節目はセラー側で3本です。そこでは、本 HP (<https://金川貿易保険.com>) のカウントダウン試行表により「事故扱い」までの期間にわたってバイヤーに各節目別にプレッシャーを与えることができます。

（注）3本の節目とは、（イ）支払期日の1週間前にセラーの口座への着金を促す日とした「事前連絡日」、（ロ）ユーザンスの終点で「事故発生日」を示す支払期日、（ハ）自主回収期間の終了時点に取引単位の貨物代金額の未回収額を明らかにする「事故扱い」です。それは「目で見る与信管理」に役立ちます。

B項目：節目はセラー側で5本です。そこでは、本 HP (<https://金川貿易保険.com>) のカウントダウン試行表に「請求日」と最長決済期間の「日数」を入力することによって「支払遅延通知期限」までにわたってバイヤーに各節目別にプレッシャーを与えるのに役立ちます。

（注）5本の節目とは、（イ）支払期日の1週間前にセラーの口座への着金を促す日とした「事前連絡日」、（ロ）ユーザンスの終点を示す「支払期日」、（ハ）与信設定額の新たなる申請や増額申請時点において有効日を左右する基準日とする「支払期日+60日」、（ニ）保険会社により設定して貰った最長決済期間の満了日とした「不払いと見なす日」、（ホ）自主回収期間の終了時点において総請求額から総回収額を差し引いた正味債権を明らかにし、回収主体者シフトする「支払遅延扱い」です。そこでは、カウントダウン試行表でもって別途10バイヤーまでの「重なり案件」をシミュレーションし、同様に「目で見る与信管理」に期待できます。

<関心事>

A項目：節目は支払期日から「事故扱い」の時点までは比較的「短く」45日における3本です。そこでは、First unpaid 通知を受領したときはその原因が「単なる資金ショート」であるかどうかを見極めた後に財務担当責任者あてにリモート面談を申し入れる等のプレッシャーを与えます。

B 項目：節目は「支払期日」から「支払遅延扱い」の時点まではモデルケースのごとく 77 日～140 日に及ぶ 5 本です。そこでは、所定の延長可能期間（支払期日から最長決済期間満了日を称し、その期間を超えない限り延長できるもの）に参照した前年度の決済予定日を加えるとプラス 1 本が増えることがあります。それぞれの節目別に適宜リモート面談を申し入れてプレッシャーを与えるようにします。

< 選び方 >

投票項目に対して「事故扱い」までの節目を選ぶ場合に（A）節目を 3 本にするか、それとも（B）5 本にするかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：「事故扱い」までの節目は(イ)事前連絡日、(ロ)支払期日、(ハ)「事故扱い」です。

B 項目：「事故扱い」までの節目は(イ)から(ハ)のほか、(ニ)「支払期日+60 日」と(ホ)「不払いと見なす日」を加えるものです。

< 用語集 >

105. 試行表とは、本 HP (<https://金川貿易保険.com>) にカウントダウンを実装したものを指し、そこでは貿易保険 2 スキーム別に必須の基本データ（船積日、支払期日、請求日、最長決済期間、待機期間）を入力し、「事前連絡日」から「支払遅延扱い」や「請求扱い」等までのカウントダウンを図るもの。

106. 見える与信管理とは、本 HP (<https://金川貿易保険.com>) のトップ画面を開けた都度「試行表」の案件別に「入力項目クリア」をクリップしない限り「公的保険の場合」と「民的保険の場合」別にカウントダウンし、社内での与信管理の見える化へのつながりを指すもの。

107. 試行表の使い方とは、B 項目では試行表の (a) 「請求日欄」に日付け、(b) 「最長決済期間欄」及び (c) 「待機期間欄」に日数をそれぞれ入力して使うものであり、例えば 10 本の案件に対して「事前連絡日」をはじめ「不払いと見なす日」から「支払遅延通知期限」等までアト●●●という日数を表示し、かつ、カウントダウンした「重なり案件」をとらえることにより該当日までにセラーの口座への着金を確実にするもの。

1-(6)-24 番の与信設定額等の復活申請について

< 出発点 >

A 項目：「事故扱い」で格付ダウンしたものを復活するには、通常入金を確認した後に信用調査を実施し取得した「信用調査報告書」により保険会社に格付変更を申請します。そこでは、バイヤーの「最新の財務データ」は 2 期連

続したものを揃えます。

B 項目：「支払遅延扱い」で与信設定額の撤回したものを復活するには、通常遅延案件を解消した後バイヤーの個別財務諸表だけでなく、親会社のもを考慮したり、バイヤーとのリレーション関係を「拠り所」にした担保条件を加えたりします。そこでは、例えば、親会社の payment 保証やオーナー社長の場合に個人保証を取り付けることがあります。

<関心事>

A 項目：復活申請は「請求扱い」後に保険会社による回収方策の指示に基づいた回収行為が奏功したときに想定します。そこでは、回収方策とした繰延要請に応じたことによるバイヤー側の経営再建に結び付けることがあります。その後は「回収金納付扱い」と引き換えにその改善の兆しが見える「最新の財務データ」付きの信用調査報告書を手にした復活申請に臨みます。

B 項目：復活申請は「支払遅延扱い」後に「ワンストップ扱い」で回収委任した債権回収会社が「回収方法や可能な場合の法的措置」を実施した結果、全額回収が奏功したときに想定します。そこでは、セラーの口座への着金を確認した「入金通知扱い」を行います。その後は「請求扱い」を免れることからバイヤー側の信用状態が回復したと見なし、与信設定額の復活に臨みます。

<選び方>

投票項目に対して与信設定額等の復活申請を選ぶ場合に（A）セラーは該当バイヤーの信用調査報告書を手に入れてはじめて格付変更を兼ねた復活申請するか、それとも（B）セラーがオンラインにより復活申請するかどうかを想定します。

<投票項目>

A 項目：与信設定額等の復活申請のやり方は格付変更を兼ねた復活申請です。

B 項目：与信設定額等の復活申請のやり方はオンラインによる復活申請です。

<用語集>

108.格付変更とは、保険会社が保険期間の期中を含めたバイヤーの更新調査により信用度の変化をとらえたり、又は倒産状態や財務悪化に伴う「事故扱い」等の所定の帳票を受理したときは通常信用力を示すランキング等の変化を指すもの。

109.個別財務諸表とは、バイヤー側において親会社が介在し連結財務諸表しか公表しない場合に長年の取引先のネットワークを通じて親会社に報告するデータ（①貸借対照表、②損益計算書、及責任び③キャッシュフロー計算書に係

るもの)を取得できるように働きかけたり、又は保険会社から当該バイヤーの財務担当責任者等あてに直接インタビューして貰い経営成績と財務状態という補完データも含めた資料を指すもの。

110.情報提供会社のモニタリングとは、B項目では保険会社が与信設定額の判断資料の1つにするものであり、例えば(a)@レーティングサービス(@の数による1,000万円までの想定)、(b)カスタマイズト・クレジットオピニオン(1,000万円超の想定)、(c)企業リスク評価のDRA(全世界共通の尺度のもとで0から11段階のスコア格付)等を提供するもの。(「有料頒布扱い」)

1-(7)-25 番の請求期間の有無について

<出発点>

A項目：非常危険事故や相手方の倒産事故の場合は支払期日から9月です。また、例えば「単なる資金ショートの場合」は「支払期日+3月」から6月です。書類の提出では既に完了した各手続き(申込み扱い、内容変更扱い、事故扱い)のときに「エビデンスレス扱い」のものに限定することなく必要書類の列举方式です。それは、船前リスクに対して①損失額の確認書、②保険事故の確認書、③輸出契約等の成立日及び内容の確認書、④損失防止軽減義務履行の確認書等とし、船後リスクに対して⑤未決済の事実及び未決済額の確認書、⑥保険事故の確認書、⑦輸出契約等の成立日及び内容の確認書、⑧船積の事実及び内容の確認書、⑨損失防止軽減義務履行の確認書、⑩過去の取引状況の確認書等の想定です。

B項目：請求期間は概念として特にありません。通常、事故発生日の要件とする(イ)製造費用の損失額に係る保険会社との合意書、(ロ)倒産状態の証明書及び債権の届出書、(ハ)債権及び担保の証明書等に係る提出タイミングは損害原因別に支払遅延通知日との「同時提出扱い」、又はその支払遅延通知日の延長線上にある待機期間内における「事前提出扱い」です。保険会社からの依頼に応じた提出案件は(ニ)「債権回収に備える」だけでなく、(ホ)保険会社履行用「ポートフォリオとした備え」の想定です。その後は蓄積されるエビデンスはそのまま保険会社履行時点において役立つはずです。

<関心事>

A項目：請求期間は必要書類の散逸を防ぐこと等を視野に入れた対象約款の別表に所定の必要書類が明示されており、保険金請求可能日までに該当書類の有無を点検し、「無い」ときは代替資料でもって「請求扱い」に臨みます。ここでは、請求期間は9月(非常危険事由&倒産状態の場合)又は6月(債務履行遅滞の場合)です。

B項目：請求期間は特にありません。保険会社履行時点の出発点に備える必要書類の提出は損害原因別の事故発生日に係る要件の1つに想定することによって「倒産状態の場合」に支払遅延通知日における同時提出、又は例えば「単なる資金ショートの場合」に待機期間中における保険会社からの依頼に応じる時点でもって事前提出にあたり、請求

期間を意識しなくても「良い」です。そこでは、損害原因別に例えば「倒産状態の場合」に積出し前（オプション特約）の売買契約に対して「履行継続又は中断」の保険会社判断のもとで損失額の合意を目指すという初期対応次第、かつ、積出し後では保険会社の管理下にある回収委任した債権回収会社による「回収措置や可能な場合の法的措置」次第ですが、それぞれの必要書類は「支払遅延扱い」を契機とした「ポートフォリオに備えられるもの」です。また、「単なる資金ショートの場合」には待機期間の終了日までに保険会社依頼により提供する必要書類も同様です。

<選び方>

投票項目に対して請求期間の有無を選ぶ場合に（A）セラーが請求期間における提出書類の揃い方次第とし、その提出後2月以内の保険会社履行時点になるか、それとも（B）支払遅延通知日又は待機期間の終了日+30日以内の保険会社履行時点になるかどうかとも想定します。

<投票項目>

A項目：請求期間の有無は事故確定日から9月以内、船後「債務履行遅滞」のときは「支払期日+3月」から6月以内です。

B項目：請求期間の有無は保険金の「請求期間」の概念が「無い」ものです。それは事故発生日が必要書類の提出だけでなく諸規定の順守を条件にすることにより、その日から30日以内という保険会社履行時点の前倒しを形成し、「早め」の受取保険金の受領に期待できるものです。

<用語集>

111.船後「債務履行遅滞」とは、A項目では信用危険に係る事故原因の1つであり、その要件は支払期日+3月以上の支払遅延を指すもの。

112.9月と6月とは、A項目では事故原因別の保険金に係る請求期間の違いであって、所定の事故発生日に直ちに事故確定日にもなる船積不能案件（代金回収不能案件を含む）は9月であり、そうでなく支払期日+3月に保険金請求可能日にする事由例えば「単なる資金ショートの場合」では9月からその3月を差し引いた6月を指すもの。

113.請求期間とは、A項目では船前リスクに関しててん補事由別に判別した特定の日を事故確定日とし、事故貨物の転売手続から実損額を明らかにし、事故確定日から9月の請求期間内に提出書類を揃える「請求扱い」に備えるものであり、又は船後リスクに対して支払期日から9月、及び支払期日+3月という債務履行遅滞の場合にその期間経過後から6月のもとで船後事故の未回収の事実や未回収額に係る債務確認書等を揃える「請求扱い」に備えるもの。

1-(8)-26 番の「事故扱い」の費用負担について

< 出発点 >

A 項目： 保険対象貨物の転売費用は保険価額から輸出不能貨物の転売価額（正味）を控除するやり方です。（取得金額の範囲内）また、例えば損失防止軽減費用は保険会社から事前に認められた弁護士費用等です。更に、保険会社へのシフト後の費用は例えば「請求扱い」時点において保険会社にバイヤーに係る権利行使等を委任した後にその指示を受けた回収行為により発生した回収費用です。セラーが負担した回収費用と保険会社が支出した回収費用が双方に発生している場合にそれぞれの負担金額をとらえた「相殺扱い」を想定し、相殺後の差額について保険会社による支払に期待できます。

B 項目： 包括保険契約時点において定められている債権回収会社への債権回収の委任義務とセットになっている回収費用の負担額に対して受取保険金（通常 90%）に期待できます。ここでは、てん補割れ部分(Uncover10%)は回収費用の保険金(90%)との「相殺扱い」です。（通常 90% - 10% = 80%）

< 関心事 >

A 項目： 費用負担は回収主体者のシフトの前後別に対応すること（保険会社による「予め認めて貰った」支出費用分 ⇒ 保険会社から「指示を受けた」支出費用分）があります。例えば、「請求扱い」後にセラーは回収主体者をシフトした保険会社による回収方策に基づいた指示で企業訪問し、セラーの口座への着金を促すときに海外出張での支出費用分です。ここでは、負担した費用は 6 月毎の申請月でもって保険会社負担請求に臨みます。

B 項目： 費用負担は通常費用負担先として保険会社の管理下にある債権回収会社に対する回収費用は保険契約時に定めた定率のレートです。ここでは、費用負担度は例えばイニシャルコストの回収依頼債権に対して「倒産状態の場合」で 1.5%、「その他の場合」で 4.5%を想定します。例えば、トップバイヤーのモデルケースでは費用負担額が未収債権 1 億円 × 4.5% = 450 万円 > 835,000 円です。それは費用負担の上限額（上限は約 835,000 円）の適用のもとで債権回収会社からの当該請求書（835,000 円相当額）の受領次第でもって回収費用に係る保険金の転嫁に臨みます。

< 選び方 >

投票項目に対して「事故扱い」後の費用負担を選ぶ場合に(A)負担先は例えば不特定であり出来高ベースであるか、それとも(B)保険会社の管理下にある債権回収会社であって原則固定費用であるかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目： 「事故扱い」の費用負担は損失防止軽減期間において保険会社により予め認めて貰ったものです。

B 項目： 「事故扱い」の費用負担は「支払遅延扱い」時に債権回収会社等への債権回収の委任義務とセットになって

いるものです。

<用語集>

114.損失防止軽減期間とは、A項目では通常船後損失等発生通知日から回収主体者をセラーから保険会社にシフトするまでの期間を指し、例えば担保物件に対してそれを処分し損失防止を図るもの。

115.定率のレートとは、B項目では包括保険契約時点において支払遅延通知日に回収委任と回収費用の負担を義務付けるものであり、そのときに定められるレートを指すもの。

116.出来高ベースとは、A項目では回収費用を負担し、その負担申請月（原則6月毎）において予め承認を得たり、保険会社からの回収方策により指示を受けたりして負担した回収費用について所定の帳票（回収費用負担申請書）でもって負担申請し、結果的に回収費用総額＝出張費用合計＋法的費用合計＋その他諸費用合計とし、回収費用を支出したことが確認できる資料（例：インボイス、支払伝票、出張報告書、出張スケジュール表等を揃えるもの）でもって挙証するものを指すもの。

117.原則固定費用とは、B項目では包括保険契約時点において定められたレートであり、それ以外の法的費用としたランニングコストが生じる場合は別途に契約で取り交わした額を指すもの。

1-(9)-27 番の「請求扱い」前後における回収のベニフィットについて

<出発点>

A項目：「請求扱い」前でなく、「請求扱い」後の回収の場合ではセラー側でのベニフィットを考慮した回収金から取得した額を上限額とした控除利息に期待できることがあります。それは控除利息の利計期間とした支払期日から保険金支払日（又は回収金のいずれか早い日）です。また、利率は非常危険とした金利返済計画合意後の計画金利（その合意前は信用危険と同様）又は信用危険は財政融資資金からの借入金利（満期一括償還の5年以内のもの）です。

B項目：例えば、通常保険会社履行時点では回収費用に対する所定のてん補割合（分子は正味債権と与信設定額のいずれか低い額とし、分母は債権の額とする割合）を明らかにし、回収費用の受取保険金（＝回収費用×てん補割合×縮小てん補率）をとらえます。ここでは、セラーや回収委任した債権回収会社が「請求扱い」前に全額回収が奏効した場合はてん補割合＝1とし、回収費用に関して多めの受取保険金（＝1－てん補割合）に期待できます。それに加えて保険料に係る優良契約戻しに対して所定の返還式〔負担保険料－（負担保険料 a%+回収費用の受取保険金）〕×b%＝戻し保険料があります。そこでも、更新契約や最低保険料を下回らない限り、回収費用の受取保険金を未計上にした返還式とし、多めの戻し保険料＝（負担保険料－負担保険料×a%）×b%に期待できます。

<関心事>

A 項目：ベニフィットは「請求扱い」前の全額回収による「入金通知扱い」でもって保険責任残高をゼロとし、バイヤーの信用度が 100%回復したと見なして貰えるかどうかです。そうでなく、「請求扱い」後の全額回収の場合に保険金の受取り後に「回収金納付扱い」の段階でもって所定の控除金額分を除いた回収金額×(1-代位比率)+控除利息=セラーの持ち分を保険会社により明らかにして貰います。そこでは、回収金額を限度額とした所定の利計期間(支払期日~回収日と保険金受取日のいずれか早い方)にわたる控除利率のうち信用危険では財政融資資金の借入金利(満期5年以内一括償還)であり、非常危険では関係債権国会議(例:パリクラブ)の場でもって合意された計画金利であってその合意前では信用危険のものに期待できます。

B 項目：ベニフィットは「請求扱い」前に債権回収会社による全額回収が奏効した場合に「多め」の回収費用に係る受取保険金や戻し保険料につながります。そこでは、積出し後リスクの場合に損害原因別に回収力の属性変更です。例えば、「倒産状態の場合」に回収主体者の余地がなく破産管財人等です。また、「単なる資金ショートの場合」に支払遅延通知日を境にしてその前のセラーの回収力、その後は最終的に保険会社履行時点までの債権回収会社の回収力による全額回収を想定します。

<選び方>

投票項目に対して「請求扱い」前後における回収のベニフィットを選ぶ場合に(A)「請求扱い」後の回収金か、それとも(B)最終的に保険会社履行時点までの全額回収かどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：「請求扱い」前後における回収のベニフィットは「請求扱い」後の回収金額に係る①控除利息(回収金額の範囲内)や②更新保険料の調整(割引)です。

B 項目：「請求扱い」前後における回収のベニフィットは「請求扱い」前の全額回収に対して(a)「多め」の保険金受取り&(b)「多め」の戻し保険料です。

<用語集>

118.控除利息とは、A 項目では「請求扱い」後に例えば回収主体者とした保険会社が回収金を直接受領する場合は保険会社から配分を受けた「てん補割れ部分(uncover分の信用危険で10%相当額)」に加えられた回収金に係る「所定の利息」を指し、それは例えば財政融資資金からの借入時のもの(5年以内の満期一括償還用)になるもの。

119.更新保険料の調整とは、A 項目では継続的取引に対して「請求扱い」の前後を通じて全額回収した場合にリザルトレーティングの適用を受けた損害率の改善が「有る」ときに更新保険料を割引し、逆にその改善が「無い」ときに割増しの調整を指すもの。

120. 「多め」の保険金受取りとは、B 項目では回収費用は通常てん補割合（分子は債権の総請求額－総回収額＝正味債権をとらえた後、正味債権と与信設定額のいずれか低い額とし、分母は債権の額とする割合）で配分された額が保険対象費用です。但し、「請求扱い」前に全額回収が奏効したときは保険会社履行時点において与信設定額を超過した正味債権に係る回収費用分も保険金の期待値[=回収費用×（1－てん補割合）×縮小てん補率]に含めることにより「多め」になるもの。

121. 「多め」の戻し保険料とは、B 項目では通常〔負担保険料－（負担保険料×a%+回収費用の受取保険金）〕×b%=戻し保険料として包括保険契約時点において所定の a と b の指数を明らかにするものとし、「請求扱い」前に全額回収が奏効したときは「回収費用の受取保険金」部分を「未計上扱い」でもって戻し保険料に含めることにより「多め」になるもの。

122. 債務不履行とは、B 項目では①倒産状態、②政治的危険&③自然災害以外の理由で支払遅延通知日の延長線上にある待機期間の終了日における債権の不払いを指すもの。

2. 自主回収期間

2-(1)-28 番の自主回収期間の日数について

< 出発点 >

A 項目：自主回収期間は支払期日から最大 45 日です。それは支払期日から「事故扱い」までの期間であり、支払期日後の First unpaid 通知の事故態様により「事故扱い」の通知期限に張り付けたり、又は直ちに手配したりすることがあります。

B 項目：自主回収期間は支払期日＋延長可能期間（支払期日から最長決済期間の満了日まで）＋最大 30 日です。ここでは、その延長可能期間は固定日数でなく支払条件に反比例した変動日数、例えば HP (<https://金川貿易保険.com>) のモデルケースにおいては月末締め 2 月後払いで 140 日、月末締め 3 月後払いで 110 日、又は月末締め 4 月後払いで 77 日もあつたりしますからその長短別に何とかセラーの口座への着金を働かせる期間です。

< 関心事 >

A 項目：自主回収期間は貨物代金額の支払期日をテコとした固定日数の 45 日です。ここでは、「事故扱い」時点において回収主体者を保険会社にシフトしない限り、「請求扱い」までに損失防止軽減義務履行はセラー自身により求められるものであり、事実上自主回収期間の自動延長にあたる可能性があります。

B 項目：自主回収期間は例えば「短い」ユーザンス案件に係る最長決済期間をテコとした「長め」のときにセラーの

口座への着金を促します。(モデルケースでは 77 日～140 日) ここでは、First unpaid 通知を受領する限り、セラーによる回収力の発揮による「支払遅延扱い」から免れることを想定します。

< 選び方 >

投票項目に対して自主回収期間の日数を選ぶ場合にそれは(A)船積前後とも事故発生日から最大 45 日にするか、それとも(B)積出し前リスク (オプション特約) は初期対応を考慮した最大 10 日とし、積出し後リスクは最長決済期間をテコとした「長め」の自主回収期間にするかどうかとも想定します。

< 投票項目 >

A 項目: 自主回収期間の日数は支払期日から最大 45 日です。

B 項目: 自主回収期間の日数は支払期日から支払遅延通知日までの変動日数です。

< 用語集 >

123.最大 4 5 日の自主回収期間とは、 A 項目では貨物代金額の支払期日から「事故扱い」までを指し、ここではその支払期日をテコとしたものであって、支払条件の長短に関係なく固定日数にあたるもの。

124.変動日数の自主回収期間とは、 B 項目では貨物代金額の支払期日から「支払遅延扱い」までを指し、ここでは最長決済期間をテコとしたものであって、支払条件の決済期間が最長決済期間と同一でない限り 30 日より所定のユーザンスに反比例した変動日数になるもの。

125.「長め」の自主回収期間とは、 B 項目では例えば最長決済期間を 180 日とし、かつ、比較的「短め」のユーザンスを組み合わせるときに反比例した「長め」の期間を指し、例えば本HP (<https://金川貿易保険.com>) のモデルケースにおいては月末締め 2 月後払いで 140 日、月末締め 3 月後払いで 110 日、又は月末締め 4 月後払いで 77 日も想定できるもの。

126.セラーの口座への着金とは、 B 項目ではセラーの口座への着金日をもって保険会社によるてん補の終点を指すものであり、ここでは「支払遅延扱い」までの自主回収期間中はセラーの回収力、その後は回収委任した債権回収会社の回収力をもってバイヤーからの着金を確保する権利を行使続けるもの。

127.初期対応とは、 B 項目では積出し前リスク (オプション特約) に関しててん補事由発生日から 10 日以内に支払遅延通知日とし、そのときから保険会社は売買契約の「履行継続又は中断」を図ることを指し、それは製造費用の多寡を左右するもの。

2-(2)-29 番の自主回収期間に求められる義務について

< 出発点 >

A 項目：セラーに課される義務は通常保険契約締結時点から支払期日を節目とした損失等発生通知日までです。それに加わるのは事実上自主回収期間の延長線上にある「請求扱い」時点における回収主体者シフトまでも視野に入れるものです。例えば、①債権保全義務、②損失を受けるおそれのある告知義務、③他の保険契約の存在を知った時点/損失を受けるおそれが高まる事情発生時点/輸出契約等の変更時点に係る各通知義務、④指示や調査に応じる義務、⑤損失防止軽減義務等という各履行です。

B 項目：セラーに課されるのは通常与信設定額の設定時点から「支払遅延扱い」という回収主体者シフトまでです。例えば、①与信時の注意及び損失防止義務、②信用悪化情報を知った時点/支払遅延時点/支払遅延通知後の回収金受領時点の各通知義務、③報告期間中の売上高実績報告義務、④決済期間の延長時点における事前承認申請義務等です。

< 関心事 >

A 項目：自主回収期間は比較的短い（45 日）と共に与信枠の増額は 1 年単位で設定されており、随時の増額が難しく期首から 3 月後です。セラーはそれを意識して輸出契約等を履行する場合に既に無付保案件に係る支払期日 + 45 日超の不払い案件が「有る」かどうかがあります。そこでは、仮に該当する不払い案件があったときは告知義務の履行対象です。それは「事故扱い」の要件にも該当するタイミングですから保険会社による信用「保険引受態度」を左右することがあります。

B 項目：自主回収期間は比較的長いもの（モデルケースでは 77 日～140 日）があります。その場合、セラーは延長可能期間（支払期日から最長決済期間終了日でセラー次第で延長できるもの）のもとで支払期日 + 60 日超の延長要請を受けたり、又は信用悪化情報が「有る」かどうかがあります。そこでは、仮に該当する案件があった場合に信用悪化情報は通知義務の履行対象とし、与信設定額の有効日は保険会社の通知日より 60 日遡及期間の適用でなく、セラー側による当該与信設定額申請日です。

（注）信用悪化情報とは、例えば①関係会社を含めたバイヤーの倒産状態、②資金繰り悪化又は風評の低下、③独占的な取引関係又は長期間の取引関係の「重大な変更」及び取引関係の解消、④バイヤーに対する法的手続関係の開始を含むものです。

< 選び方 >

投票項目に対して自主回収期間に求められる義務を選ぶ場合に（A）「他の債権と同様の注意」か、それとも（B）「付保されていない場合に合理的に期待される注意以上」でもって対応するかどうかを想定します。

<投票項目>

A 項目：自主回収期間に求められる義務は支払期日後の損防義務の履行です。

B 項目：自主回収期間に求められる義務は与信時から注意&事故防止義務です。

<用語集>

128.60 日超の遅延とは、B 項目では与信設定額の設定という保険会社による最大の関与に向けた要件の 1 つを指し、そこではセラーは信用悪化情報を含めて点検し、仮に該当したときは与信設定額の申請日からの有効になるもの。

129.60 日遡及期間とは、B 項目では追加バイヤーの与信設定額の申請に際しては 60 日超の支払遅延等が「無い」限り保険会社からの通知日から 60 日遡及の適用を受けることを指し、そこでは当該バイヤーに直近の継続的取引分に係る商品を引渡していても所定の帳票により売上実績報告している限り保険対象債権に含まれるもの。

130.有効日とは、B 項目では与信設定額の希望額（バイヤー別最高債権残高等）に対して「満額回答」案件や「一部承諾」案件に関して利用できる日を指すこととし、その有効後では積出し前は売買契約を締結したり、積出し後はバイヤーに商品を引渡したりした場合にてん補の自動開始になることを指すもの。

131.与信設定額の申請日現在とは、B 項目では支払期日から「60 日超の支払遅延案件」や「信用悪化情報」の有無を点検し、該当する場合は保険会社からの通知内容を見極めることが重要です。それは、セラーからの希望額（該当バイヤーの最高債権残高等）に対して「満額回答」又は「一部承諾」という「承認された与信設定額」になるかそれともその「拒絶」です。前者では、事後にバイヤーに商品を引き渡すことにより保険会社による自動てん補がはじまりますが、後者では対象外債権とした「不てん補扱い」です。

2-(3)-30 番の「事故扱い」の対応について

<出発点>

A 項目：自主回収期間の支払期日では First unpaid 通知によりバイヤーからの支払不能を判断したときは「事故扱い」とし、担保処分等という損失防止軽減義務等を履行します。そこでは、法的手続に要する費用負担が生じて、それはセラーが回収主体者を保険会社にシフトしていない限り、通常事前にその履行に先立って保険会社から認めて貰ってはじめて保険会社に費用負担申請に期待できます。

B 項目：自主回収期間の支払期日では First unpaid 通知によりバイヤーからの支払不能を判断した場合には自主回収期間にメドを付けた回収委任に連動する「支払遅延扱い」とし、債権回収会社による「回収措置や可能な場合の法的措置」を実施します。そこでは、セラーはその回収費用に関して「支払遅延通知日」に債権回収会社への回収委任と共に「ワンストップ扱い」で費用負担に応じても待機期間の終了日を所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条

件)のもとで事故発生日とし、その日は保険会社履行時点の出発点になり、未収債権を含めた受取保険金に期待できません。

<関心事>

A 項目：事故対応は船前での事故原因別に判別した日でもって損失発生日＝事故確定日とした保険金請求可能日です。しかし、事故貨物の転売処分でもって実損額を明らかにしない限り必要書類は揃いませんから揃う日まで繰り下がることがあります。また、船後での事故原因別に例えば「倒産状態の場合」に貨物代金額の支払期日は事故発生日＝事故確定日、「単なる資金ショートの場合」に支払期日＝事故発生日、支払期日＋3月＝事故確定日です。そこでは、船後「請求扱い」はバイヤーによる債務確認書をはじめとする必要書類の揃え方次第です。

B 項目：事故対応は保険契約時点において債権回収会社等の委任と回収費用の負担等を組み込んでいます。そこでは、例えば「単なる資金ショートの場合」に回収主体者は「支払遅延扱い」を境にしてその前がセラー側、その後が保険会社の管理下にある債権回収会社側へのシフトを想定します。

<選び方>

投票項目に対して「事故扱い」の対応を選ぶ場合に（A）「事故扱い」時に保険会社より製造、輸出、販売等に指示がない限り「他の債権と同様の注意」に対応するか、それとも（B）オプション特約の積出し前では売買契約に対して保険会社からの「履行継続又は中断」の決定事項に対応するかどうかを想定します。

<投票項目>

A 項目：「事故扱い」の対応は回収費用絡みで保険会社からの了解を得た賠償請求権等の行使です。

B 項目：「事故扱い」の対応は回収委任した債権回収会社等による「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施です。

<用語集>

132.保険会社からの了解とは、A 項目では「事故扱い」後から回収主体者を保険会社にシフトするまでの期間における損防義務の一環として担保処分する場合に保険会社から事前の了解を得てから損防費用を負担するときの取扱いを指すもの。

133.保険会社の管理下とは、B 項目では積出し後リスクに関してバイヤーの延長合意（返済計画、債権の減額、第三者への支払義務の譲渡を含む）のほか、法的措置に関与し、その指示を受けた債権回収会社を実施することを指すもの。

134.保険会社からの決定事項とは、B 項目では積出し前リスク（オプション特約）に関して売買契約に係る「履行継続又は中断」の選び方により保険会社が製造費用の多寡に関与し、その指示を受けたセラーが場合によっては生産継続する追加費用を加えることを指すもの。

2-(4)-31 番の**内容変更通知の効果について**

<出発点>

A 項目：内容変更の要因では例えば「単なる資金ショートの場合」は信用危険のかからない格付にダウンするほか、追加保険料の負担も想定されます。

B 項目：内容変更の要因では担保危険（非常危険、信用危険）別に与信期間の変更があっても対応に違いがありません。

<関心事>

A 項目：効果は信用「変更要因」による「内変扱い」の場合に「事故扱い」と同様に信用危険の付保は「×扱い」です。そこでは、「内変扱い」に伴う追加保険料の負担も想定されます。

B 項目：効果は売買契約の支払期日延長に応じる場合に「国別標準決済期間の通常と最長の日数」からとらえた最長決済期間を維持している限り、「事前承認申請」の無い「延長可能期間」内をとらえた「短いユーザンス案件」や「少額与信案件」を含めた債権に対してセラーの口座への着金を促します。そこでは、積出し後の場合に貨物代金額の支払期日から最長決済期間の満了日までの期間を「延長可能期間」と称します。その期間内は First unpaid 通知に対して自由に延長を加えても「事前承認申請扱い」に該当しないものです。

<選び方>

投票項目に対して内容変更通知の効果を選ぶ場合に（A）新支払期日＝事故発生日としその変更要因が信用危険の場合に「事故扱い」と同様になるか、それとも（B）バイヤーからの期日変更に応じてユーザンス 180 日を前提としている限り保険関係をそのままにするかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：内容変更通知の効果は変更要因が信用危険の場合は信用危険のかからない格付けダウンです。

B 項目：内容変更通知の効果は延長可能期間内では事実上 Grace day と同様になるものです。

<用語集>

135.変更要因とは、A項目では例えばユーザンスの延期要請等の原因にあたり、①財務悪化の場合は「信用危険が発生したり、又はその恐れが高い」という信用要因のもとで格付ダウンが「有り」、②外貨送金遅延の場合は非常事由のもとで格付ダウンが「無く」そのまま維持したりすることにより保険関係（①と②は保険料の追加負担、但し②を除く①は格付ダウン）に影響を与えることを指すもの。

136.Grace dayとは、恩恵日とし、バイヤーに支払いの猶予を与える期間を指すものであり、例えばB項目では支払猶予が最長決済期間を超えないように決済期間の管理義務に係る履行を指すもの。

137.「事前承認申請扱い」とは、B項目では（イ）支払の猶予期間が「最長決済期間を超えるバイヤー」、（ロ）与信設定額の「撤回バイヤー」や（ハ）「支払遅延扱い」という「債務不履行バイヤー」からの延期要請という3本に係る決済期間の延長に関する保険会社の事前承認を指すもの。

2-(5)-32 番の内容変更通知の要件について

<出発点>

A項目：変更対象は輸出契約等に変更を加えたものです。例えば、「包括系②」に係る輸出契約額の10%以上の増額は「保険価額の変更」です。また、「包括系①」に係る決済カテゴリー間の変更を含めた「包括系②」に係る支払期日等の延長は保険期間の延長です。更には、「個別系」に係る仕向国の追加や「包括系①及び「包括系②」に係るバイヤーの変更等は「リスクの変更」です。

（注）大口バイヤーや新規対象国の追加では他のバイヤーと同様に海外商社名簿への個別登録します。そして、「支払保険金の上限額」にあたる支払限度額（専用枠）は過去の輸出実績額の与信のピークから保険会社評価による個別設定です。

B項目：変更対象は既に「保険の対象となる債権」になっている（イ）支払の猶予期間が「最長決済期間を超えるバイヤー」、（ロ）与信設定額の「撤回バイヤー」や（ハ）「支払遅延扱い」という「債務不履行バイヤー」からの各延長要請という特定3案件だけです。そして、（ニ）大口バイヤーや（ホ）新規対象国のものは今後の「保険の対象となる債権」とした別途帳票（異動承認申請書）の手配です。

（注）大口バイヤーの追加ではトップバイヤーの差し替えです。それは①全バイヤー用に係る支払限度額、②年間予想保険料の見直し、及び③新規対象国の追加というカントリーリスクの大小を含めたシミュレーションを視野に入れるものです。

<関心事>

A項目：要件は保険の選び方により所定の国別引受方針に合致しないことから内諾承認を得た後に輸出契約等に変更

を加えるかどうかでもって「内変扱い」にするところ、「強制扱い」⇒「希望扱い」にできる判断をセラーに委ねたものです。それは、「内変扱い」による「格付けダウン」や「追加保険料の負担」から免れることを意味します。

(500 億円超案件等の一部は「強制扱い」) ここでは、信用「変更事由」による内容変更を加えても「内変扱い」を希望しなかった場合に事故原因次第で「てん補扱い」を左右することがあります。具体的には、「事故扱い」時点において信用「変更要因」と同一の「事故事由」のときは「不てん補扱い」です。しかし、例えば為替措置(制限・禁止)という異なった事故事由(信用危険⇒非常危険)であって当該バイヤーによる現地通貨払いを確認できるときは「てん補扱い」です。

B 項目：要件はセラーによる売買契約に加える変更のうち①最長決済期間超の延長要請、②与信設定額の撤回バイヤーや③支払遅延通知バイヤーからの各延長要請に限られたものです。その場合、セラーが保険会社の事前承認を得てから内容変更合意している限り、追加保険料の負担をしなくても「良い」です。ここでは、その合意後でもセラーの回収力でもって回収ができないときは所定の通知期限内での支払遅延通知日+待機期間(標準 150 日) = 所定の要件を前提とした事故発生日も繰り下がります。その後はその事故発生日までに「支払遅延扱い」時点で委任した保険会社の管理下にある債権回収会社の回収力を当てにします。しかし、その段階でも債権の不払いが続くときは事故発生日+30 日以内=保険会社履行時点とした保険金受取りを視野に入れます。

< 選び方 >

投票項目に対して内容変更通知の要件を選ぶ場合に (A) 所定の「内変扱い」により格付ダウンと追加保険料の負担を意識するか、それとも (B) ユーザンスに係る「事前承認申請扱い」は格付ダウンと追加保険料の負担を意識しないものとし、枠組み変更に係る「異動承認申請扱い」は追加保険料の負担を意識するかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：内容変更通知の要件はユーザンス関係を中心とした強制的「内変扱い」や国別引受基準の変更に係る内諾関係で一部に対する強制的「内変扱い」を含めた「希望扱い」です。

B 項目：内容変更通知の要件は期日延長に係る特定 3 案件の「事前承認扱い」や枠組み変更の「異動承認扱い」です。

< 用語集 >

138.国別引受基準の変更とは、A 項目ではカントリーリスクの余波を受けた保険会社が当該国の①案件枠、②ユーザンス制限、③ILC 条件、④その他(例：取引銀行による資金決済の事前確認、戦争免責等)の変更事項に該当することを指し、それは変更後の引受基準に照らして合致するかどうかを(a)事前点検し、(b)商談内容を見直したり、又は(c)内諾申請等を手配するもの。

139.強制の「内変扱い」とは、A項目では所定の引受基準に合致した案件に対して輸出契約等に「重大な変更」を加える場合に「内変扱い」が義務付けられていることを指し、それは変更要因が信用危険の場合は格付ダウンを招くという「事故扱い」の効果と同様になるもの。

140.「希望扱い」とは、A項目では所定の引受基準に合致しない案件に対して先行した事前承認を得た後に輸出契約等に「重大な変更」を加える場合に希望者による「内変扱い」という緩和できるものを指し、それは変更要因がそのまま事故原因に残るときは「不てん補扱い」を視野に入れるもの。（500億円超案件等の一部は「強制扱い」）

141.「異動承認申請扱い」とは、B項目では大口バイヤーや新規対象国の出現に該当するものを指し、それは両者による追加保険料の負担を視野に入れるもの。

142.追加保険料の負担とは、B項目では年間予想保険料はトップバイヤーの与信力の目安にした当初保険料より上回る大口バイヤーや新規対象国の出現により別途保険料をシミュレーションし、当初負担保険料との差額分に対する負担を指すもの。

2-(6)-33 番の内容変更に係る他の事故案件との関連について

<出発点>

A項目：支払限度額の前提は同一バイヤーに係る専用枠の設定です。そこでは、枠不足を意識することは「無い」かもしれません。それは、例えば他のバイヤーとの「重なり案件」に対してその枠不足でなくバイヤーからの延期要請に応じたときの「内変扱い」の効果から信用危険事由の場合に格付ダウン⇒継続的取引のストップに伴うステークホルダーを意識することがあります。

B項目：支払限度額の前提は全ての対象バイヤーに係る共通枠の設定です。そこでは、セラーは他のバイヤーとの事故が重ならないように自主回収期間中に何とか他のバイヤーとの「重なり案件」の解消を図るために輸出契約等の変更（最長決済期間を超える延長要請等）につながる場合があります。

<関心事>

A項目：他の事故案件は与信枠が「無い」ものであり、信用「変更事由」での「内変扱い」も同様に格付けダウンですからステークホルダー等を意識することがあります。そこでは、「内変扱い」は新期日にセラーの口座への着金を確実なものとし、「事故扱い」は保険金請求可能日でもって「保険金請求書」を手配できるように必要書類を揃えます。

B項目：他の事故案件はその解消を図る場合に保険会社からの事前承認を得て「最長決済期間を超える延長要請」に応じることがあります。そこでは、積出し後の場合にバイヤーの経営良化を期待し最長決済期間を延ばすことによる自主回収期間の延長にあたります。それはその延長期間中にセラーの口座への着金を確実なものとし、他の事故案件

との「重なり案件」の解消に励みます。通常、「延期要請」債権と「遅延事故」債権が介在したときは関与する期間と回収主体者の当事者が異なり、それぞれの段階で全額回収を図るのが最大の対応策です。具体的には、前者はセラー自身です。それは延長した自主回収期間のもとでセラー側の回収力でもって「支払遅延扱い」時点までに全額回収を図ります。そして、後者は保険会社に関与します。それは所定の待機期間のもとで保険会社の管理下にある債権回収会社側が待機期間の終了時点までに全額回収を図ります。

<選び方>

投票項目に対して内容変更に係る他の事故案件との関連を選ぶ場合に（A）同一バイヤーにおける対応にするか、それとも(B)他のバイヤーとの案件対応かどうかとも想定します。

<投票項目>

A項目：内容変更に係る他の事故案件との関連は同一バイヤーの案件で共同歩調をとるものです。

B項目：内容変更に係る他の事故案件との関連は他のバイヤーとの重なる保険事故を避けるという支払期日の延長合意をたどるものです。

<用語集>

143.最長決済期間を超える延長要請とは、B項目では決済期間の管理に伴う「事前承認扱い」の延長要請の1つに該当するものを指し、バイヤーの経営良化に期待し、かつ、他の事故案件との同時事故を避けることを意図した事実上「支払遅延扱い」の「繰り下げ」のほか、倒産状態の場合（政治的危険&自然災害を含む）を除く「単なる資金ショートの場合」は支払遅延通知日に連動した待機期間の終了日という事故発生日までの「繰り下げ」までを視野に入れることにつながるもの。

144.「重なり案件」での対応とは、B項目ではセラーが最長決済期間超の延長要請を受けた場合に保険会社から事前承認を得て合意し結果的に「支払遅延扱い」を繰り下げる期間中においてセラーの口座への着金を他の「重なり案件」も含めて確実にするもの。

145.バイヤーからの「言いがかりのクレーム」での対応とは、バイヤーからの「クレームの提起」に対して「セラー無責」とした立証書類を揃えてからバイヤーとの交渉に臨むこととし、それに抱き合わせた延長要請は応じるやり方で解決を図ることがあります。そこでは、「言いがかりのクレーム」は白紙撤回するという覚書を取り付けるだけでなく、セラーの口座への着金を確実にさせるために公正証書の手配まで想定するもの。

2-(7)-34 番の **First unpaid 通知での対応について**

<出発点>

A 項目：まずは不払いの原因をとらえます。例えば、First unpaid 通知により早めの初期対応としたリーガルアクションを実施するか、それともバイヤーの経営良化に期待し「事故扱い」の提出期限に張り付けるかどうかという二者択一に迫られることがあります。

B 項目：まずは他のバイヤーとの「重なり案件」の有無を点検します。例えば、「重なり案件」が想定できるときは First unpaid 通知を受領しても「支払遅延扱い」の提出期限に張り付けることが視野に入ります。

<関心事>

A 項目：「First unpaid 通知」案件はその内容でもって取立方針をはっきりします。ここでは、バイヤーとの与信取引に際して担保等を取得しているときはそれを処分して早期回収にあてるか、それとも時間をかけてバイヤーの経営良化に期待したりするかどうかを想定します。

B 項目：「First unpaid 通知」案件は「重なり案件」に関して遅めの「支払遅延扱い」によりその解消を目指します。ここでは、First unpaid 通知に係る前年度の支払振り（国別標準決済期間の通常と最長の日数のこと）は延長可能期間に参照した決済予定日でもって「新たな節目」に想定します。その時点では与信設定額で最新化を図った①～⑨の階層別「最高債権残高表」での点検です。その場合、①～③の階層でない限り現地駐在員等を投入した特別取組により何とか決済予定日までにセラーの口座への着金を働きかけます。

（注）HPモデルケースでは、トップバイヤーと第2グループというトップヘビーの「重なり案件」に対してセラー自身の取立行為でもって事前回収（正味債権 3 千万円⇒0 円）とし「重なり事故」を防いだもの。

<選び方>

投票項目に対して First unpaid 通知での対応を選ぶ場合に（A）リーガルアクションの有無で「事故扱い」を判断するか、それとも（B）他のバイヤーとの重なりを意識するかどうかを想定します。

<投票項目>

A 項目：First unpaid 通知での対応はリーガルアクションの有無により比較的「早め」又は「遅め」のいずれかの「事故扱い」です。

B 項目：First unpaid 通知での対応は重なり事故の有無により比較的「遅め」の「支払遅延扱い」です。

<用語集>

146.First unpaid 通知とは、支払期日の1週間前からセラーの口座への着金を促すけれども支払期日に支払いが「無い」まま最初の unpaid 通知を受領し、当該バイヤーからの支払いを確保するという権利行使がはじまることを指すもの。

147.リーガルアクションの有無とは、unpaid 通知の内容により督促方針をはっきりさせることを指し、例えばバイヤーから与信取引に際して担保物件を取得していた場合にそれを処分して早期回収にあてるか、それとも時間をかけて経営良化に期待するかどうかを見極めるもの。

148.重なり事故の有無とは、B項目では unpaid 通知の受領に際して所定の延長可能期間（貨物代金額の支払期日から最長決済期間の満了日まで）に他の案件をとらえることを指し、例えば併存している場合にその解消を働きかけるもの。

149.遅めの「支払遅延扱い」とは、B項目では通常「請求日+最長決済期間+30日=支払遅延通知期限」（保険会社で定めた期間）に張り付けることを指し、例えば最長決済期間が180日の場合に商業送り状（=インボイス）の発行日にあたる請求日から210日にわたるセラーの回収力に期待するもの。

150.長短のある自主回収期間とは、B項目では支払期日から支払遅延通知日までの期間であり、そこでは対象バイヤーの標準決済期間内に「通常」と「最長」のバラツキにより自主回収期間の長短を考慮した商談を展開できることを指すもの。

（注）本HP（<https://金川貿易保険.com>）のモデルケースでは2月から4月のバラツキのあるものであり、最長決済期間を180日とし、月末締め2月後払いの場合は140日、月末締め3月後払いの場合は110日、月末締め4月後払いの場合は77日という反比例にあたるもの。

2-(8)-35 番の複数事故での関連について

<出発点>

A項目：損害率（分子は受取保険金、分母は負担保険料とする割合）は支払限度額が専用枠で早めの「請求扱い」の場合に受取保険金が増える傾向があり、それにつれて損害率が増えますから「回収金納付扱い」に期待します。

B項目：損害率（分子は受取保険金、分母は負担保険料とする割合）は更新時の保険料コスト等に影響を与えることがあります。それは遅めの「請求扱い」を期待し、「支払遅延扱い」後の待機期間中にわたる債権回収会社の「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施次第による「重なり事故」の解消を図ります。そこでは、全バイヤー用に対する支払限度額の共通枠を支えるだけでなく、損害率を減らせる効果に期待します。

<関心事>

A 項目：複数事故はそれぞれのバイヤー別に支払限度額に紐付いていますからオーバー与信に留意している限り、問題が「無い」はずです。そこでは、保険金でもってバイヤーの経営良化するまでの立替期間と見なし、バイヤーの信用力の回復次第による「回収金納付扱い」に弾みが付けられるかどうかです。そうでなければ、更新時からの保険料水準について「高め」になることを想定します。

B 項目：複数事故は「支払遅延扱い」を境にして回収主体者の回収振りによる「少なめ」の保険事故を目指します。そこでは、与信設定額で最新化を図った①～⑨の階層別「最高債権残高表」での階層の点検です。その場合、階層別「重なり案件」は支払遅延通知期限までにメドが付かないままカウントダウン試行表でとらえたアト●●●日を経過し、該当日付けでもって支払遅延通知書の提出に臨むことがあります。その後は「保険金の支払いを猶予する」待機期間終了日を同時にとらえたアト●●●日までに複数事故の解消に向けた保険会社の関与による「回収措置や可能な場合の法的措置」を視野に入れます。

(注) 本HPのモデルケースでは、「支払遅延扱い」時点において保険会社関与のもとでトップバイヤーと第3グループとの支払遅延債権に対して損失額の圧縮(未収債権1億円⇒5千万円)、及び全額回収(未収債権1千万円⇒0円)が奏効したものの。

<選び方>

投票項目に対して複数事故での関連を選ぶ場合に(A)更新時に保険料コストに影響するか、それとも(B)保険会社履行時点に影響するかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：複数事故での関連は「請求扱い」後に係る「回収金納付扱い」の有無次第で高めの損害率です。

B 項目：複数事故での関連は「支払遅延扱い」後に係る正味債権の「入金通知扱い」の有無次第で支払限度額不足です。

<用語集>

151. 「回収金納付扱い」の有無次第とは、 A 項目では例えば回収主体者シフト後に保険会社からの回収方策に基づいたセラー側の回収行為が奏効した場合に回収金納付額でもって受取保険金を事実上「消去扱い」し「損害率の改善」につなげることを目指すもの。

152. 「入金通知扱い」の有無次第とは、B項目では例えば支払遅延通知日の延長線上にある待機期間の終了日までに回収委任した債権回収会社の回収力が奏効した場合に保険金請求権の発生を防止することによって「支払限度額の維持」につなげることを目指すもの。

153. 高めの損害率とは、A項目では受取保険金が「多め」になっても「回収金納付額」があまり望めないことを指すものであり、そこでは例えば保険会社履行時点後においてセラーによる回収協力が奏効した場合に回収金納付額でもって受取保険金を事実上「消去扱い」し「高めの損害率」の解消等を目指すもの。

154. 支払限度額不足とは、B項目では保険会社の履行がストップし、既に「保険会社履行分に係る回収金」の「待ち」状態を指すものであり、そこでは例えば待機期間の終了日後であって保険会社履行時点後において債権回収会社の全額回収が奏効した場合に「保険会社による履行分に係る回収金」でもって受取保険金を事実上「消去扱い」し「支払限度額不足」の解消等を目指すもの。

2-(9)-36 番の自主回収期間中における取立活動について

<出発点>

A項目：まずは自主回収期間が支払期日から45日の短期間のもとで3本の節目を意識します。

(注) 3本の節目とは、(イ)支払期日の1週間前にセラーの口座への着金を促す日とした「事前連絡日」、(ロ)ユーザンスの終点で「事故発生日」を示す「支払期日」、(ハ)取引単位の貨物代金額の未回収額を明らかにする「事故扱い」です。

そこでは、取立活動は適時にリーガルアクションとするかそれとも例えば3本の節目別を実施するかどうかを判断します。その後者を選んだときはカウントダウンの案件別に逐次的にセラーの口座にバイヤーからの着金を促します。

B項目：まずは自主回収期間が支払期日から例えばホームページのモデルケースでは77日～140日の長期間のもとで5本の節目を意識します。そこでは、本HP (<https://金川貿易保険.com>) のカウントダウン試行表のシミュレーションによる他のバイヤーとの「重なり案件」をとらえます。

(注) 5本の節目とは、(イ)支払期日の1週間前にセラーの口座への着金を促す日とした「事前連絡日」、(ロ)ユーザンスの終点を示す「支払期日」、(ハ)与信設定額の新たなる申請や増額申請時点において有効日を左右する基準日とする「支払期日+60日」、(ニ)保険会社により設定して貰った最長決済期間の満了日とした「不払いと見なす日」、(ホ)自主回収期間の終了時点において総請求額から総回収額を差し引いた正味債権を明らかにし、回収主体者シフトする「支払遅延扱い」です。

その場合、取立活動は適時のリーガルアクションでない限り、カウントダウン試行表によるアト●●●日の節目別に自主回収期間の長短に応じたセラーの口座への着金を働きかけます。

<関心事>

A項目：取立活動は自主回収期間が支払期日から45日の短期間のもとで3本の節目を意識します。そこでは、節目別に例えば①事前連絡日、②支払期日、③損失等発生通知日にバイヤーにプレッシャーを与えてセラーの口座への着金を確実なものにします。

B項目：取立活動は比較的「長め」の自主回収期間を意識します。（モデルケースでは77日～140日）そこでは、「付保扱い」時点における「国別標準決済期間の通常と最長の日数」に対して延長可能期間に参照した2時点は5本の節目（支払期日や「不払いと見なす日」）に含まれていない限り「新たなる節目」としてセラーの督促行為に加えます。その場合、バイヤーの財務担当責任者とリモート面談を申し入れます。それはカウントダウン試行表でとらえたアト●●●日という支払遅延通知期限までに弁済しなければ何処からも商品を確認できないことを伝えるほか、弁済計画を出して貰います。その後はその弁済計画書を公正証書化し、更なる支払遅延が続いたときのリーガルアクションに備えます。

<選び方>

投票項目に対して自主回収期間中における取立活動を選ぶ場合に（A）取立期間は比較的「短め」か、それとも（B）比較的「長め」かどうかも想定します。

<投票項目>

A項目：自主回収期間における取立活動は比較的「短め」の取立活動です。

B項目：自主回収期間における取立活動は比較的「長め」の取立活動です。

<用語集>

155. 「短め」の取立活動とは、A項目では例えば船後リスクに関して支払期日+45日=船後損失等発生通知期限とし、自主回収期間はどんな支払条件でも最大45日のセラー側の取立活動を指すもの。しかし、その後は回収主体者シフト（権利行使等の委任）するまでは事実上自主回収期間の延長線上のもとで回収費用の支出に関して保険会社からの事前に認めて貰うように事前根回しの取立活動を視野に入れるもの。

156. 「長め」の取立活動とは、B項目では例えば積出し後リスクに関して支払期日+延長可能期間+30日=支払遅延通知期限とし、その延長可能期間は支払期日から最長決済期間の満了日までの期間であって、ユーザンスの長短に反比例した変動日数となり、短いユーザンスでは比較的「長め」にわたるセラー側の取立活動を指すもの。

157. 試行表とは、HP（<https://金川貿易保険.com>）の試行表では気掛かりバイヤーに対して必要な基本データ（船積日、支払期日、請求日、最長決済期間/待機期間の日数）を入力し、例えば10本の案件に対して「事前連絡日」をは

じめ「事故扱い」から「請求扱い」等までアト●●●という日数を表示し、かつ、カウントダウンし、メリハリのあ
る権利行使等のほか、「重なり案件」の早期回収に役立てることを指すもの。

158.無付保案件と同様の対応とは、A項目では船前リスクに関して保険会社からの指示があればそれに従い、それが
「無い」ときは無付保案件と同様に貨物の生産活動を中止したり、又は継続したりすることを指すもの。

3.与信設定額

3-(1)-37 番の「最新の財務データ」の非開示バイヤーについて

<出発点>

A項目：非開示バイヤーではバイヤーにより公認会計士等に監査して貰った「最新の財務データ」をセラーが入手し
それを保険会社に提供します。信用調査報告書の入手はセラーが通常信用調査報告書を手配し、それに記載される
「最新の財務データ」は1年6月以内に決算期が到来するものであり2期連続したものです。

B項目：非開示バイヤーでは長年のリレーション関係を「拠り所」にして最新の財務データの開示を働きかけます。
信用調査報告書の入手はセラーが信用調査報告書を事前に手配することはありません。そこでは、保険会社がセラー
からバイヤーの名称・住所・電話番号等の提供を受けたときは保険会社側のデータベースに検索し評価履歴が「無
い」場合に信用調査の手配です。

<関心事>

A項目：非開示バイヤーは「最新の財務データ」の代替資料を揃えます。例えば、公認会計士等による監査報告書等
です。そこでは、非開示バイヤーに係る与信枠不足により ILC 発行銀行として所定の海外商社名簿に登録する場合に
最新版 Bankers'Almanac (=銀行年鑑)の「最新の財務データ」に係る該当部分のコピーを手配します。

B項目：非開示バイヤーはセラー自身が事前に信用調査をしなくても「良い」です。そこでは、過去のリレーション
関係を当てにした当該バイヤーに「最新の財務データ」の開示を働きかけるという根回しを想定します。

<選び方>

投票項目に対して「最新の財務データ」の非開示バイヤーを選ぶ場合に (A) 公認会計士等による監査資料等という
代替資料とするか、それとも(B)信用調査機関による勝手調査に入る前のタイミングを見計ってバイヤーからの開示
の事前了解を得るかどうかも想定します。

<投票項目>

A項目：「最新の財務データ」の非開示は代替資料の確保です。

B項目：「最新の財務データ」の非開示は非開示バイヤーに働きかけるという根回しです。

<用語集>

159.最新の財務データとは、A項目ではセラー側が入手する信用調査報告書に含まれるものとし、通常1年6月以内に決算期が到来する財務データ（①貸借対照表、②損益計算書、及び③キャッシュフロー計算書）であって、2期連続の要件を指すもの。

160.開示の働きかけとは、対象バイヤーが非上場企業の場合に与信取引の商談に際して財務データの開示を働きかけることを指し、それが難しいときはTT後払い取引からILC取引のシフトを提案し何とか開示して貰うことを指すもの。

161.勝手調査とは、信用調査機関は例えばバイヤーの仕事振りや設備等を確認する①訪問調査、②電話訪問、③ヒアリング調査を申し込んでも調査を受ける者にとって任意、かつ、強制されるものではありませんから限界がでてくることを指し、そこでは直接入手した裏付けのある支払振り（自己資本比率や流動比率等）でなく、公開情報を中心とした調査内容になり「易い」ことを指すもの。

3-(2)-38 番の損失額の上限額について

<出発点>

A項目：「損失額の上限額」は通常輸出契約等締結都度に貨物代金額（船前の貨物FOB価額、前受金を除いた貨物代金額）で保険対象にする保険価額です。そこでは、セラーからの「付保扱い」により別途保険会社で発行された照合台帳との照合義務が課されており、手元にある輸出契約書等と点検し、間違いがあれば「修正扱い」があります。

（照合台帳の受理日から10日以内）また、損失額計算では当該保険価額－控除項目＝損失額ですから、例えば値増金での対応が「無い」限り、通常損失額は保険価額の範囲です。

B項目：「損失額の上限額」は出荷都度での制約が特にありません。それはバイヤー別に先行手配した前年度の会計データを参照する最高債権残高等を保険対象額とし、保険会社評価により事前設定して貰う与信設定額があります。そこでは、その与信設定額が有効である限りバイヤーに商品を引き渡した都度自動てん補開始し、所定の通知期限内に売上高実績報告でもって国別の対象債権を明らかにします。また、損害原因別の事故発生日時点では、総費用項目－総収入項目＝正味費用や総請求額－総回収額＝正味債権でとらえた該当額が「積出し後案件の優先扱い」のもとで与信設定額を超えていないかどうかがあります。（超過額は不てん補債権！）

<関心事>

A 項目：対象額は輸出契約等別の貨物代金額です。それは「保険価額」と称し、輸出契約等の貨物代金額（船前は貨物 FOB 価額、船後は前受金を除いた貨物代金額）です。保険の選び方（船後「包括系①」 & 「包括系②」）による保険会社との照合があります。（照合台帳の受理日から 10 日以内）ここでは、例えば先行設定して貰った支払限度額をゴールとした予想売上高の範囲内で締結した輸出契約等の貨物代金額（船前で貨物 FOB 価額、船後で前受金を除いた貨物代金額のこと）に紐付けます。

B 項目：対象額は 1 年単位の最高債権残高等です。それは「与信設定額」と称し、バイヤー別に先行した前年度会計データから参照した債権残高に付随費用を加えた最高債権残高等の希望額で事前設定して貰います。与信設定額はその有効である限りバイヤーに商品を引き渡した時点でもって自動てん補開始です。ここでは、与信設定額の有効タイミングを左右する事前点検の要件があります。具体的には、与信設定額は（イ）「支払期日 + 60 日」を超える支払遅延や（ロ）信用悪化情報が「有る」ときは与信設定額の申請日から「有効扱い」です。また、その与信設定額は（イ）又は（ロ）が「無い」ときは与信設定額の通知日から 60 日遡及期間とした「有効扱い」です。

（注）信用悪化情報とは、例えば①関係会社を含めたバイヤーの倒産状態、②資金繰り悪化又は風評の低下、③独占的な取引関係又は長期間の取引関係の「重大な変更」及び取引関係の解消、④バイヤーに対する法的手続関係の開始を含むものです。

<選び方>

投票項目に対して損失額の上限額を選ぶ場合に(A)取引単位にあたる貨物代金額をとらえるか、それとも(B)債権単位の債権残高の上限（付随経費を含む）をとらえるのかも想定します。

<投票項目>

A 項目：損失額の上限額はバイヤー別に輸出契約額からとらえた保険対象額です。

B 項目：損失額の上限額はバイヤー別に前年度債権残高でとらえた最高債権残高等（付随経費を含む）でもって設定して貰った与信設定額です。

<用語集>

162.自動てん補開始とは、 B 項目ではセラーは与信設定額の希望額（バイヤー別最高債権残高等）を申請した後に保険会社により（イ）満額回答、（ロ）一部承諾又は（ハ）拒絶のいずれかになり、（イ）と（ロ）の通知を受けた場合は有効であり、当該申請日<適用申請案件：「60 日超の支払遅延案件」及び「信用悪化情報」の「有り」>又は当該通知日から 60 日遡及日<60 日遡及案件：「60 日以内の支払遅延案件」及び「信用悪化情報」の「無し」>のどれかに該当するもの。ここでは、オプション特約の「積出し前」ではその日以降に売買契約を締結し製造費用を支

出したり、積出し後ではバイヤーに商品を引渡したりした都度てん補がはじまるもの。

(注) 支払期日+60日は与信設定額の有効日を左右する基準日であり、取立節目の1つに含まれるもの。

163.適用申請案件の有効日とは、B項目では与信設定額の希望額（バイヤー別最高債権残高等）の申請日でもって「承認された与信設定額」が適用されることを指し、その申請日現在において貨物代金額の支払期日より「60日超の支払遅延案件」及び「信用悪化情報」が「有る」ときは当該申請日以降から保険の利用を想定できるもの。

164.60日遡及案件の有効日とは、B項目では与信設定額の希望額（バイヤー別最高債権残高等）を申請する場合に申請日現在において支払期日より「60日以内の支払遅延案件」及び「信用悪化情報」が「無い」場合にその有効日は保険会社の通知日から60日遡及日というフェイバーが「有り」ます。そこでは、当該遡求期間において継続的取引のうち先行している与信取引で既にバイヤーに商品を引渡している案件に対して所定の売上高実績報告に含める限り自動てん補開始を視野に入れられるもの。

165.該当案件が弁済された後の手配とは、B項目では与信設定額の希望額（バイヤー別最高債権残高等）の申請日現在において支払期日より60日超の支払遅延案件に対して支払いを確保する権利行使を実行し、セラーの口座への着金を促し、その後に当該バイヤーに商品を引渡しすることを指すもの。

3-(3)-39 番の支払限度額の上限額について

<出発点>

A項目：「支払保険金の上限額」は①輸出契約等の貨物代金額とした保険価額×付保率＝保険金額のほか、②バイヤー別に過去の輸出実績額（特約締結予定日等から17月前の12月分）による最高債権残高等とした希望額に保険会社評価でもって最高債権残高等×付保率＝支払限度額（専用枠）を設定して貰うものです。そこでは、取引単位の「請求扱い」時点におけるてん補予定額≦保険金額という比較点検するほか、複数の「請求扱い」ではそれを累計したてん補予定額（累計額）≦専用枠という比較点検による支払限度額の範囲内の制約です。

B項目：「支払保険金の上限額」は保険契約を締結するまでにトップバイヤーにおける前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用を加えた最高債権残高等に対して保険会社評価により与信設定額を設定して貰うこととし、そのトップバイヤー由来とした与信設定額×縮小てん補率＝支払限度額（共通枠）を設定して貰うものです。そこでは、保険会社履行時点における全バイヤー用に係るてん補予定額≦共通枠という比較点検による「共通枠」の範囲内の制約です。

<関心事>

A項目：対象基礎額はバイヤー別の貨物代金額と最高債権残高等という2本です。まずは貨物代金額から導くのは「保険金額」（＝保険価額×付保率）と称し、取引単位別での支払限度額です。次は所定の輸出実績額（特約締結予

定日等の 17 月前より 12 月分) による最高債権残高等から導くのは当該バイヤーだけの支払限度額 (= 最高債権残高等 × 付保率) の専用枠と称し、年間単位での支払限度額です。ここでは、取引単位でとらえた保険金額の支払限度額をクリアしても年間でのそのてん補累計額が支払限度額の範囲内であるかどうかです。仮にその累計額が支払限度額を超過していた場合にその相当額は「不てん補扱い」です。逆に残枠があっても他のバイヤーへの流用は「不可扱い」です。

B 項目：対象基礎額はバイヤー別の最高債権残高のうちトップバイヤー由来分の 1 本です。それは保険会社評価でもってバイヤー別に最高債権残高等 = 与信設定額を設定して貰った後、全バイヤーのうちトップバイヤーのものから導くのは全バイヤー用とした支払限度額 (共通枠) と称し、トップバイヤーの与信設定額 × 縮小てん補率 = 支払限度額 (共通枠) です。ここでは、売買契約別に請求書を発行するものであってもその都度逐次計算することはありません。それは最終的に保険会社履行時点における未収債権 (= 総請求額 - 総回収額) という債権単位のもとで未収債権 × 縮小てん補率 = てん補予定額という一括計算とし、それが支払限度額 (共通枠) の範囲内であるかどうかです。仮にてん補予定額が支払限度額を超過していた場合にその相当額は「不てん補扱い」です。逆に残枠があれば他への流用は可能です。

< 選び方 >

投票項目に対して支払保険金の上限額を選ぶ場合に (A) 取引都度の「請求扱い」時点で輸出契約等別のてん補予定額では①保険金額を限度額とし、②年間を通じたてん補予定額 (累計額) では専用枠の範囲内にするか (①+②又は①のみ)、それとも (B) 保険会社履行時点で未収債権額としたときのてん補予定額は③共通枠の範囲内にするか (①の概念がないもの) どうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：支払限度額の上限額はバイヤー別に貨物代金額 (= 保険価額) × 付保率 = 保険金額、及び最高債権残高等 × 付保率 = 支払限度額 (専用枠) をそれぞれ導くものです。

B 項目：支払限度額の上限額はトップバイヤーの最高債権残高等 (付随費用を含む) × 縮小てん補率 = 支払限度額 (共通枠) を導くものです。

< 用語集 >

166. 船前てん補率とは、A 項目では例えば包括系①&②に関して船前リスクでは事故貨物の転売損という分損に対する実損てん補から非常危険の付保率を 80%、てん補率を 95%という違いを設けることを指すもの。(実損てん補)

(注) 船前「貨物代金額 (例：貨物 FOB 価額 1,000 万円) で付保率 80%に対して次の通りシミュレーションします。

●実損てん補 (付保率 80%のもとでてん補率 95%の場合) の取扱い

(イ) 分損：500万円×95%=475万円<800万円。

(ロ) 全損：1,000万円×95%=950万円>800万円（保険金額800万円を限度額にするもの）

●比例てん補（船前付保率＝船後付保率を想定した場合）の取扱い

(イ) 分損：500万円×80%=400万円。

(ロ) 全損：1,000万円×80%=800万円。

ここでは、分損の場合は「実損てん補」の方が「比例てん補」より15%も「割り増し」の受取保険金とし、全損の場合は両者とも「同額」です。それは船前/船後別の損害度合に応じた取扱いにするもの。

167.船後付保率とは、A項目では包括系①&②に関して船後リスクでは輸出貨物代金額の未回収額の全損を想定し、包括系①&②に関して信用危険は90%、非常危険は通常97.5%という付保率がそのままてん補率を指すもの。

（比例てん補）

168.トップバイヤーの与信力とは、B項目では対象バイヤーのトップバイヤーとして（イ）全バイヤー用の支払限度額や（ロ）年間予想保険料の目安をつけるときの後ろ盾とした包括保険スキームを支えることを指すもの。

169.余裕を持った希望額とは、B項目では支払限度額がトップバイヤー由来とした与信設定額を設定して貰う前提としたものを指し、ここでは最高債権残高に付随費用とした所定の「回収費用の上限額」（約835,000円）のほか、「最長請求期間の見合う額」（引渡日から40日分）を加えると共に、オプション特約による「製造費用の上限額（商品の対価分）」や「購入費用とした前払金の上限額（売買契約額の40%以内）」を含めた額を加えるもの。

3-(4)-40 番の **カントリーリスクの余波について**

<出発点>

A項目：カントリーリスクの余波は保険料率算式（ $y=ax+b$ ）のaとbの指数により保険料率のアップに連動します。非常危険は本邦内の貿管令の発動を含めるほか、本邦外事由とした輸出契約等の当事者（セラーとバイヤーのこ）の責めに帰さないものです。

B項目：カントリーリスクの余波はバイヤーのスコア別に与信設定額の一律削減が実施されたにしても損害原因別の事故発生日（倒産状態を含めた政治的危険や自然災害の場合は支払遅延通知日、例えば「単なる資金ショートの場合」は待機期間の終了日にあたるもの）までに減額相当額分について継続的取引先というリレーション関係を「拠り所」としたバイヤーに対して事前「内入れ」を仕向けられるかどうかです。ここでは、HP（<https://金川貿易保険.com>）のカウントダウン試行表によりてん補事由発生日から所定の事故発生日を想定し、事前にカウントダウンした日数にわたってその日までに減額相当分の解消を目指します。

<関心事>

A 項目： カントリーリスクの余波は通常「付保扱い」の申込みのタイミング次第により保険料の多寡を左右することがあります。そこでは、自動成立案件（個別系で先行設定して貰った支払限度額の残枠内で事前付保し輸出契約等締結都度に保険関係が自動成立するもの）や遡及成立案件（例えば国別引受方針の変更日から 30 日以内の時点における船前「希望扱い」に係る「包括系①」で所定の帳票により輸出契約等締結日に遡って保険関係が成立するもの）でない限り、最大 2 月までの期間（輸出契約等締結日や船積日から翌月末までのこと）ですが、それに張り付けることなく「早め」の申込みです。

B 項目： カントリーリスクの余波は与信設定額の一律削減という一部不てん補償権に及びます。そこでは、セラーは保険会社からの減額与信設定額の連絡を受けた場合に事後の与信枠の見直し等を中心としたバイヤーの財務担当責任者とのリモート面談に臨みます。まずは、①前年度並みの決済予定日 & 決済額に係る支払い振りに対して遅れても「支払期日 + 60 日以内」の完済を働きかけます。それは減額与信設定額の復活に臨む場合に保険会社からの通知日より 60 日遡及期間付きの有効日に期待するものです。次は、②バイヤー側の経営良化が続く場合にそのデータを入力し減額与信設定額の復活申請したり、そうでなく、③延期要請を受けた場合に与信設定額の減額相当額の内入れを前提にしたりします。

<選び方>

投票項目に対してカントリーリスクの余波を選ぶ場合に（A）付保時に保険料のアップになるか、それとも（B）保険会社履行時点で不てん補償権になるかどうかを想定します。

<投票項目>

A 項目： カントリーリスクの余波は国別カテゴリー表から保険料率算式での対応です。

B 項目： カントリーリスクの余波は 11 段階スコア別格付での対応です。

<用語集>

170.与信設定額の一律削減とは、 B 項目では与信設定額が設定されたときのスコア格付の大小により減額幅が異なり、それを適用するのは不てん補償計算時点等とした損害原因別の事故発生日にあたりますからその時点までは事実上のアローワンスにあたるもの。

171.保険料のアップとは、 A 項目では対象バイヤーの該当国が保険会社による国別カテゴリー表の 8 段階における後順位にダウンした場合に保険料率算式の $y=ax+b$ の指数が「高め」のものに連動し、「ワンストップ扱い」でもって保険料のアップにつながることを指すもの。

172.不てん補償権とは、B項目では与信設定額の一律削減に関して事故発生日における与信設定額を超える債権を指すもの。

3-(5)-41 番の**国別カテゴリー表**について

<出発点>

A項目：カントリーリスクの制約は条件付引受国（国別カテゴリー表8段階の後ろ3段階）として商談内容が「契約等の金額の上限」（例：20億円、10億円、5億円、1億円）、「ユーザンスの上限」（例：1年、6月）、「決済方法に係る条件」（例：ILC条件）に照らし適っていない場合に「内諾申請扱い」です。但し、国別カテゴリー表のHカテゴリー以外のFカテゴリー&Gカテゴリーでは（i）契約金額が1億円以内、及び（ii）起算点からユーザンスが1年以内のものは「みなし内諾」による当該申請は「不要扱い」です。

（注）購入契約に係るサプライヤーからの販売リスクは販売先国の輸入措置（制限・禁止）は「○扱い」ですが、それ以外のサプライヤー国側のカントリーリスク分は「×扱い」です。

B項目：カントリーリスクの制約は国別カテゴリー表において企業の信用力を加味した非常危険に係る8段階表です。それは、A～Eまでですが、Aは4本に細分化（A-①、A-②、A-③、A-④）されており、全部で8段階です。後順位になるにつれてカントリーリスクが高まり、後ろ2段階は通常「謝絶国」です。

（注）購入契約に係るサプライヤーとの支払条件が前払金（売買契約額の40%以内）の場合に積出しができないことによりその前払金の返還不能に陥った場合はオプション特約による「○扱い」です。

<関心事>

A項目：国別カテゴリー表は非常危険に係る8段階表のうち前5段階（AからEカテゴリー）の無条件引受可能国と後ろ3段階（FからHカテゴリー）の条件付引受国/条件付引受停止国/引受停止国があります。そこでは、商談先国が条件付引受可能国に該当する場合に案件枠（20億円、10億円、5億円、1億円）の範囲内とし、かつ、所定の輸出実績期間内の債権残高から参照した最高債権残高等をとらえます。また、購入契約に係るサプライヤーからの販売リスクに対して販売先国の輸入措置（制限・禁止）は「○扱い」、それ以外のサプライヤー国側のカントリーリスク分は「×扱い」です。

B項目：国別カテゴリー表は信用力を加味した非常危険に係る8段階表（4本に細分化されたA、B、C、D、Eカテゴリー）のもとで後ろ2段階を謝絶国とし、かつ、積出し前リスク（オプション特約）は購入契約に係る所定の範囲内（売買契約額の40%以内）の前払金に関して購入先国リスクの保険に期待できます。そこでは、サプライヤーとの前払い部分は積出し前リスク（オプション特約）に含めてバイヤーとの後払い部分と同様のスキームを想定します。

< 選び方 >

投票項目に対して国別カテゴリー表を選ぶ場合に（A）非常危険だけに特化するか、それとも（B）企業の信用危険も加えた非常危険とするかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：国別カテゴリー表は非常危険に係る 8 段階表です。

B 項目：国別カテゴリー表は企業の信用力を加味した非常危険に係る 8 段階表です。

< 用語集 >

173. 購入先国リスクとは、 B 項目では売買契約締結後に積出し前の商品を第三国（＝購入先国）から調達し販売する場合であって、当該契約の 40%以内を限度とした前払い金を送金する場合に例えば前払い先の倒産状態又は購入先国において政治的危険/自然災害に遭遇して損害を蒙らないかどうかの懸念事項を指すもの。

174. 後払い部分と同様のスキームとは、 B 項目では売買契約の 40%以内を限度とした購入先国のリスクヘッジの手続に関してユーザンス 180 日以内を前提とした後払いリスクの手続に含めるものとし、ここでは保険契約後に通常売上高実績報告する場合にその後払い分の帳票（四半期毎の「売上高実績報告」）に前払い分を付け加えることを指すもの。

175. 国別カテゴリー表のダウンでの対応とは、 A 項目では国別カテゴリー表の 8 段階のうち「後ろ 3 段階」にダウンした場合に例えば包括系②に関して（イ）案件枠（20 億円、10 億円、5 億円、1 億円）（ロ）ユーザンス制限（1 年、6 月）、（ハ）ILC 条件、（ニ）その他（例：取引銀行による資金決済の事前確認、戦争免責等）に該当しているかどうかを点検し、その変更の該当項目に即した商談内容を調整することとし、それが難しいときは「見なし内諾案件」でない限り、内諾申請を視野に入れるもの。

3-(6)-42 番の **カントリーリスクの余波を受けたときのアローワンス期間** **について**

< 出発点 >

A 項目：カントリーリスクの余波対策は国際入札案件に係る国別カテゴリー表の変更としたアローワンスの 6 月があり所定の帳票（変更前国カテゴリー適用申請書）でもって対応し、その延長も可能です。

B 項目：カントリーリスクの余波対策は与信設定額の一律「削減又は撤回」としたアローワンスの 90 日（3 月）です。その場合、損害原因別に支払遅延通知時点や待機期間終了時点において正味債権（＝総請求額－総回収額）をシミュレーションし、アローワンス期間を含めて前者ではセラー側の回収力又は後者では回収委任した債権回収会社に

よる損失額の圧縮を視野に入れるものです。

<関心事>

A 項目：アローワンスは国際入札案件に対してカントリーリスクの余波を受けた引受方針に係る変更により6月後の適用とし、かつ、都合が付かないときはその延長手配も含めて期待することができます。そこでは、2年未満短期案件は変更公表日から1月以内に所定の帳票（変更前国カテゴリー適用申請書）により承認を得た限り変更前の国カテゴリーの料率でもって保険料試算に基づいた入札価額を視野に入れることができます。

B 項目：アローワンスは与信設定額の一律削減に係る適用時期を想定する場合に損害原因別に支払遅延通知日や待機期間終了日に当たり、その時点においてそれぞれ所定の要件（必要書類の提出&諸規定の順守条件）のもとで事故発生日になることがあります。それは事実上当該事故発生日まで繰り下がり、結果的には比較的「長い」です。そこでは、その適用時期はスコア格付の範囲別、例えば「拒絶」の低位（1～3）はラチ外とし、「一部承諾」の中位（4～6）や「満額回答」の上位（7～9）に係る与信設定額の減額バイヤーに対して回収主体者の回収力等次第で左右されることがあります。また、所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとで損害原因別の事故発生日は政治的危険や自然災害でない限りスコアグループ別に支払期日より前倒し（「倒産状態の場合」に支払遅延通知日）なったり、又は後倒し（「単なる資金ショートの場合」に支払遅延通知後の待機期間終了日）になったりすることがあります。その場合、その両者の日までを事実上のアローワンスと見なし、その日までに回収主体者を介した債権回収が奏功するかどうかです。

<選び方>

投票項目に対してカントリーリスクの余波を受けたときのアローワンス期間を選ぶ場合に（A）所定の帳票でもって将来契約（国際入札案件）や既契約案件の翌月以降の船積予定分（包括系①）の据え置きを図るか、それとも（B）余波を受けた一律削減を受けても最終的に適用されるときに保険会社履行時点までに損失額の圧縮に期待できるかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：カントリーリスクの余波を受けたときのアローワンス期間は保険の選び方により国際入札案件の6月や余波の適用前の輸出契約等締結日の場合は所定の帳票（確定前通知等）で据え置きになるものです。

B 項目：カントリーリスクの余波を受けたときのアローワンス期間は与信設定額の一律削減の保留にいたる90日（3月）です。

<用語集>

176.一律削減に係る適用時期とは、B項目ではそのタイミングは損害原因別の事故発生日時点にあたり例えば政治的危険&自然災害（積出し前はオプション特約）は支払遅延通知書の通知日を指すもの。

（注）倒産状態の場合は支払遅延通知日を指しますが、それ以外の場合（積出し前に係る「履行の不当な中断」/積出し後に係る「債務不履行」）は支払遅延通知日の延長線上にある「保険金の支払いを猶予する待機期間」の終了日になり、セラー側や回収委任した債権回収会社側の回収力に期待できるもの。

177.債権回収会社の回収力次第とは、B項目ではセラーは倒産状態の損害原因でない限り支払遅延通知後における延長線上にある「保険金の支払いを猶予する待機期間」の終了日までに先行した回収委任にある債権回収会社の回収力でもって何とか全額回収につなげるによりカントリーリスクの余波に係る一律削減措置等を「不適用扱い」にできることを指すもの。

178.契約残の経過措置とは、A項目では「希望扱い」の船前包括系①に関して変更日から30日以内に確定前通知書により輸出契約等締結日までの遡求成立案件とした翌月以降の船積み予定分に備えるもの、又はB項目では保険会社による公表日から15日以内に「出荷承認申請書」を提出し、契約残等の出荷分に備えるもの。（オプション特約）

3-(7)-43 番の信用度の期中変化について

<出発点>

A項目：例えば、民間企業の与信管理区分内において①与信枠「有り」の格付から更新時より与信枠「無し」のC格へのダウンです。そこでは、ExcellentのE格で「優良企業」（EE）、AceのA格で「信用状態等の良好」（EA）、MassiveのM格で「信用残高大」（EM）、FairのF格で「保険引受の一定制限」（EF）であり、これらは与信枠が「有る」ものです。しかし、CautiousのC格で「信用状態不安」のもの（EC）は与信枠が「無い」ものです。また、②与信管理区分から「直ちに」事故管理区分への格付ダウンです。それはRemarksのR格で「債務不履行」（ER）、BankruptcyのB格で「破産、保険金支払い等」を示すもの（EB）です。①と②は支払限度額の撤回にあたります。

B項目：例えば、保険会社は民間企業に対して随時入手した信用調査報告書による信用力の変化を判断したときは与信設定額の減額や撤回です。セラーはその日から15日以内に未収債権を含む未出荷分について保険会社に出荷承認申請を手配します。（オプション特約）

<関心事>

A項目：期中変化は①C格へのダウン（更新時点における与信枠「無し」）から②R格へのダウン（「直ちに」与信枠「無し」+非常危険の「○扱い」）や③B格へのダウン（「直ちに」与信枠「無し」+非常危険の「×扱い」）し、

与信取引の見直しです。そこでは、保険の選び方（包括系①）によりバイヤーの格付けが EC 格にダウンした場合に当該変更日から 30 日以内に所定の帳票（確定前通知書）により輸出契約等締結日現在の格付けに想定できます。

（「遡及成立案件」の取り扱い）

B 項目：期中変化は保険契約の締結に先行したときの保険会社評価の段階で「満額回答」や「一部承諾」として設定して貰ったものであっても、その後の事情変更、例えば連鎖倒産に巻き込まれることによる「撤回バイヤー」とした保険対象外債権に該当することがあります。そこでは、期中の更新調査による信用度の変化はオプション特約を確認し、その変化の背景から付保状況のポジションをとらえます。アローワンス 90 日（3 月）においては減額案件も含めた与信取引の見直しを想定します。通常、そういう期中撤回バイヤーも含めた年間予想売上高×保険料率×標準 80%＝最低保険料を負担し保険契約が完結していることもあり、「撤回バイヤー」の契約残に対する損失補填（販売予定額の 50%限度）に期待することができます。

< 選び方 >

投票項目に対して信用度の期中変化を選ぶ場合に（A）格下げのタイミングが「直ち」に適用するもの（ER&EB）と「更新」時のもの（EC&SC）に大別するか、それとも（B）与信設定額の減額・撤回がオプション特約により 90 日（3 月）のアローワンスになるかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：信用度の期中変化は格下げにより直ちに適用されるもの（ER&EB）や更新時より適用されるもの（EC&SC）です。

B 項目：信用度の期中変化は与信設定額の減額・撤回になるものです。

< 用語集 >

179.期中信用変化とは、 保険会社が更新調査を実施しバイヤーの信用変化をとらえる場合にその変化の態様により A 項目では「信用危険のかかる格付」から「信用危険等のかからない格付」にダウンする場合に直ち（ER&EB）や更新時（EC & SC）からの適用タイミング、又は B 項目では与信設定額の減額/撤回に対してアローワンス（90 日、3 月）の経過措置があることを指すもの。

180.損失補填とは、 B 項目では与信設定額の減額/撤回に関して「オプション特約による撤回案件」を含めた出荷承認申請案件は貸倒リスクを惹起するかどうかの判断のもとで「出荷不承認扱い」になるときは撤回案件の販売予定額の 50%を限度とした「補填扱い」になることを指すもの。

181.前払い保険料の返還対象に係る未経過期間とは、 A 項目では個別系に関して未経過期間が 3 万円以上の翌月以降分や「希望扱い」の船前「包括系①」に関して未経過期間が通算で 90 日以上の前払い保険料分を対象にするもの。

3-(8)-44 番のバイヤーの格付について

<出発点>

A 項目：民間企業は 5 段階の格付のうち前 2 段階では名簿区分の Enterprise とした E 格 + 「優良企業」を示す Excellent の E 格 = EE、及び E 格 + 「信用状態等良好」を示す Ace の A 格 = EA で EE & EA に対して専用枠の支払限度額です。次の 2 段階では E 格 + 「信用残高大」を示す Massive の M 格 = EM、及び E 格 + 「保険引受の一定制限」を示す Fair の F 格 = EF で EM & EF に対して 付保率（50%）や上限額（10 億円）ですが、保険会社評価次第による与信枠も視野に入れられるものです。そして、最終段階では E 格 + 「信用状態の不安」を示す Cautious の C 格 = EC に対して「ゼロ扱い」の想定です。

B 項目：民間企業はバイヤー評価とした @ の数による 1,000 万円までの与信額の設定です。（例えば、@@@ は 1,000 万円、@@ は 500 万円、@ は 200 万円）また、1,000 万円超では 11 段階のスコアとし全世界共通の尺度のもとで 0 から 10 までの 11 段階評価です。そこでは、格付評価には任意与信可能枠というセラーの審査力次第もあります。

（例：小口の与信額かつ多数の取引先数）

<関心事>

A 項目：格付は保険会社により所定の海外商社名簿において組織形態別に付番して貰い、①国コード、②バイヤーコード、③格付、④支払限度額等をとらえます。そこでは、民間企業（Enterprise の E 格）の信用状態に対して①優良企業（Excellent の E 格）、②信用状態等良好（Ace の A 格）、③信用残高大（Massive の M 格）、④保険引受の一定制限（Fair の F 格）、⑤信用状態の不安（Cautious の C 格）という保険会社評価「有り」と「無し」のもの（Provisional の P）があり、後者は信用危険「×扱い」で非常危険「○扱い」です。前者の①から③までは与信枠「有り」ですが、④は与信枠「無し」です。また、例えば格付には政府機関（Government の G 格）、銀行（Security の S 格）、その他（Provisional の P 格）を含むアルファベットで表す組織形態と信用状態の両者で組合わせたものがあります。

B 項目：格付は民間バイヤーの評価に関して保険会社による @ の数（設定枠：@@@ は 1,000 万円、@@ は 500 万円、@ は 200 万円）で明らかにするものや 1,000 万円超では 11 段階のスコア（希望額：0～3 拒絶、4～6 一部承諾、7～10 満額回答の想定）表示があります。それ以外には「セラー評価」も加わります。そこでは、「セラー評価」による案件は①所定の格付が「無い」ものであって、②適用国を事前に明らかにし、かつ、③バイヤーに商品を引渡す日より遡る 1 年以内までに特定の信用調査機関を「信用調査報告書」の入手先としたデータによる④信用悪化情報や特段の留保（担保の取得等）が「無い」ものです。

<選び方>

投票項目に対してバイヤーの格付を選ぶ場合に（A）ILC 発行銀行を除いた民間企業だけに与信枠を設けるか、それとも(B)ILC 発行銀行も含めたり又はセラー評価による未登録取引先を対象にしたりするかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：バイヤーの格付は①政府機関等、②ILC 発行銀行、③民間バイヤー、④その他（非常危険のみ）の①から③に係る与信管理区分（信用状態等を示すもの）と事故管理区分（信用危険の発生やその蓋然性が高いもの示すもの）とした2桁のアルファベット表示によるものです。

B 項目：バイヤーの格付は保険会社による民間バイヤーに 11 段階スコア表示や@の個数で金額表示 & それ以外にセラー評価によるものです。

<用語集>

182.与信管理区分のコードとは、A 項目では4本（G、E、S、P）の記号に信用状態を示すアルファベットで2桁表示とした①政府機関等（GovernmentのGでGS、GA、GEの3組）、②民間企業（EnterpriseのEでEE、EA、EM、EF、ECの5組）、③G格銀行を除く銀行（SecurityのSでSA、SCの2組）、④その他（ProvisionalのPでPN、PU、PTの3組）とし、ここでは①と③の一部（SC）を除いた事実上青天井の信用「与信枠」、②はECを除いたEE&EAに支払限度額を設定し、EM&EFは通常付保率（50%）や上限額（10億円）の想定ですが、保険会社評価次第による与信枠も視野に入れられるもの、及び④は非常危険付保のみの「付保扱い」のコード、又はB項目では@の個数での金額表示（@@@は1,000万円、@@は500万円、@は200万円）、及び11段階のスコア表示を指すもの。

183.事故管理区分のコードとは、A 項目では3本の名簿管理区分（GovernmentのG、EnterpriseのE、SecurityのS）と2本のバイヤーの信用状態（RemarkのR、BankruptcyのB）の各記号を組み合わせることによって格付と評価基準を形成し、「信用危険不可」案件（GR、ER、SRの3組）や「信用危険/非常危険」不可案件（GB、EB、SBの3組）を想定するもの。

184.格付別の目安とは、A 項目では民間バイヤーの「最新の財務データ」に照らした5段階の信用状態とし、前の2段階（ExcellentのEE、AceのEA）は希望通り（満額回答）、次の2段階（MassiveのEM、FairのEF）はそれが難しくなり（一部承諾）、最終段階(CautiousのEC)は「ゼロ扱い」を想定するもの、又はB項目では全世界共通のスコア格付のもとで、例えば7~10は希望通り（満額回答）、4~6はそうではなく（一部承諾）、1~3はほとんど難しくなり（拒絶）、0は「ゼロ扱い」を想定するもの。

3-(9)-45 番の **不てん補格付の復活申請について**

< 出発点 >

A 項目：不てん補格付の対応では別途信用調査報告書を手配し格付変更申請してもそれが間に合わないときは裸与信の保全策として前受金取引や ILC 取引への切り替えです。ここでは、支払限度額の撤回の場合は保険料の前払い案件に関して未経過期間に係る保険料の返還申請を手配します。保険の選び方により支払限度額の残枠内で保険をかける個別系では 3 万円以上の翌月以降分、そして、船後「包括系①」に係る支払限度額の半額、かつ、下限 1,000 万円で保険料計算基礎額とする「希望扱い」の船前包括系①では通算 90 日以上分です。

B 項目：セラーは撤回バイヤーに係る未出荷分はその撤回理由を明らかにし、契約残を点検するほか、保険会社に対して出荷承認を働きかけます。（撤回日から 15 日以内）しかし、それが「難しい」ときは保険会社による販売予定額の 50% 補填に期待します。

< 関心事 >

A 項目：不てん補格付は与信枠「無し」バイヤーに対してその原因別に取引関係を見直し、別途信用調査報告書を手配し、その復活申請を視野に入れます。ここでは、個別系や「希望扱い」の船前「包括系①」に関して所定の未経過期間分に係る「前払い保険料の返還扱い」の手配です。具体的には、個別系では 3 万円以上の翌月分、船前「包括系①」では通算 90 日以上です。

B 項目：不てん補格付は与信設定額の期中撤回バイヤーにあたり出荷承認申請書という帳票による個別対応です。ここでは、当面の契約残に関しては当該公表日から 15 日以内の出荷承認申請案件という個別審査になり（オプション特約）、不承認の場合にはセラーは転売差損分の補填（販売予定額の 50%）に期待することができます。

< 選び方 >

投票項目に対して不てん補格付の復活申請を選ぶ場合に（A）契約残をセラーの自己責任で対応するか、それとも（B）保険会社への案件対応にするかどうかとも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：不てん補格付の復活申請は格付変更申請です。

B 項目：不てん補格付の復活申請は契約残等に対する出荷承認申請です。

<用語集>

185.期中撤回バイヤーとは、B 項目では保険会社の更新調査により対象バイヤーの信用変化が判明し期中において与信設定額を撤回することを指し、その後にセラーがバイヤーに商品を引渡しても四半期毎に報告する帳票の対象外を指すもの。

186.個別審査とは、B 項目ではセラーは保険会社から撤回バイヤーの通知を受けた場合にオプション特約によりその通知日から 15 日以内に手配する出荷承認申請のことを指し、そこでは出荷承認を得た場合はバイヤーに商品を引渡しそれを所定の期間内に売上高実績報告に含めるものですが、不承認の場合は保険会社による損失補填（販売予定額の 50%）につながることを指すもの。

187.不てん補バイヤーに対する前払い案件の取扱いとは、A 項目では個別系や「希望扱い」の船前「包括系①」に関して所定の未経過期間分に係る「前払い保険料の返還扱い」になるもの、又は B 項目では包括保険契約締結時点までに保険会社の口座に最低保険料（予想保険料の標準 80%）を前払いしたものであり、与信設定額の撤回バイヤーに係る契約残に対する損失補填を視野に入れた「出荷承認申請扱い」等になるもの。

4.支払限度額

4-(1)-46 番の債権残高等のとらえ方について

<出発点>

A 項目：希望額はバイヤー別に過去の輸出実績額（特約締結予定日等の 17 月前より 12 月分）に係る最高債権残高等とし、保険会社評価により導かれる支払限度額に備えます。輸出実績額が「無い」ときはセラーが当該バイヤーに係る信用調査報告書を手配するほか将来契約額からの希望額でもって支払限度額に備えます。

（注）所定期間にわたる輸出実績額が「有る」場合は例えば輸出実績額に平均ユーザンス（分子：金額で重みをつけた加重平均値）と正味ユーザンス（分母；ダブリを除いたもの）による残高の想定です。

B 項目：希望額はバイヤー別に前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用等を含めた最高債権残高等です。そこでは、「回収費用の上限額」（約 835,000 円）や「最長請求期間の見合う額」（引渡日から 40 日分）を加えると共に、オプション特約による「製造費用の上限額」（商品の対価分）や「購入費用とした前払金の上限額」（売買契約額の 40%以内）を含めた額です。セラーはトップバイヤーの最高債権残高等でもって与信設定額を設定して貰います。それは結果的にはトップバイヤー由来とした与信設定額から導く支払限度額の備えです。

<関心事>

A 項目：希望額は所定の輸出実績期間を参照した最高債権残高等とそれに船積不能の契約残を考慮した最高契約残高の2類型です。ここでは、継続的取引を前提として所定の輸出実績期間（特約締結予定日等の17月前よりの12月）から導かれた債権残高を参照した最高債権残高等（横並び、アップ又はダウンの考慮を含む）のほか、船積不能の場合に転売の難易度により契約残での損失額が想定されるときはそれに契約残高を加える最高契約残高等をとらえます。

B 項目：希望額は前年度の会計データから参照した最高債権残高等とそれに付随費用とした①回収費用をはじめとし、②最長請求期間や③積出前リスク（オプション特約）の最長引渡期間に見合う額を含める2類型です。ここでは、①は「支払遅延扱い」時点における債権回収会社への委任と「ワンストップ扱い」で負担する回収費用の上限額の835,000円（例：回収依頼債権に対して破産は1.5%、その他は同4.5%）です。また、②は最長請求期間の見合う額（例：40日分）や③は最長引渡期間（例：120日）をそれぞれ視野に入れた「製造費用の上限額（商品の対価分）又は積出用商品を外注する場合における購入費用とした前払金の上限額（売買契約額の40%以内）です。

<選び方>

投票項目に対して債権残高等のとらえ方を選ぶ場合に（A）所定の期間（特約締結予定日等の17月前から12月分）に拘るか、それとも（B）必ずしも拘らないで前年度実績からとらえるかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：債権残高等のとらえ方は所定の輸出実績額に係る債権残高等です。

B 項目：債権残高等のとらえ方は前年度に係る債権残高等です。

<用語集>

188.輸出実績額とは、A項目では特約締結予定日等の17月前より12月分の輸出実績額とし、例えばその輸出実績額に平均ユーザンス（分子：金額で重みを付けた加重平均）と正味ユーザンス（分母：ダブリを除いたもの）による残高をとらえた後、その横バイとするか、アップ又はダウンした希望額としたものを事前に揃えることを指すもの。

189.補完データとは、A項目では輸出実績額が「無い」場合に当該バイヤーに係る信用調査報告書を事前に手配したり、又は手配しても当該信用調査報告書に財務データ（①貸借対照表、②損益計算書、及び③キャッシュフロー計算書）が「無い」場合に当該バイヤーにコンタクトし、別途公認会計士等による最新の監査報告書等を指すもの。

190.前年度実績とは、B項目では対象バイヤー別に前年度における与信取引の残高（最高債権残高等）から最高債権残高表を作成するときの実績額とし、ここでは所定の帳票（保険料の見積り依頼を兼ねた質問書）により全バイヤーの債権残高を所定の9階層欄別に（イ）バイヤー数及び（ロ）最高債権残高の合計額の割合を含めるもの。

(注) 9階層とは、①1百万円未満、②1百万円～2百万円未満、③2百万円～5百万円未満、④5百万円～1千万円未満、⑤1千万円～2千万円未満、⑥2千万円～5千万円未満、⑦5千万円～1億円未満、⑧1億円～3億円未満、⑨3億円以上とし、例えば本 HP の <https://金川貿易保険.com> のモデルケースでは⑤番で5社の5千万円、⑥番で5社の1.5億円、⑧番で1社の1億円とし、それらを累計した3億円相当額になるもの。(予想売上高10億円)

4-(2)-47 番の支払限度額の考え方について

<出発点>

A 項目：支払限度額はバイヤー別に過去の最高債権残高等（特約締結予定日等の17月前よりの12月分の輸出実績額によるもの）から保険会社評価により設定して貰った最高債権残高等×付保率＝支払限度額であり、それはバイヤー別の専用枠にあたり、バイヤー別由来としたものです。

B 項目：支払限度額はトップバイヤーに対して前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用等を含めた最高債権残高等でもって設定して貰った与信設定額×縮小てん補率＝支払限度額であり、それは全バイヤー用の共通枠にあたり、トップバイヤー由来としたものです。そのときの与信設定額は「損失額の上限額」にあたり、トップバイヤーだけでなくバイヤー別に設定されるものです。

<関心事>

A 項目：支払限度額はバイヤー別由来の2本です。まずは取引単位から導かれた保険価額（船前は貨物 FOB 価額、船後は前受金を除いた貨物代金額）×付保率＝保険金額です。次は継続的取引を前提として所定の輸出実績期間（特約締結予定日等の17月前よりの12月）から導かれた債権残高を参照した最高債権残高等（横並び/アップ/ダウンの考慮を含む）×付保率＝支払限度額（専用枠）です。ここでは、保険の選び方により貨物代金額から導かれる保険金額に加えて事実上過去のペイメントレコードから導かれる支払限度額の制約を受けるものであり、例えば支払限度額に残枠が生じた場合に他のバイヤーへの流用は「×扱い」です。

B 項目：支払限度額はトップバイヤー由来の1本だけです。それはトップバイヤーの継続的取引のうち前年度の会計データから参照した最高債権残高等（付随経費を含む）×縮小てん補率＝支払限度額（専用枠）です。ここでは、取引単位という請求書別の対応がなく、前年度のペイメントレコードから導かれる支払限度額の制約を受けるものであり、例えば支払限度額に残枠が生じた場合に他のバイヤーへの流用が「○扱い」です。

<選び方>

投票項目に対して支払限度額の考え方を選ぶ場合に (A) 「支払保険金の上限額」のもとでバイヤー別の与信力による専用枠になるか、それとも (B) トップバイヤーの与信力による全バイヤー用の共通枠になるのかも想定します。

<投票項目>

A 項目：支払限度額の考え方はバイヤー別に与信取引の残高（最高債権残高等）から保険会社評価による支払限度額（専用枠）です。

B 項目：支払限度額の考え方はトップバイヤーの前年度実績における最高債権残高等（付随経費を含む）により設定された与信設定額から導いた支払限度額（共通枠）です。

<用語集>

191.支払限度額（専用枠）の考え方とは、A 項目では個別系の「付保扱い」時点において先行設定して貰った支払限度額（専用枠）の残枠内を前提とするほか、取引単位に係る「請求扱い」時点において損失額計算の出発点とした貨物代金額にあたる船後「保険価額」 - （決済金額 + 遅延利息を除いた回収金額） = 未回収額とし、かつ、その未回収額 × 付保率 = てん補予定額（①）は当初の「付保扱い」時点において貨物代金額である保険価額から導かれた保険金額（②）と比較点検（① ≦ ②）するものとし、同時にてん補予定額を累計したてん補予定額（累計額）（③）は同様に先行設定して貰った当該バイヤーだけに適用される支払限度額（専用枠）（④）と比較点検（③ ≦ ④）に基づいたその専用枠の範囲内を指すもの。

●保険金額との比較点検：未回収額（保険価額 - 控除金額） × 付保率 = てん補予定額 ≦ 保険金額。

●専用枠の比較点検：てん補予定額 + . . . = てん補予定額（累計額） ≦ 支払限度額（専用枠）。

192.支払限度額（共通枠）の考え方とは、B 項目では期中における与信設定額が減額等した都度に例えば総請求額 - 総回収額 = 正味債権（イ）をシミュレーションし、その正味債権がその減額後の与信設定額（ロ）を超えている場合にセラーや回収委任した債権回収会社等の回収力による「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施により何とか超過額相当額の解消を図った後、事故発生日においてその正味債権は減額後の与信設定額より下回ることと（イ ≦ ロ）し、かつ、未収債権に縮小てん補率を乗じたてん補予定額（ハ）はトップバイヤー由来の全バイヤー用に適用される支払限度額（共通枠）（二）の範囲内にすること（ハ ≦ 二）を指すもの。

●事故発生時点での比較点検：総請求額 - 総回収額 = 正味債権 ≦ 与信設定額。

●保険会社履行時点での比較点検：未収債権 × 縮小てん補率 = てん補予定額 ≦ 支払限度額（共通枠）。

193.船前リスクの支払限度額とは、A 項目では保険の選び方により（イ）船積前後で使えるものとした個別系（てん補予定額 ≦ 保険金額、専用枠）、（ロ）船後の支払限度額の半額（下限：1000 万円）とした「希望扱い」の船前「包括系①」（てん補予定額 ≦ 保険金額、専用枠）、及び（ハ）支払限度額のラチ外とした船前「包括系②」（てん補予定額 ≦ 保険金額）という 3 通りになるもの。

4-(3)-48 番の支払限度額の使われ方について

<出発点>

A 項目：支払限度額はバイヤー別に先行設定して貰った支払限度額（専用枠）のもとでそれをゴールとした年間予想売上高の範囲内で締結した輸出契約等の貨物代金額でもって保険対象額（＝保険価額）に臨む「使い方」です。また、「付保扱い」時点では、（イ）個別系の自動成立案件（その支払限度額の残枠内）、及び（ロ）「希望扱い」の船前「包括系①」の遡及成立案件（船後支払限度額の半額、下限 1,000 万円）に係る保険料計算の基礎額とした使われ方です。更に、てん補額計算の時点では、適用為替相場（輸出契約等締結日と支払期日のいずれか円高）を考慮した取引都度の貨物代金額に係る未回収額の総額にてん補予定額を算定し、それが支払限度額（専用枠）の範囲内かどうかの使われ方です。

B 項目：包括保険契約時点ではトップバイヤーに対して前年度の会計データから参照した債権残高を想定し、それに付随費用等を含めた最高債権残高等でもって設定して貰った与信設定額×縮小てん補率＝支払限度額のもとで全バイヤー用の共通枠です。その場合、てん補予定額（＝未収債権×縮小てん補率）はその共通枠の範囲内とした使われ方です。それに加えて「トップバイヤー由来」では支払限度額を年間保険料の整数倍にすることを想定し、結果的に年間予想保険料の目安を付け「易い」使われ方もあります。

<関心事>

A 項目：使われ方は通常バイヤー別の支払限度額（専用枠）のもとでその専用枠をゴールとした予想売上高の範囲内でもって継続的取引を展開する限り、不てん補債権を意識することは「無い」かもしれません。そこでは、バイヤー別に同時多発事故に臨んでも当該支払限度額（専用枠）の範囲内とした未回収額に対する受取保険金を視野に入れることができます。それ以外には、「付保扱い」時点における保険料負担に連動する使われ方もあります。それは（イ）個別系で支払限度額の残枠内、及び（ロ）「希望扱い」の船前「包括系①」で船後支払限度額の半額（下限 1,000 万円）とした保険料計算の基礎額です。

B 項目：使われ方は支払限度額を共通枠とした保険料水準を「少なめ」にすることがあります。そこでは、保険料計算の基礎額はバイヤー別に設定して貰う損失額の上限額（＝与信設定額）をゴールとした年間の総予想売上高（例：10 億円）です。また、保険料率の水準は「全バイヤーの総与信設定額（例：3 億円）」⇒「トップバイヤーだけの与信設定額（例：1 億円）」のもとで設定して貰う支払限度額（共通枠）による支払保険金の期待値を想定した場合に、損失額の上限額が 1/3 になるかどうかにより総予想売上高×保険料率＝予定保険料に反映することがあります。

<選び方>

投票項目に対して支払限度額の使われ方を選ぶ場合に（A）保険料水準はバイヤー別由来か、それとも（B）トップバイヤー由来かどうかを想定します。

<投票項目>

A 項目：支払限度額の使われ方はバイヤー別の専用枠とした①保険料計算の基礎額や②てん補予定額（累計額）≦専用枠としたてん補額計算(①+②又は②)です。

B 項目：支払限度額の使われ方は全バイヤー用の年間保険料の目安やてん補予定額≦共通枠としたてん補額計算です。

<用語集>

194. 「少なめ」の保険料水準とは、 B 項目ではトップバイヤー由来の支払限度額の算式はその最高債権残高（付随経費を含む）×縮小てん補率=支払限度額であり、それが全バイヤー用の支払限度額の共通枠を支えるもの。そこでは、本 HP (<https://金川貿易保険.com>) のモデルケースでは対象バイヤー11社で10億円の売上高のうちトップバイヤーで3億円のところ、支払限度額はトップバイヤー由来とした与信設定額1億円×90%=9千万円。仮に全バイヤー用別に支払限度額を想定しますと、総与信設定額3億円（=トップバイヤーの1億円+第2グループの3千万円×5社+第3グループの1千万円×5社）×90%=2.7億円ですから、1/3という「少なめ」の保険料水準も視野に入れられることを指すもの。

195. 年間予想保険料の目安とは、 B 項目では通常年間予想保険料×整数倍（30倍、40倍、50倍・・・）=支払限度額でもって締めくくることがあり、それは支払限度額÷整数倍（30倍、40倍、50倍・・・）=年間保険料とした目安が付け「易い」ことを指すもの。そこでは、全バイヤー用に相応しい与信力に乏しいときは保険料の調整になったり、又は補完措置等を想定するもの。

196. 支払限度額の使われ方とは、 A 項目ではバイヤー別に先行設定して貰った専用枠のもとで（イ）個別系に限り残枠内で「付保扱い」し、かつ、「希望扱い」の船前「包括系①」を含めて（ロ）保険料計算の基礎額になると共に、（ハ）てん補予定額（累計額）はその専用枠の範囲内という3本であり、又はB項目ではトップバイヤー由来のもとで先行設定して貰った共通枠のもとで（a）全バイヤー用の保険料の目安になるほか、（b）てん補予定額（全バイヤーを含めたもの）はその共通枠の範囲内という2本になるもの。

4-(4)-49 番の同時事故の頻度について

<出発点>

A 項目：同時事故は「事故扱い」や「請求扱い」の「早い」タイミングにより増大するかもしれません。そこでは、

例えば、「単なる資金ショートの場合」は支払期日から45日以内の「事故扱い」や同様に「支払期日+3月」の保険金請求可能日を契機にした「請求扱い」は船前事故における転売処分の実損額を含めた必要書類の揃い次第です。（HPのモデルケースではトリプル事故⇒ダブル保険金支払い）その場合、「請求扱い」後に回収主体者をシフトした保険会社の回収方策に基づいた債権回収を図り「回収金納付扱い」に期待します。

B項目：同時事故は「支払遅延扱い」や「請求扱い」の「遅い」タイミングにより頻度が減少するかもしれません。セラーは5本の節目（事前連絡日/支払期日/支払期日+60日/不払いと見なす日/「支払遅延扱い」）別にプレッシャーを与えながら「支払遅延扱い」前の全額回収を目指します。それが間に合わない場合には回収委任した債権回収会社の「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施でもって「同時事故案件」の解消を図ります。

<関心事>

A項目：同時事故は「事故扱い」や「請求扱い」時点におけるどの段階でも同時事故の「重なり案件」から解消できるときは例えば更新時点での保険料水準の割引を視野に入れます。そこでは、モデルケースは「重なり案件」を少なくすることなくそのまま「事故扱い」としたトリプル事故です。その場合、「ダブル事故」の解消まで図らなくてもバイヤー別の支払限度額の範囲内である限り、①セラーの回収力による「入金通知扱い」に先行したリーガルアクションの負担費用について保険会社から事前了解を取り付けるか、それとも②「早め」の「請求扱い」による事後回収のもとで「回収金納付扱い」するかどうかがあります。

B項目：同時事故は支払限度額（共通枠）の残枠を意識しながら「支払遅延扱い」前後での回収を図ります。具体的には、その前はセラー側であり、その後は回収委任した債権回収会社による回収を図ります。（リスク・コントロール）例えば、モデルケースでは「セラーの回収力次第」による「重なり事故」をダブル事故まで少なくします。「支払遅延扱い」後は「債権回収会社の回収力次第」によるシングル保険金受取りに臨みます。そこでは、与信設定額で最新化を図った①～⑨の階層別「最高債権残高表」での階層の点検です。その場合、階層別「重なり案件」の事前回収に対して例えば現地駐在員等を投入しても間に合わないまま支払遅延通知書を提出することがあります。その場合、所定の待機期間の終了日に向けた保険会社の関与による損失額の圧縮+「重なり案件」の解消=シングル事故としたリスクの防止に期待します。

（注）本HPのモデルケースでは、「支払遅延扱い」時点において保険会社関与のもとでトップバイヤーと第3グループとの支払遅延債権に対して損失額の圧縮（未収債権1億円⇒5千万円）、及び全額回収（未収債権1千万円⇒0円）が奏効したものの。

<選び方>

投票項目に対して同時事故の頻度を選ぶ場合に（A）保険金受取りをバイヤーからの回収金までの立替金として「多め」の頻度もやむを得ないとするか、それとも（B）自主回収期間に一部回収がないときに支払遅延通知時に回収委任

した債権回収会社等に期待するかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：同時事故の頻度はトリプル事故⇒「セラーの回収力次第」によるダブル保険金受取り⇒「保険会社の回収方策次第」による回収金納付額です。

B 項目：同時事故の頻度は「セラーの回収力次第」によるダブル事故⇒「債権回収会社の回収力次第」によるシングル保険金受取りです。

<用語集>

197.セラーの回収力とは、 A 項目では「事故扱い」後から「請求扱い」時点の回収主体者シフトまでの間はセラーの回収力次第により「トリプル事故扱い」であっても「請求扱い」まではバイヤーからセラーの口座への着金によりトリプル事故案件に対する「請求扱い」の免れから「入金通知扱い」につながることを目指すもの。

198.保険会社の回収方策次第とは、 A 項目では「請求扱い」時点でセラーから保険会社に行われた回収主体者シフトの場合に例えば保険会社からの回収方策に基づいたセラーによる回収行為が奏効した「回収金納付扱い」につながることを目指すもの。

199.「単なる資金ショートの場合」の事故発生日とは、 A 項目では貨物代金額のユーザンスの終了日にあたる支払期日をもって事故発生日とし、その「事故扱い」はその支払期日+45日以内のもとで損失発生額（回収予定額）を明らかにし、てん補額計算は後倒した事故確定日（支払期日+3月）後の「請求扱い」時点になるもの、又はB項目では通常「請求日+最長決済期間+30日=支払遅延通知期限」（保険会社で定めた期間）内の支払遅延通知日の延長線上にある待機期間の終了日において所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとで事故発生日とし、その日は保険会社履行時点の出発点になるもの。

4-(5)-50 番の「事故扱い」の遅速関係について

<出発点>

A 項目：「事故扱い」は First unpaid 通知次第により直ちに手配するか、それとも提出期限といっても支払期日から45日以内とするかどうかはセラーのオプションです。First unpaid 通知によりリーガルアクションを実施することがあります。それに先立って保険会社に弁護士費用等を認めて貰うように手配しますと回収費用は保険会社の支払いに期待することができます。

B 項目：「支払遅延扱い」は First unpaid 通知次第というわけではなく、「重なり案件」のシミュレーションで左右されることもあります。他のバイヤーの不払いの状況が明らかになった場合には、バイヤーの経営良化に期待し「支払

遅延扱い」を別途繰り下げることにも視野に入れることがあります。

<関心事>

A 項目：遅速関係は First unpaid 通知次第により「事故扱い」の遅速を判断し、かつ、前広げに回収主体者を保険会社にシフトしていない限り、例えばリーガルアクションを実施するときは、それに先立って保険会社に弁護士費用の負担を認めて貰うように働きかけます。そこでは、First unpaid 通知の内容により①リーガルアクションが想定される場合に「直ち」に「事故扱い」とし、②「単なる資金ショートの場合」に「事故扱い」の通知期限に張り付けるかどうかがあります。

B 項目：遅速関係は First unpaid 通知次第でなく、シミュレーションした「重なり案件」も考慮した遅速の判断です。そこでは、「付保扱い」時点における①～⑨の階層別「最高債権残高表」は与信設定額等を参照した最新化を図り、その階層別の「重なり案件」は支払遅延通知期限までにメドを付けます。その場合、カウントダウン試行表に必要な基本データ（船積日、支払期日、請求日、最長決済期間/待機期間の日数）を入力し、アト●●●日までにわたる現地駐在員を起用する等特別取組を想定します。但し、バイヤー側における「信用悪化情報」を知ったときは 10 日以内に履行する通知義務がありますから、「支払遅延扱い」の遅速を判断する余地はありません。

(注) HP モデルケースでは、トップバイヤーと第 2 グループというトップヘビーの「重なり案件」に対してセラー自身の取立行為でもって事前回収（正味債権 3 千万円⇒0 円）とし「重なり事故」を防いだもの。

<選び方>

投票項目に対して「事故扱い」の遅速関係を選ぶ場合に (A) 貨物代金額の支払期日をテコにするか、それとも (B) 保険会社の定めた最長決済期間をテコにするかどうかとも想定します。

<投票項目>

A 項目：「事故扱い」の遅速関係は早めの「事故扱い」+「請求扱い」で多めの「保険金受取り」から回収金納付額に期待できます。

B 項目：「事故扱い」の遅速関係は遅めの「支払遅延扱い」によりセラー+債権回収会社の回収力次第で少なめの「保険金受取り」に期待できます。

<用語集>

200.支払期日をテコにすることとは、A 項目ではユーザンスの終点（支払期日）を事故発生日とし、それを起点とした 45 日以内に「事故扱い」することを指すもの。

201.最長決済期間をテコにすることとは、B 項目では請求日から最長決済期間の満了日を「不払いと見なす日」とし、その日から 30 日以内に「支払遅延扱い」にすることを指すもの。そして、例えばバイヤーによる「単なる資金ショートの場合」にその支払遅延通知日の延長線上にある待機期間の終了日時点での不払いを損害原因とし、所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとでその日を事故発生日にするもの。（債務不履行の場合）

202.First unpaid 通知の受領後の対応とは、A 項目では First unpaid 通知の内容により①リーガルアクションが想定される場合に直ちに「事故扱い」とし、②「単なる資金ショートの場合」は「事故扱い」の通知期限に張り付けるかどうかの判断であり、又はB項目では First unpaid 通知の内容により(a)リーガルアクションが想定される場合に直ちに「支払遅延扱い」とし、(b)「単なる資金ショートの場合」は他のバイヤーとの「重なり案件」を想定した「支払遅延扱い」の通知期限に張り付けるかどうかの判断になるもの。

4-(6)-51 番の損害率の改善について

<出発点>

A 項目：「請求扱い」後に回収委任した保険会社の回収方策（セラー又はサービサーのいずれかのもの）に基づいた債権回収が奏効し「回収金納付扱い」によって損害率の改善につながります。そこでは、「請求扱い」後に委任した保険会社による回収方策に基づいた回収行為によるものがあります。

B 項目：「支払遅延扱い」後に回収委任した債権回収会社による債権回収が奏効し「入金通知扱い」によって損害率の改善につながります。そこでは、保険会社の管理にある債権回収会社の「回収措置や可能な場合の法的措置」によるものがあります。

<関心事>

A 項目：損害率は通常「請求扱い」の前後でもってその改善を図る当事者が異なります。その前はセラーの回収力によってその「請求扱い」を免れた「入金通知扱い」になったり、その後は回収委任した保険会社の回収方策（セラー又はサービサーのいずれかのもの）に基づいた債権回収が奏効し「回収金納付扱い」になったりします。そこでは、「請求扱い」後の全額回収による「回収金納付扱い」は（受取保険金－回収金納付額）÷負担保険料＝損害率の改善に繋がります。それは更新保険料の割引という保険料率の調整に期待できます。

B 項目：損害率は「支払遅延扱い」の前後でもってその改善を図る当事者が異なります。その前はセラーの回収力でその「支払遅延扱い」から免れたり、その後は回収委任した債権回収会社の回収力により回収が奏効し「入金通知扱い」という保険会社履行時点から免れたりします。そこでは、それぞれの段階での回収力次第による同時事故からシングル事故までも含めた解消を図ります。それは結果的に保険金請求権の発生防止となり、損害率の改善による「低

い」保険料水準という好循環を想定します。

<選び方>

投票項目に対して損害率の改善を選ぶ場合に（A）「請求扱い」後の回収により受取保険金から回収金納付額を差し引いて改善するか、それとも(B)最終的に保険会社履行時点までの全額回収により受取保険金自体を少なくした改善をするかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：損害率の改善は「請求扱い」後の全額回収による「回収金納付扱い」です。

B 項目：損害率の改善は保険会社履行時点までの全額回収による「入金通知扱い」です。

<用語集>

203.損害率の改善とは、 A 項目ではセラーは「事故扱い」後に支払期日から3月後において保険金の「請求扱い」、保険会社からの履行による保険金を受取った場合に受取保険金を分子、負担保険料を分母とした損害率を求めても、例えばその後にセラーは保険会社の回収方策に基づいた回収行為の実施により全額回収が奏効し、「回収金納付扱い」になる場合は損害率計算上の当初の受取保険金を事実上「消去扱い」とした損害率の改善につながることを指すもの。（更新保険料の割引への期待）

204.回収金の役割とは、 A 項目では「請求扱い」後に全額回収に成功するかどうかにより例えば保険金受取り後1月以内の回収金通知による「回収金納付扱い」時点において（受取保険金－回収金納付額）÷負担保険料という損害率計算に反映するほか、当該回収金はバイヤーの経営良化までの間における立替金とした意味合いもでてくるもの。

205.回収主体者シフトのタイミングとは、 A 項目では通常「請求扱い」時点とし、権利行使等委任状による無付保を含めた「債権概要表」及び「今後の支払人からの回収に関する方針」を明らかにし、保険会社の回収方策のもとで「セラー又はサービサー」のいずれかの回収行為者が実行するもの、又はB項目では「支払遅延扱い」時点とし、それに加わるのはその回収管理を委任する保険会社であり、法的措置の決定に関与し、その指示を受けた債権回収会社が実行するもの。

4-(7)-52 番の **支払限度額の消込みについて**

<出発点>

A 項目：消込みは専用枠の支払限度額から受取保険金を控除しそれに回収金の納付額を加えた支払可能額を算定し同

一バイヤーでの追加事故に備えます。比較的早めの「事故扱い」及び「請求扱い」により保険金を受領した後に「回収金納付扱い」による支払可能額をとらえます。

B 項目：消込みは共通枠の支払限度額から受取保険金を控除して算定し他のバイヤーに備えます。短いユーザンス案件等に対して比較的遅めの「支払遅延扱い」及び「請求扱い」としそれぞれの事前決済による保険金請求権の発生を防止し支払限度額に反映しないようにします。

<関心事>

A 項目：消込みは比較的「早め」の「事故扱い」及び「請求扱い」による保険金を受領した場合に「多め」になることがあります。そこでは、支払限度額は専用枠ですからバイヤー別に消込みます。また、保険会社の回収方策が奏功し、「回収金納付扱い」時点における回収可能額（＝支払限度額－受取保険金）を導くときも同様です。それは他のバイヤーへの流用が不可であり、同一バイヤーだけの追加事故に備えるやり方です。

B 項目：消込みは回収主体者による事前回収を図ることによる保険金請求権の発生防止から「少なめ」にし、それ自体の僅少を目指します。そこでは、保険金請求権の発生防止に伴う受取保険金自体を少なくしようにも債権回収が奏功しなかったときは、「請求扱い」に伴う支払限度額（共通枠）での消込みは全バイヤー用としたやり方です。

<選び方>

投票項目に対して支払限度額の消込みを選ぶ場合に(A)バイヤー別に保険金受取りでもって消込みするか、それとも(B)全バイヤー用でもって消込みするかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：支払限度額の消込みはバイヤー単位です。

B 項目：支払限度額の消込みはセラー単位です。

<用語集>

206.バイヤー単位とは、A 項目では支払限度額の設定が対象バイヤー別のために保険会社の履行により受取保険金分を消込みするときは当該バイヤー別に行うことを指すもの。

207.セラー単位とは、B 項目では支払限度額の設定が通常トップバイヤー由来であり、全バイヤー用の支払限度額として支えており、保険会社の履行の都度に受取保険金を消込みするときは全バイヤー用として行うことを指すもの。

208.ターゲットとした課題とは、A 項目では消込みした支払限度額（専用枠）の復活を目指し、保険会社の指示に従った回収行為による多めの「回収金納付扱い」に当たり、又はB項目では支払限度額（共通枠）の消込みについて

「ゼロ又は僅少」を目指し、セラーの回収力や「支払遅延扱い」後にボタンタッチした債権回収会社等の回収力による「保険金請求権の発生防止又は受取保険金のマイナス」を想定するもの。

4-(8)-53 番の支払限度額の残枠の管理について

<出発点>

A 項目：受取保険金後に回収金納付額が「有る」ときは、所定の算式により調整された「支払可能額」（＝支払限度額－受取保険金＋回収金納付額）の範囲内とした残枠の管理です。

（注）船前包括系②では貨物 FOB 価額（＝保険価額）から導かれた保険金額を限度額にする制約だけです。それ以外（個別系や「希望扱い」の船前を含めた「包括系①」及び船後「包括系②」）では保険金額を限度額とし、かつ、複数「請求扱い」時点のてん補予定額（累計額）は支払限度額の範囲内という 2 本の制約を受けるものです。

B 項目：支払限度額では全バイヤー用の共通枠です。例えば、「倒産状態」に陥ったてん補予定額は積出し前リスク（オプション特約）と積出し後リスクの両方で算定した場合に後者の方が「優先扱い」です。そこでは、共通枠の支払限度額－その積出し後受取保険金＝残額を積出し前リスク（オプション特約）やその他のバイヤーに備えます。

<関心事>

A 項目：残枠管理はバイヤー別に 1 年単位とした複数の未回収額に係る「請求扱い」案件における（前受金を除いた総貨物代金額－総回収額）×付保率＝総てん補予定額≦支払限度額（専用枠）を推定した結果、その専用枠が身に合わなく「不てん補債権」が残ることがあります。そこでは、当該バイヤーの「請求扱い」案件においてその回収に励み、それが奏功するときは「支払限度額－受取保険金＋回収金納付額＝支払可能額」がアップし、それに見合う支払限度額（専用枠）が想定できる限り同一バイヤーとした「更なる保険会社履行」に期待することができます。

B 項目：残枠管理はバイヤー別に損害原因別の予想事故発生日時点における正味費用&正味債権≦与信設定額から損失額を推定し、かつ、その損失額×縮小てん補率＝てん補予定額≦支払限度額（共通枠）も推定した結果、その共通枠が間に合わなく「不てん補債権」が残ることがあります。そこでは、積出し前後のてん補額計算を実行する場合に積出し後の消込みが「優先扱い」です。それは他のバイヤーとの「重なり案件」だけでなく、同一バイヤーに係る積出し前後での「重なり案件」も意識し「直ち」に契約残に対して生産ストップの手配を想定するかどうかです。

<選び方>

投票項目に対して支払限度額の残枠の管理を選ぶ場合に（A）支払限度額を同一バイヤーだけで対応するか、それとも（B）全バイヤー用でもって対応するかどうかを想定します。

<投票項目>

A 項目：支払限度額の残額の管理は専用枠の支払限度額からとらえた残枠です。

B 項目：支払限度額の残額の管理は共通枠の支払限度額からとらえた残枠です。

<用語集>

209.専用枠の残枠とは、A 項目では支払限度額－受取保険金＝支払可能額とし、当該同一バイヤーに対して更なる保険会社による履行ができるかどうかを指し、てん補予定額の限界を指すもの。

210.共通枠の残枠とは、B 項目では支払限度額－受取保険金＝残額とし、全バイヤー用に対して更なる保険会社による履行ができるかどうかを指し、てん補予定額の限界を指すもの。

211.生産ストップの手配とは、B 項目ではてん補事由発生日から 10 日以内に支払遅延通知書を提出し、その通知日を境にしてその前ではセラーが生産ストップし、その後では保険会社の決定事項（履行継続/中断）に従うことを指し、そこでは積出し前リスク（オプション特約）損害が未収債権分より後回しの支払限度額になっても間に合うかどうかを視野に入れた総製造費用項目－収入項目＝正味製造費用をシミュレーションするもの。例えば、製造費用項目では追加費用をプラスし、かつ、引渡し関連費用をマイナスにするという加減案件を考慮し、又は収入項目では製造状況別に①事故商品、②完成品、③仕掛品、④原材料の会計データを点検した後、①は転売益、②から④までは再利用価値とし、それ以外に⑤担保物件の売却益まで想定するもの。

4-(9)-54 番の支払限度額の残枠の維持について

<出発点>

A 項目：船積み案件が想定できないときは空枠のままです。支払限度額（専用枠）の残枠は支払可能額を維持しても同一バイヤーだけに間に合わせるものです。

（注）同一バイヤーに対する不払いがある場合に出荷が難しくなり空枠を視野に入れるもの。

B 項目：全バイヤー用を対象とした支払限度額（共通枠）の残額の維持です。支払限度額の残枠は他のバイヤーの不払いを想定して通常「請求日＋最長決済期間＋30 日＝支払遅延通知期限」（保険会社で定めた期間）までに債権回収を図ることがあります。それが間に合わなければ「支払遅延扱い」後の債権回収会社の回収力に期待し他のバイヤーの不払い債権に備えます。そこでは、債権回収に励むことにより残枠（＝共通枠－受取保険金）を維持します。

<関心事>

A 項目：残枠維持はバイヤー別に専用枠とした紐付きを前提としていますから、空枠が生じても他のバイヤーに回すことは「不可扱い」です。そこでは、分割船積であって途中に先行船積分が不払いになったときはアフターロス（事

故発生後に締結された保険契約のこと）から船積が難しくなることがあります。それは当該バイヤーの与信力に即した船積スケジュールの調整次第です。

B 項目：残枠維持は他のバイヤーに回すことにより支払限度額の有効利用が可能です。そこでは、例えば同時多発事故の場合に支払限度額－受取保険金＝残額に余裕がないことがでてくるかもしれません。その残額を支えるのは支払遅延通知日を境にしたその前で自主回収期間のセラー側、その後で待機期間の回収委任した債権回収会社等側によるそれぞれの回収力の発揮です。

<選び方>

投票項目に対して支払限度額残枠の維持を選ぶ場合に（A）同一バイヤーだけの専用枠のために「事故扱い」後では契約残の出荷不能により空枠のままになるか、それとも（B）他のバイヤーの積出し案件に備える残枠として維持・管理するかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：支払限度額の残枠の維持は同一バイヤーにおける空枠です。

B 項目：支払限度額の残枠の維持は他のバイヤーに備えるものです。

<用語集>

212.空枠とは、A 項目では同一バイヤー向けに保険付きで出荷しようにも例えば既に支払期日から 45 日超に及ぶ未回収額がある場合に「アフターロス」から保険がかからなくなったり、又は期中の商談が希望通りにすまなかったりすることから使用できないままになった枠を指すもの。

213.契約残の出荷不能とは、A 項目では例えば同一バイヤーによる①支払遅延状態（支払期日後 45 日超）にある追加案件のほか、②カントリーリスクの余波による引受基準における引受停止案件や③バイヤーの期中信用変化により信用危険&非常危険の不可にあたる格付変更案件を指すもの。（セラーの自己責任での対応）

214.残枠不足時の対応とは、A 項目では例えば値増金等で間に合わない場合に通常「請求扱い」時点における回収主体者のシフト日を境にしてその前はセラー側の回収力、その後は保険会社の回収方策のもとで早期内入れを想定し、又は B 項目では支払遅延通知日を境にしてその前はセラーの回収力、その後は債権回収会社の「回収措置や可能な場合の法的措置」のもとで残枠不足分を含めた早期回収を目指すもの。

5.保険手続

5-(1)-55 番の待機期間の長短について

<出発点>

A 項目：待機期間が比較的「短い」ために「請求扱い」は比較的「早め」です。待機期間は事実上「事故扱い」時点から保険金請求可能日までの期間です。そこでは、セラーが保険会社に回収主体者をシフトする日までを含めたセラーによる損失防止軽減義務を履行する期間です。

B 項目：待機期間が通常比較的「長い」ために「請求扱い」は比較的「遅め」です。待機期間は保険会社による保険金の支払いを猶予する期間と言えます。そこでは、「支払遅延扱い」時点より 120 日、90 日、60 日という縮めてん補率 90%から短縮 30 日毎に 1%引きで短縮ができます。

<関心事>

A 項目：待機期間は事実上支払期日+45 日以内の「事故扱い」時点から保険金請求可能日（=支払期日+3 月）ですから最短 45 日です。しかし、それはその 45 日の終了日=保険金請求実施日でない限りそのまま自動延長です。そこでは、セラーは与信取引の節目別に必要書類をファイリングし、「請求扱い」ではタイムリーにそれを取り出した保険金請求実行日に臨みます。

B 項目：待機期間は標準 150 日とし、「支払遅延扱い」時点において最短 60 日までの短縮ができます。そこでは、「付保扱い」時点における前年度の会計データから導いた①～⑨の階層別「最高債権残高表」は与信設定額等を参照した最新化を図り、その階層別「重なり案件」は支払遅延通知期限等までにメドを付けます。その場合、「重なり案件」を含めた未収債権≦与信設定額のもとでオーバー与信になっていないかどうか、又は「支払遅延扱い」等を免れるかどうかです。それは「シンプル事故」次第により待機期間の短縮に反映し、標準 150 日から最短 60 日とした「早め」の保険金受取りを視野に入ることがあります。

<選び方>

投票項目として待機期間の長短を選ぶ場合に（A）債務履行遅滞案件に対して「事故扱い」から事故確定日までの期間を固定の最短 45 日にするか、それとも（B）待機期間を短縮（標準 150 日⇒120 日⇒90 日⇒60 日）するかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：待機期間の長短は比較的「短い」待機期間で比較的「早め」の保険金の受取りにするものです。

B 項目：待機期間の長短は待機期間の短縮により保険金受取りを調整できるものです。

<用語集>

215.待機期間の「ゼロ扱い」とは、A 項目では非常危険事由等の発生に関してパイヤーからの船前「契約破棄通知の発信日」次第等によるてん補事由別に判別した特定日（船前リスク）や貨物代金額の支払期日次第による当該支払期日（船後リスク）をそれぞれ事故発生日、事故確定日とした「請求扱い」に臨む場合に「ゼロ扱い」の待機期間を視野に入れるもの、又はB項目では政治的危険事由等の発生に関してその10日以内（積出し前リスク（オプション特約））や原則30日以内（積出し後リスク）の支払遅延通知期限内の支払遅延通知日を所定の要件（必要書類の提出や諸規定の順守条件）のもとで事故発生日（保険会社履行時点の出発点になるもの）とした「ゼロ扱い」の待機期間を視野に入れるもの。

216.固定の最短45日とは、A 項目では船後損失等発生通知日から保険金請求可能日（事故確定日）までの期間を指し、それは事実上待機期間を指すものですが、セラーによる損失防止軽減義務が義務付けられており、何もしないまま待機するものでは「無い」もの。

217.標準150日から最短の60日とは、B 項目では支払遅延通知日を起点とした「保険金の支払いを猶予する期間（待機期間）」の標準日数の短縮（標準150日から最短60日まで：短縮30日毎に1%引きの縮めてん補率）を図ることを指し、例えばその短縮により保険金での早期のキャッシュフローインから運転資金等の備えを指すもの。

5-(2)-56 番の待機期間の回収行為者について

<出発点>

A 項目：回収主体者を保険会社にシフトしない段階では、セラーが回収主体者です。その場合、保険会社から予め弁護士費用の負担申請を認めて貰いますと、それを保険会社の支払いに期待できます。

B 項目：「支払遅延扱い」により回収主体者はセラーから委任された債権回収会社にシフトし、セラーに回収費用負担が義務付けられます。その場合、回収費用は受取保険金に期待できます。

<関心事>

A 項目：回収行為者（＝セラー）は回収主体者を保険会社にシフトする日までを含めた損失防止軽減義務を履行し、保険をかけていないときと同様に手配します。そこでは、担保案件があれば予め弁護士費用の負担について保険会社に認めて貰うようにします。

B 項目：回収行為者（＝セラーから委任された債権回収会社）は保険契約締結時点において明らかにされた回収費用についてセラーに負担請求し、その都度保険金での転嫁に期待できます。そこでは、その自己負担分は当該回収費用の保険金によりフレッシュマネーが介在しません。

<選び方>

投票項目に対して待機期間の回収行為者を選ぶ場合に（A）「事故扱い」後はセラーが回収主体者であっても、保険会社のニーズやセラーからの申込みでもって「請求扱い」時より前倒しの保険会社へのシフトを視野に入れるか、それとも（B）待機期間の始点から債権回収会社等にシフトするかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：待機期間の回収行為者は保険会社に権利行使等を委任しない限り従来通りのセラーです。

B 項目：待機期間の回収行為者は支払遅延通知日に回収委任した債権回収会社等です。

<用語集>

218. 「請求扱い」時点より前倒しのシフトとは、A 項目では回収主体者シフトに関してセラーから保険会社への前倒しのことを指し、例えば保険会社のニーズやセラーからの申込みにより早期シフト化を図り、回収費用の事前根回し（予め保険会社による費用負担を認めて貰うもの）から解放されるもの。

219. 法的措置の行為者とは、A 項目では例えばセラーが「事故扱い」後において保険会社に回収主体者をシフトしない限り回収主体者とした法的措置を自主決定し、法的費用について予め保険会社から認めて貰うタイミング（費用負担申請月は6月毎）を逸しないようにしたセラーが実行するもの、又はB項目では「支払遅延扱い」後において保険会社が法的措置の決定に関与し、その指示を受けた債権回収会社が実行するもの。

220. セラーの立場とは、A 項目では「事故扱い」の場合に保険会社に主体者をシフトしない限り自主回収期間の延長線上としてセラーが不払い案件に対する取立行為の実行等、及び新規バイヤーの開拓という2方面に臨むもの、又はB項目では「支払遅延扱い」の場合にセラー自身の名義のもとで回収業務は事実上債権回収会社にアウトソーシングするものであり、セラーは新規バイヤーの開拓という1方面だけに臨むもの。

5-(3)-57 番の待機期間の始終関係について

<出発点>

A 項目：待機期間の始点では「事故扱い」現在の損失発生額を明らかにします。そして、その終点では支払期日から

3月の保険金請求可能日において回収成果を反映した損失額を明らかにします。その後は自主回収期間の延長線上での取立活動とし、バイヤー訪問やEメール送信等によりプレッシャーを与え続けるものです。

B 項目：待機期間の始点では回収委任した債権回収会社からの回収費用を負担し「回収措置や可能な場合の法的措置」の実施がはじまります。そこでは、セラーは回収費用を負担するほか保険会社からの依頼に応じ「債権&担保を証明する証拠書類」等の提出義務に応じます。そして、待機期間の終了日では例えば「単なる資金ショートの場合」に諸規定の順守条件のもとで待機期間の終了日は事故発生日とし、その日は保険会社履行時点の出発点です。

(注) 諸規定とは、例えば、①与信時の注意及び損失防止義務、②信用悪化情報を知った時点/支払遅延時点/支払遅延通知後の回収金受領時点の各通知義務、③報告期間中の売上高実績報告義務、④決済期間の延長時点における事前承認申請義務等を指すもの。

<関心事>

A 項目：始終関係は待機期間の始点で「事故扱い」現在の損失発生額を明らかにし、その終点で支払期日+3月=保険金請求可能日です。そこでは、セラーは必要書類を備えた保険金請求書の提出です。それが間に合わないときは、最終的にその必要書類を揃えた「請求扱い」現在における回収成果を反映した損失額を明らかにします。

B 項目：始終関係は損害原因別の事故発生日に対して所定の要件（必要書類の提出&諸規定の順守条件）のもとで例えば「倒産状態の場合」に支払遅延通知日=事故発生日とした「ワンストップ扱い」です。（待機期間の始点）また、それは例えば「単なる資金ショートの場合」に支払遅延通知日+標準150日の待機期間の終了日=事故発生日とした「ワンストップ扱い」です。（待機期間の終点）その待機期間（保険会社による保険金の支払いを猶予する期間）中は保険会社からの依頼に応じた必要書類の提出義務を履行し、委任を受けた債権回収会社が回収力を発揮するものです。そこでは、セラーがその提出書類に照らして保険金の受取りに期待できるか、それとも「不てん補償権」になるかどうか等について事前に分かることがあります。もしも、後者の場合には、最後の「掘り所」としてバイヤーの経営良化を期待し債権回収会社等からの債権回収に期待できることがあります。

<選び方>

投票項目に対して待機期間の始終関係を選ぶ場合に（A）回収主体者シフト前におけるセラーの回収力が試されるか、それとも（B）セラーから回収委任した債権回収会社等による回収力が試されるかどうかも想定されます。

<投票項目>

A 項目：待機期間の始終関係はセラーによる損失防止軽減力が反映するものです。

B 項目：待機期間の始終関係は債権回収会社等による回収措置等の実施が反映するものです。

<用語集>

221.セラーにおける損失防止振りの反映とは、A項目では「事故扱い」時点から保険会社への回収主体者のシフトが無理なときはセラー自身が回収費用について予め保険会社から承認を得てから例えば商談時点において先行して取得していた担保物件の処分に係る法的手続を指すもの。

222.回収委任先における回収振りの反映とは、B項目では「支払遅延扱い」時点において回収委任した債権回収会社により例えば商談時点に先行して取得していた担保物件に対する法的措置の実施を指すもの。

223.セラーの関与とは、A項目では「事故扱い」後において保険会社に回収主体者をシフトしない限り自主回収期間の延長線上としたバイヤー訪問やEメール送信等でもってセラー自身による取立行為のほか、損防行為、回収行為を実行するもの、又はB項目では「支払遅延扱い」後において債権回収会社からの回収費用を負担し、保険会社からの事前同意がない限りバイヤーとのコンタクトは「×扱い」になるもの。

5-(4)-58 番の取引都度の節目について

<出発点>

A項目：節目は本 HP (<https://金川貿易保険.com>) のカウントダウン試行表の利用による3本です。そこでは、支払期日から45日という比較的短い自主回収期間のもとで3本を節目とした「見える与信管理」に基づいた督促行為です。

(注) 3本の節目とは、(イ)支払期日の1週間前にセラーの口座への着金を促す日とした「事前連絡日」、(ロ)ユーザンスの終点で「事故発生日」を示す「支払期日」、及び(ハ)自主回収期間の終了時点において取引単位の貨物代金額の未回収額を明らかにする「事故扱い」です。

B項目：節目は本 HP (<https://金川貿易保険.com>) のカウントダウン試行表の利用による5本です。そこでは、例えば支払条件に反比例した比較的長い自主回収期間のもとで5本を節目とした「見える与信管理」に基づいた督促行為です。

(注) 5本の節目とは、(イ)支払期日の1週間前にセラーの口座への着金を促す日とした「事前連絡日」、(ロ)ユーザンスの終点を示す「支払期日」、(ハ)与信設定額の新たなる申請や増額申請時点において有効日を左右する基準日とする「支払期日+60日」、(ニ)保険会社により設定して貰った最長決済期間の満了日とした「不払いと見なす日」、(ホ)自主回収期間の終了時点において総請求額から総回収額を差し引いた正味債権を明らかにし、回収主体者シフトする「支払遅延扱い」です。

<関心事>

A項目：節目は継続的取引の長短と無関係とする支払期日より45日以内の3本です。そこでは、「事故扱い」の通

知期限に関してバイヤーにアト●●●までにセラーの口座に着金が「無い」ときは日本のどこからも貨物の調達が「難しい」というプレッシャーを与えます。

B 項目：節目はユーザンスに反比例した例えばモデルケースで支払期日より 77 日～140 日が混在する期間内の 5 本です。そこでは、「付保扱い」時点における「国別標準決済期間の通常と最長の日数」に対して延長可能期間に参照した 2 時点は 5 本の節目（支払期日や「不払いと見なす日」）に含まれていない限り「新たなる節目」としてセラーの口座への着金を働きかけます。その場合、カウントダウン試行表に必要な基本データ（船積日、支払期日、請求日、最長決済期間/待機期間の日数）を入力することによってアト●●●日という支払遅延通知期限までにセラーの口座に着金するようにバイヤーにプレッシャーを与えます。それでも難しいときは、バイヤーの財務担当責任者とリモート面談を行い、例えば支払遅延の原因から資金調達を踏まえた弁済計画を立てて貰います。その後は公正証書化し、更なる支払遅延が続いたときのリーガルアクションに備えます。

< 選び方 >

投票項目に対して取引都度の節目を選ぶ場合は（A）自主回収期間が支払期日から最大 45 日中の 3 回になるか、それとも（B）延長可能期間（支払期日と最長決済期間の満了日までの期間のこと）に 30 日を加えた日までの 5 回になるかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：取引都度の節目は事前連絡日/支払期日/「事故扱い」という 3 本です。

B 項目：取引都度の節目は事前連絡日/支払期日/支払期日 + 60 日/不払いと見なす日/「支払遅延扱い」という 5 本です。

< 用語集 >

224. 督促行為とは、セラーは取引都度の節目に即したセラーの口座への着金の促しを指すもの。例えば、「事前連絡日」では支払期日の 1 週間前におけるバイヤーへの支払いの「備え」を促し、「支払期日」では当日付けでの着金を打診しそのフォローアップを行い、又は「事故扱い」等ではその日までに着金がなければ継続的取引のストップというプレッシャーを与えたりするもの。

225. カウントダウンとは、セラーは取引都度の節目毎に HP（<https://金川貿易保険.com>）の試行表によりカウントダウンを図り、例えば「事故扱い」時点において①注意義務、②債権保全義務、③損失防止軽減義務の各履行の備えを指すもの。そこでは、継続的に出荷している場合はアフターロス（免責案件：保険事故が発生したにもかかわらず

同じ事故原因の「付保扱い」)に気づき「易く」なり、新規の「付保扱い」の「中断扱い」を視野に入れた与信取引の見直しを図るもの（ILC取引等）。

226.節目の使い方とは、A項目では「事故扱い」の通知期限に関してバイヤーにアト●●●日までにセラーの口座に着金しなければ日本のどこからも貨物の調達が難しいというプレッシャーを与えるもの、又はB項目では気掛かりなバイヤーを中心とした10社に係る「重なり案件」をシミュレーションし、該当バイヤーにアト●●●日までにセラーの口座に着金しなければ全世界のどこからも商品の調達が難しいというプレッシャーを与えるもの。

5-(5)-59 番の節目での取立態様について

<出発点>

A項目：船前リスクでは非常危険事由の禁止措置による「輸出契約等」に対して保険会社から貨物の製造に関し指示を受けたときはそれに従います。そうでないときは、セラーによる「保険のかかっていない取引」と同様の注意による自主判断です。また、船後リスクでは契約別船積み別の逐次対応です。ここでは、First unpaid 通知によるリーガルアクションを考慮しないときは複数の船積みに対して各支払期日+45日=船後損失等発生通知期限までの逐次「事故扱い」です。それは3本の節目におけるセラーの口座への着金を促すものです。

(注)3本の節目とは、(イ)支払期日の1週間前にセラーの口座への着金を促す日とした「事前連絡日」、(ロ)ユーザンスの終点で「事故発生日」を示す「支払期日」、及び(ハ)自主回収期間の終了時点において取引単位の貨物代金額の未回収額を明らかにする「事故扱い」です。

B項目：積出し前リスク（オプション特約）では政治的危険事由の禁止措置による売買契約に対して保険会社から「履行継続又は中断」の決定を受けた場合にそれに従います。また、積出し後リスクでは契約別船積み別の逐次取立、及び正味債権の一括取立の併存です。ここでは、リーガルアクションを考慮しないときは「重なり案件」次第により「支払遅延扱い」の提出期限に張り付けることがあります。それは5本の節目におけるセラーの口座への着金を促すものです。

(注)5本の節目とは、(イ)支払期日の1週間前にセラーの口座への着金を促す日とした「事前連絡日」、(ロ)ユーザンスの終点を示す「支払期日」、(ハ)与信設定額の新たなる申請や増額申請時点において有効日を左右する基準日とする「支払期日+60日」、(ニ)保険会社により設定して貰った最長決済期間の満了日とした「不払いと見なす日」、(ホ)自主回収期間の終了時点において総請求額から総回収額を差し引いた正味債権を明らかにし、回収主体者シフトする「支払遅延扱い」です。

<関心事>

A項目：取立態様は「船前リスクの場合」に非常危険事由の禁止措置による「輸出契約等」に対して保険会社から貨

物の製造に関し指示を受けた場合にそれに従います。そこでは、保険会社からの指示がないときは、セラーによる「保険のかかっていない取引」と同様の注意による自主判断です。

B 項目：取立態様は「積出し前リスク（オプション特約）の場合に政治的危険事由の禁止的措置による売買契約に対して 10 日以内に「支払遅延扱い」を手配し、「履行継続又は中断」の決定を受けたときはそれに従います。そこでは、保険会社から「履行継続又は中断」を見極めます。例えば、「履行継続」のときは追加製造費用を支出します。それに加えて、セラーは契約残の損失額や事前に積み出した金額がどの程度影響を受けるかどうかを推定した後、当該バイヤーの財務担当責任者とリモート面談を手配し、まずは過去の決済振りに即してセラーの口座への着金を確実なものとしします。

< 選び方 >

投票項目に対して節目での取立態様を選ぶ場合に（A）保険対象別に逐次取立するか、それとも（B）それを含めた正味債権でもって一括取立するかどうかも想定します。

< 投票項目 >

A 項目：節目での取立態様は船積み別節目での取立です。

B 項目：節目での取立態様は船積み別節目での取立のほか、不払い債権とした一括対応です。

< 用語集 >

227. 逐次取立とは、A 項目では取引単位別に通常（イ）「付保扱い」、（ロ）「内変扱い」、（ハ）「事故扱い」、（ニ）「請求扱い」及び（ホ）「回収金納付扱い」をすすめるものであり、同様の取立活動を指すもの。

228. 一括取立とは、B 項目では支払遅延通知日を境にしてその前はセラー側、その後は回収委任した債権回収会社側がそれぞれで総請求額－総回収額＝正味債権とした債権単位の取立活動を指すもの。

229. 継続的取引の保障とは、B 項目では支払条件に関してユーザンスの長短に反比例した延長可能期間（支払期日から最長決済期間の満了日まで）内に「短め」のユーザンス案件や少額の与信額をセラーの口座への着金を図り「支払遅延扱い」を免れることによりそれは結果的に継続的取引がつなげることを指すもの。

5-(6)-60 番の「事故扱い」までの所定の義務履行について

< 出発点 >

A 項目：例えば、その履行メドは取引単位での Unpaid 通知を中心とした「請求扱い」時点における回収主体者シフ

トまでです。それは①債権保全義務、②損失を受けるおそれのある告知義務、③他の保険契約の存在を知った時点/損失を受けるおそれが高まる事情発生時点/損失等発生時点/輸出契約等の変更時点に係る各通知義務、④指示や調査に応じる義務、⑤損失防止軽減義務等という各履行です。

B 項目：例えば、その履行メドは債権単位を中心とした「支払遅延扱い」時点における回収主体者シフトまでです。それは①与信時の注意及び損失防止義務、②信用悪化情報を知った時点/支払遅延時点/支払遅延通知後の回収金受領時点の各通知義務、③報告期間中の売上高実績報告義務、④決済期間の延長時点における事前承認申請義務等です。

<関心事>

A 項目：義務履行は仮に不順守の場合に保険金不払や保険金返還が視野に入ります。そこでは、①債権保全義務、②損失を受ける恐れのある告知義務、③他の保険契約の存在を知った時点/損失を受ける恐れが高まる事情発生時点/損失等発生時点/輸出契約等の変更時点に係る各通知義務、④指示や調査に応じる義務、⑤損失防止軽減義務等が想定できますが、各履行の順守です。

B 項目：義務履行は仮に不順守の場合に事故発生日の未到来が視野に入ります。そこでは、保険料の見積依頼時点における支払遅延状況や貸倒状況等を開示し、それが反映した最低保険料の負担による保険契約の締結です。（①事実上の告知義務履行！）その後は、②保険対象債権を明らかにする売上高の報告義務履行、③支払遅延時点等の通知義務履行や④ユーザンスの延長要請時点の事前承認申請義務等が想定できますが、各履行の順守です。

<選び方>

投票項目に対して「事故扱い」までの所定の義務履行を選ぶ場合に（A）例えば、支払期日後の First unpaid 通知の内容により直前に出荷した船積貨物の確保する権利を行使するか、それとも（B）最長決済期間の満了日でもって付保状況を点検し同様に実行するかどうかも想定します。

<投票項目>

A 項目：「事故扱い」までの所定の義務履行は債権保全義務等です。

B 項目：「事故扱い」までの所定の義務履行は注意&損失防止義務等です。

<用語集>

230.船前リスクにおけるセラーの義務とは、A 項目では付保時点において支払期日から 45 日以上支払遅延案件等がある場合に保険会社に知らせるという①告知義務のほか、てん補事由発生後は例えば②損失防止軽減義務や保険会社より貨物の製造・輸出等に関する③指示を受けた場合にそれに従う義務、それに加えててん補事由別に判別した特定日（例えば「倒産状態の場合」は「破産手続開始の決定の宣告を受けた日」）から 45 日以内に通知する④船前損失発生通知義務等を履行するもの。

231.積出し前におけるセラーの義務とは、B項目では例えばてん補事由発生時点において生産ストップという (a) 損失防止義務を履行し、そのてん補事由発生日から 10 日以内に(b)支払遅延通知義務、その支払遅延通知書による(c) 保険会社の決定（履行継続又は中断）に従う義務等を履行するもの。（オプション特約）

232.債権保全義務とは、A 項目では他の債権における注意と同様の注意でもって輸出契約等に係る債権の管理を保全することを指し、例えば船後損失等発生通知期限の到来する場合にその直前に出荷した案件について当該貨物をバイヤーに引渡していない限り「保留扱い」とし、更なる損失額の拡大を押さえるようにするもの。

5-(7)-61 番の回収主体者シフト後の対応について

<出発点>

A 項目：回収主体者シフト後は通常「請求扱い」時点より保険会社が回収主体者として策定した回収方策の指示です。セラーの立場は保険会社の回収方策として(a)セラーによる回収の意向に沿うものと (b) サービス側回収希望のいずれかのうち(a)を希望した場合は保険会社の指示に基づいた従来通りのセラー取立が続きます。そこでは、保険会社による回収方策の指示に基づいた回収行為をセラーが実行する場合にその①回収協力業務&セラー側の②新規バイヤーの開拓業務という2方面に従事することがあります。

B 項目：回収主体者シフト後は「支払遅延扱い」時点より債権回収会社が保険会社の管理下において実施する「回収措置や可能な場合の法的措置」です。そこでは、セラーの立場は保険会社から事前の同意がない限りバイヤーに対する連絡も不可となり、事実上の回収業務のアウトソーシングとした余裕のもとで保険事故により失ったマーケットの回復や新規バイヤーの発掘に専念できます。

<関心事>

A 項目：対応は事実上①セラー側が回収協力に応じるか、それとも②サービス側に委ねるかどうかです。そこでは、セラー側が前者に応じるときは回収協力の報告義務付けがあります。（最初の2年間は四半期毎の年4回ですが、その後は1年当たり1回）

B 項目：対応は「支払遅延扱い」時点より回収主体者シフト（セラー⇒債権回収会社）に連動する「回収措置や可能な場合の法的措置」です。そこでは、セラーが回収主体者を債権回収会社等に委任しますから回収義務から事実上解放されます。その後は例えば売上減相当額の穴埋めに専念することができます。

<選び方>

投票項目として回収主体者シフト後の対応を選ぶ場合にそれは (A) 保険代位債権になっても回収協力を視野に入れるか、それとも (B) 事実上回収義務から解放されるかどうかとも想定します。

<投票項目>

A 項目：回収主体者シフト後の対応はセラーの希望により従来通りの回収行為を続けるものやサービス者の起用のいずれかにするものです。

B 項目：回収主体者シフト後の対応はセラーの回収行為からの解放によりマーケットの回復等に専念できるものです。

<用語集>

233.サービス者の起用とは、A 項目ではセラーが保険会社に回収委任し、かつ、サービス回収の希望からそのサービス者に副委任することを指し、その後はサービス者によるバイヤーへの督促継続から例えば分割返済の合意・そのフォローアップや仲裁・訴訟に係る法的手続につながるもの。（原則成功報酬制）

234.保険代位債権とは、A 項目では保険会社はその履行によりセラーがバイヤーに対して保有する未回収額等のうち代位比率（分子は受取保険金、分母は損失額にする割合）相当分の権利を代位取得する債権を指し、その明細を「債権取得表」でもって明らかにするもの。

235.回収委任した後のセラーの立場とは、A 項目では保険会社の回収方策からの指示に基づいた①回収行為をセラーが希望したときはその「回収協力業務&新規バイヤーの開拓業務」という2方面の当事者となり、②そうでなくサービス回収を希望したときは新規バイヤーの開拓業務という1方面だけになるもの、又はB項目ではバイヤーに対する「回収行為」に係るマンパワーを保険事故により失ったマーケットの回復や新規バイヤーの発掘へのシフトに期待できるもの。

5-(8)-62 番の回収費用のセラー負担について

<出発点>

A 項目：通常船前リスクでは保険事故が確定した後に手元にある事故貨物を処分したときはその処分費用を差し引いた正味金額（取得金額の範囲内）で実損額を計算します。また、船後リスクでは保険会社に回収主体者としてシフトしていない段階において事前に認められていない限り法的費用等は保険対象外です。一方、そのシフト後では保険会社からの指示に基づいた負担である限り保険対象です。そこでは、回収費用は所定の帳票（回収費用負担申請書）により通常6月毎の申請です。

B 項目：回収費用の負担では積出し前リスク（オプション特約）では費用項目と収入項目における差額計算による実損額です。また、積出し後リスクでは債権回収会社の回収費用に関して定率負担です。また、法的措置を実施したときのランニングコストは別途事前に契約でもって定められるものです。そこでは、回収費用は債権回収会社からの請求書（定率や上限・下限があるもの）のコピーでもって随時申請です。

<関心事>

A 項目：セラー負担は保険会社に回収主体者としてシフトしていない時点において保険会社により事前に認められているかどうかです。また、そのシフト後では保険会社からの回収方策に基づいた指示によるセラーが支出している限り保険会社からの支払いに期待できます。そこでは、保険会社による回収方策の指示を受けて負担する回収費用は「定額」でなく、「出来高払い」があります。例えば、セラーは回収費用総額 = 出張費用総額 + 法的費用合計 + その他費用とし、それらを支出したことを確認できる資料を揃えます。（例：インボイス、支払い伝票、出張報告書、出張スケジュール表、回収費用を支出した日における外貨の円転レートの TTB 等）

B 項目：セラー負担は「支払遅延扱い」時点において「ワンストップ扱い」です。それは包括保険契約締結時に明らかにされた債権回収会社からの固定率等に当てはまります。そこでは、回収費用では固定率で上限（約 835,000 円）や下限（約 25,000 円）があります。その回収費用は債権回収会社からの請求書次第により債権に係る縮小てん補率（通常 90%）でもって保険金受取りに期待できます。

<選び方>

投票項目に対して回収費用のセラー負担を選ぶ場合にそれは（A）回収費用は通常出来高払いという「変動費用扱い」になるか、それとも（B）所定の固定費用や契約で事前に定められた追加費用になるかどうかです。

<投票項目>

A 項目：回収費用のセラー負担は保険会社に事前に認めて貰った法的費用等や保険会社の指示に従った負担額です。

B 項目：回収費用のセラー負担は債権回収会社からの負担義務の回収費用（イニシャルチャージや追加費用）です。

<用語集>

236.縮小てん補率とは、 B 項目ではてん補額計算時点において適用する割合を指し、それは未収債権 × 縮小てん補率（標準 90%） = てん補予定額 ≤ 支払限度額（共通枠）という算式でもって使われる割合を指すもの。

237.通常出来高払いとは、 A 項目では例えば回収費用総額 = 出張費用総額 + 法的手数料費用合計 + その他諸費用合計とし、それらを支出したことを確認できる資料（例：インボイス、支払伝票、出張報告書、出張スケジュール表、回収費用を支出した日における外貨の円転レート TTB 等）であり、定額でない費用を指すもの。

238.ランニングコストの追加費用とは、 B 項目では回収管理を委任する保険会社が例えば法的措置の決定に関与し、その指示を受けた債権回収会社が実行する場合に法的費用は別途セラーとの個別契約でもって明らかにし、セラーがそれを負担したときは保険対象費用に期待できるもの。

5-(9)-63 番の回収協力義務等の報告について

<出発点>

A 項目：報告義務の履行では保険会社の回収方針に協力したときのものです。また、変更情報の提供はバイヤーの財産に対して例えばリーガルアクション等が別途加えられた場合にそれを報告するものです。

B 項目：報告義務の履行では保険会社からの事前同意を得てはじめて債権回収会社に直接連絡するものですから報告義務の概念はありません。

<関心事>

A 項目：報告は保険会社の回収方針に協力したときの履行です。そこでは、サービサー起用案件も含めたバイヤー側の財産に対する変更情報の提供義務もあります。例えば、バイヤーに対するリーガルアクションによる財産変更の報告です。

B 項目：報告は保険会社への定期的なものを含めて「有り」ません。そこでは、セラーは債権回収会社等が債権を回収できるように協力し、必要な支援です。

<選び方>

投票項目に対して回収協力義務等の報告を選ぶ場合にそれは（A）セラーが保険会社からの指示のもとで関与するか、それとも（B）回収方針に係る手続の協力・支援に絞られるかどうかです。

<投票項目>

A 項目：回収協力義務等の報告は回収協力の定期報告と情報提供です。

B 項目：回収協力義務等の報告は「回収措置や可能な場合の法的措置」の手続の協力・支援です。

<用語集>

239.定期報告とは、 A 項目では「請求扱い」から最初の2年間は四半期毎、その後は1年毎の報告を指すもの。

240.案件終了とは、 A 項目では「回収行為について継続することが合理的でない」と保険会社により判断されるときは案件終了を想定するもの。

241.情報提供とは、 A 項目ではバイヤーに係る法的地位の変更として例えばリーガルアクション等が別途加えられた場合はそれを指すもの。

242.セラー自身の関与とは、 B 項目では債権回収会社に対する例えば回収措置の手続的事項の協力・支援にあたるもの。